

平成 2 0 年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	後期高齢者医療制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1－1	後期高齢者医療制度について・・・・・・・・	5
1－2	制度の運営・・・・・・・・	6
1－3	制度の財政運営・・・・・・・・	7
1－4	資格・・・・・・・・	11
1－5	保険料・・・・・・・・	11
1－6	給付・・・・・・・・	15
1－7	保健事業・・・・・・・・	24
2	後期高齢者医療制度の沿革・・・・・・・・	26
3	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要・・・・・・・・	36
4	一般会計収支状況・・・・・・・・	38
5	特別会計収支状況・・・・・・・・	40
6	概況・・・・・・・・	42
6－1	被保険者・・・・・・・・	42
6－1－1	被保険者の傾向・・・・・・・・	42
6－1－2	障害認定者数・・・・・・・・	42
6－1－3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村・・・・・・・・	42
6－1－4	被保険者の伸び率・・・・・・・・	43
6－1－5	神奈川県の総人口と被保険者数の推移・・・・・・・・	43
6－2	保険料・・・・・・・・	44
6－2－1	賦課状況・・・・・・・・	44
6－2－2	収納状況・・・・・・・・	44
6－2－3	特別徴収・普通徴収状況・・・・・・・・	45
6－2－4	口座振替の割合・・・・・・・・	45
6－3	保険給付・・・・・・・・	46
6－3－1	保険給付状況・・・・・・・・	46
6－3－2	一人あたりの診療費の状況・・・・・・・・	50
6－4	保健事業・・・・・・・・	51
6－4－1	基本的な検査項目・・・・・・・・	51
6－4－2	受診人数と被保険者に占める割合・・・・・・・・	51
6－5	医療費適正化・・・・・・・・	52
6－5－1	過誤調整・・・・・・・・	52
6－5－2	第三者行為の求償概要・・・・・・・・	53
6－5－3	医療費通知・・・・・・・・	54

7	統計	56
7-1	被保険者	
表 7-1-1	被保険者数内訳	57
表 7-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	58
表 7-1-3	被保険者数の推移	59
表 7-1-4	月別被保険者異動状況	60
表 7-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	61
表 7-1-6	年齢階層別被保険者内訳	62
表 7-1-7	負担区分別被保険者内訳	63
表 7-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	64
7-2	保険料	
表 7-2-1	賦課・軽減状況	65
表 7-2-2	保険料に係る減免状況	66
表 7-2-3	所得階層別被保険者状況	67
表 7-2-4	保険料収納率集計状況	68
表 7-2-5	納期別収納率状況（特別徴収）	69
表 7-2-6	納期別収納率状況（普通徴収）	70
7-3	医療給付	
表 7-3-1	後期高齢者医療費の状況（1）	71
表 7-3-2	後期高齢者医療費の状況（2）（年計）	72
表 7-3-3	後期高齢者医療費の状況（3）（月平均）	73
表 7-3-4	公費負担割合別統計	74
表 7-3-5	公費負担割合別統計（割合）	75
表 7-3-6	費用額状況（総合計）	76
表 7-3-7	費用額状況（入院／医科）	77
表 7-3-8	費用額状況（入院／歯科）	78
表 7-3-9	費用額状況（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	79
表 7-3-10	費用額状況（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	80
表 7-3-11	費用額状況（入院外）	81
表 7-3-12	費用額状況（歯科）	82
表 7-3-13	費用額状況（入院（食事・生活含）・入院外・歯科／合計）	83
表 7-3-14	費用額状況（調剤）	84
表 7-3-15	費用額状況（訪問看護療養費）	85

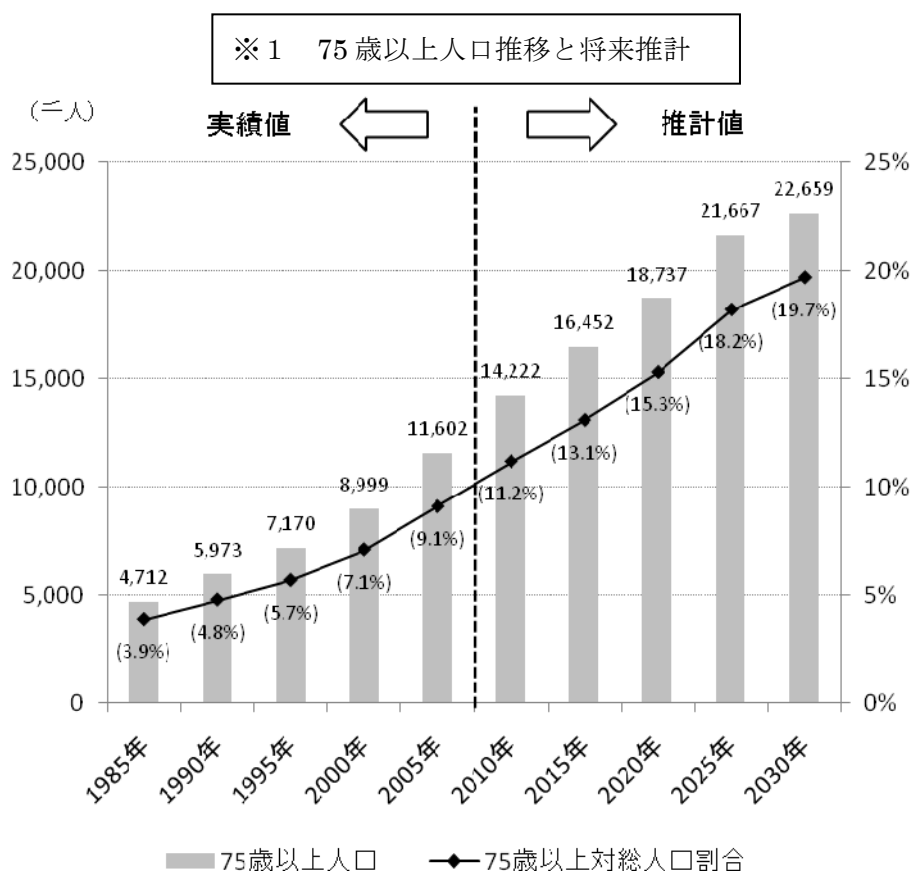
表 7 - 3 - 1 6	費用額状況（現金給付／一般診療～高額療養費）	86
表 7 - 3 - 1 7	費用額状況（現金給付／補装具～柔道整復師の施術）	87
表 7 - 3 - 1 8	費用額状況（現金給付／マッサージ～はり・きゅう）	88
表 7 - 3 - 1 9	費用額状況（現金給付／移送～その他（食事・生活療養含）	89
表 7 - 3 - 2 0	費用額状況（現金給付／合計）	90
表 7 - 3 - 2 1	葬祭費支給状況	91
7 - 4	保健事業	
表 7 - 4 - 1	健康診査受診者数	92
7 - 5	医療費適正化	
表 7 - 5 - 1	再審査状況	93
表 7 - 5 - 2	第三者行為求償状況	94
8 - 1	各広域連合の状況	
表 8 - 1 - 1	年齢階層別被保険者内訳	95
表 8 - 2 - 1	都道府県別保険料設定状況	96
9	用語の定義	97
10	例規集	102
10 - 1	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例	103
10 - 2	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例等施行規則	110
10 - 3	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約	131

1 後期高齢者医療制度の概要

1-1 後期高齢者医療制度について

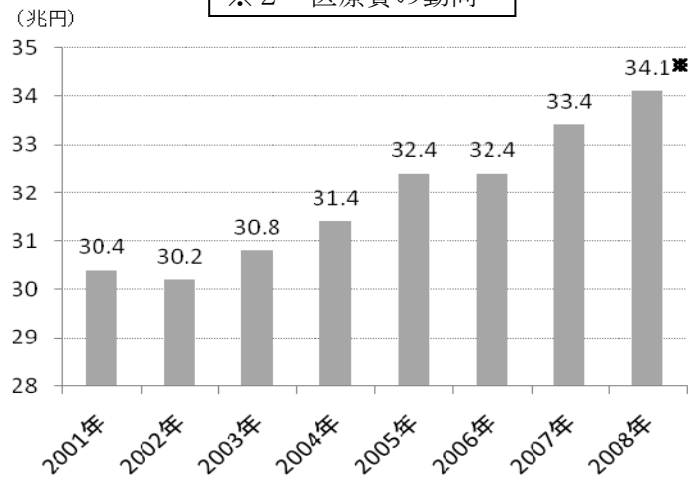
急速な少子高齢化の進展（※1）や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸び（※2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。

「健康保険法等の一部を改正する法律」において「新たな高齢者医療制度の創設」として、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定された。これを受け、平成20年4月1日より、75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者を対象とした、新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が実施された。



資料：内閣府「平成21年度版 高齢社会白書」

※ 2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は 11.4 兆円（全体の 33.5%）

資料：厚生労働省「平成 20 年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

神奈川県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

広域連合の主な事務	市町村の主な事務
被保険者の資格管理に関する事務	保険料の徴収に関する事務
- 資格取得及び喪失、障害認定 - 住所地特例、適用除外 - 被保険者証等の交付 - 減額認定証、特定疾病証の交付	- 保険料の徴収 - 保険料等の納付
保険給付に関する事務	被保険者証の交付の申請等に関する事務
- 現物給付等の審査、支払 - 償還払い等の審査、支払 - 葬祭費等の支給 - 一部負担金の減免	- 被保険者証等の交付の申請受付 - 被保険者証等の引渡し - 減額認定証、特定疾病証の引渡し
保険料の賦課に関する事務	被保険者の便益の増進に寄与するもの
- 保険料率の決定 - 保険料の賦課 - 保険料の減免及び徴収の猶予	- 療養費、高額療養費、移送費及び葬祭費等の支給に係る申請の受付等 - 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等 - 更新時の被保険者証等の引渡し - 特定疾病の認定等に係る証明書の引渡し - 被保険者証等の返還の受付 - 制度の広報（県内全域を対象とするものを除く） - 当該市町村に申出があった制度に関する相談に応じる事務
保健事業に関する事務	
その他制度の施行に関する事務	
- 特別会計の予算の執行管理 - 都道府県知事への報告	

1-3 制度の財政運営

(1) 広域連合と市町村の会計

①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等
歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

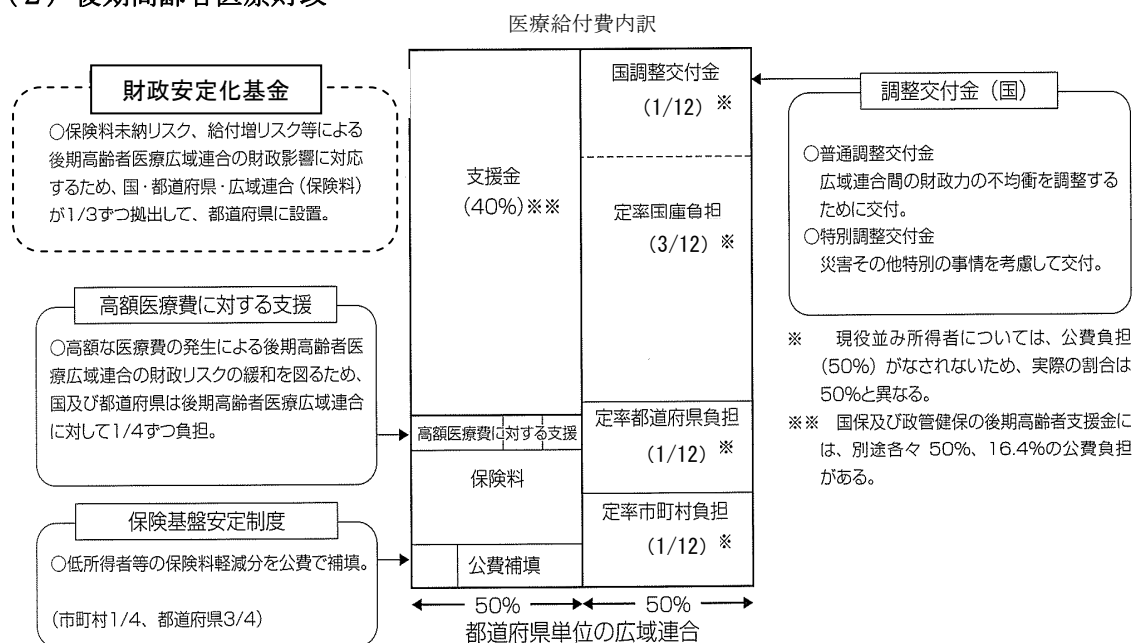
②一般会計〔広域連合〕

広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》

均等割：10／100 被保険者数割：45／100 人口割：45／100

(2) 後期高齢者医療財政



資料：厚生労働省「全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び

後期高齢者医療広域連合事務局長会議説明資料」（平成 21 年 2 月 12 日）

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

後期高齢者医療制度の財源の約4割をしめる主要な財源のひとつであり、当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：3／12 都道府県：1／12 市町村：1／12（※2）

※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注）負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金及び延滞金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における被保険者（①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人、②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人）に係る額を負担する。

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、各広域連合の財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（７、５、２割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（５割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：３／４ 市町村：１／４

④後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の４割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の９割は、この交付金で賄われている。

⑤財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が１／３ずつ負担する。

《負担割合》

国：１／３ 都道府県：１／３ 広域連合：１／３（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下の通り。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left(\begin{array}{c} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の１／３} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、２年ごとに厚生労働大臣が定める（平成２０～２５年度は１万分の９）。

●交付事業

財政運営期間（２年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の１／２に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の１／２に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、４年間とすることができ、さらに４年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、６年間とすることができる。

⑥高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト１件で８０万円を超えるような高額な医療費に対し、８０万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：１／４ 都道府県：１／４ （広域連合（保険料）：２／４）

⑦特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象 ：国民健康保険中央会または支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト１件あたり４００万円超のレセプトが対象。当該レセプトの２００万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源 ：各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合は、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中などにより被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限 [現在の証の有効期限：平成24年7月31日（※）]
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

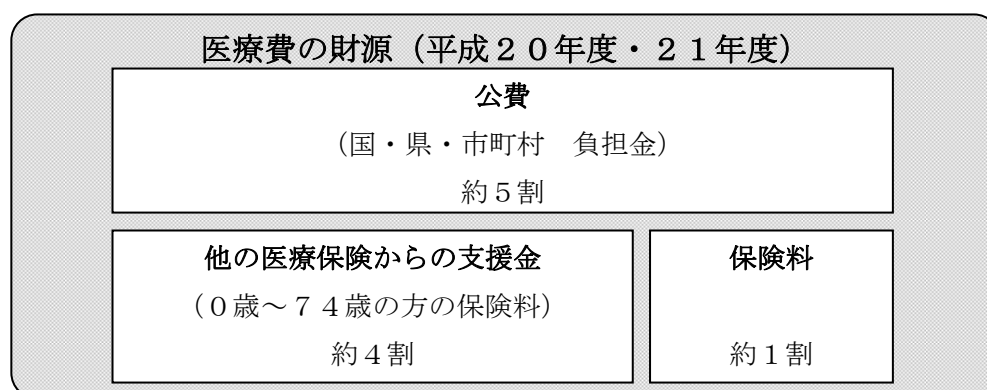
※ 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

平成20年度、21年度の2年間は、医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額 50 万円】} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額 (※1)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 33 万円)} \\ \times \text{所得割率 (※2)} \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数

※2 所得割率 = 県内の所得割総額 (限度超過額含む) ÷ 県内被保険者の所得額総額

●神奈川県における保険料率の設定 (平成20年度・21年度)

均等割額・・・39,860円 (年額)
所得割率・・・7.45%

※ 神奈川県内において、均一の保険料率 (均等割額、所得割率) となる。

●保険料の賦課総額

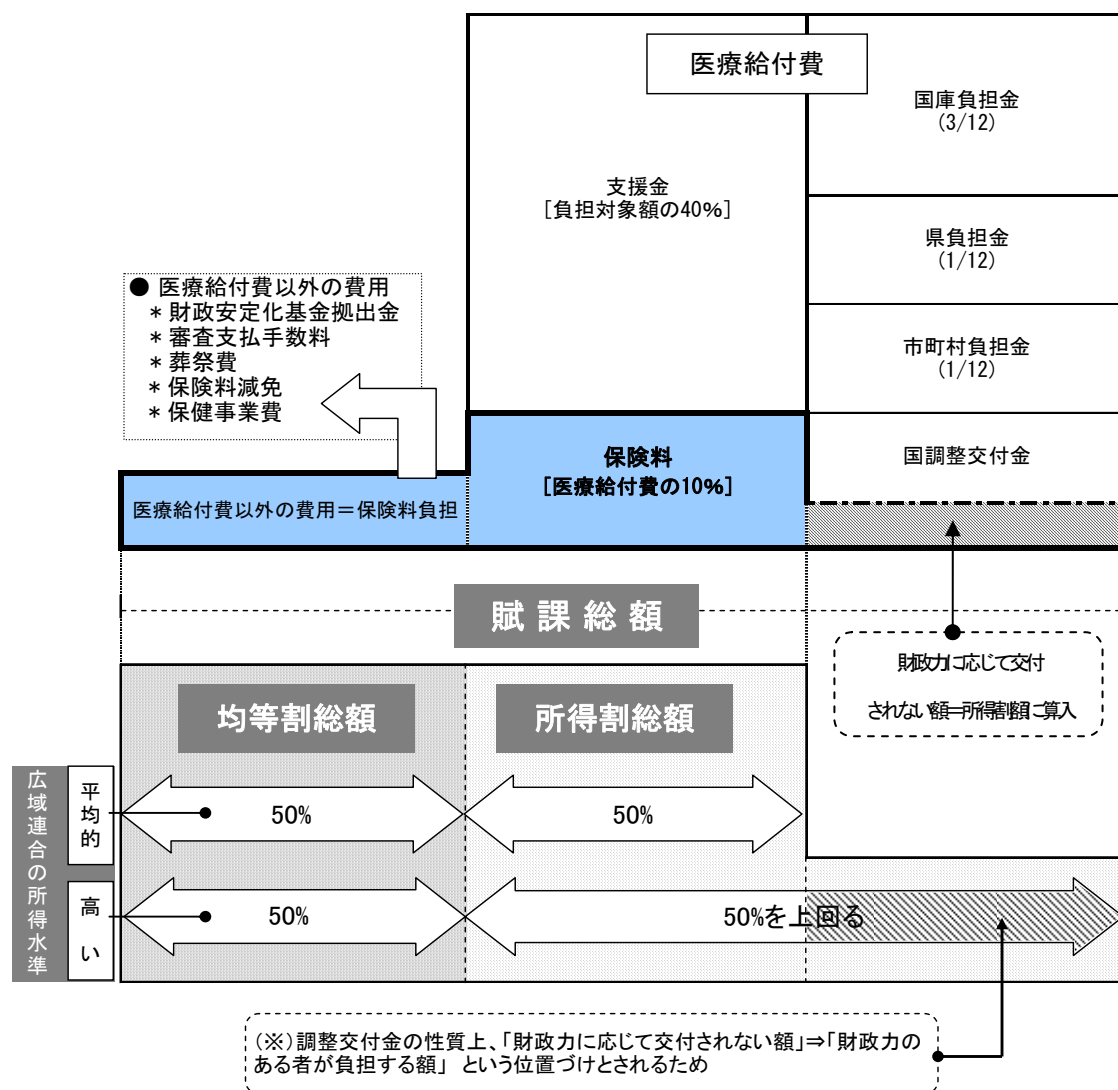
保険料の賦課総額は、医療給付費の10%に、医療給付費以外の費用並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。医療給付費以外の費用としては、財政安定化基金拠出金等が挙げられる (※)。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

※ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ア 財政安定化基金拠出金
- イ 審査支払手数料
- ウ 葬祭費
- エ 保険料減免
- オ 保健事業費

参考 保険料の算定・賦課について



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。

また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	7割
・ 7割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	平成21年4月改正 9割
・ 33万円＋（24万5千円×当該世帯に属する被保険者数） 【被保険者である世帯主を除く（5割軽減の場合のみ）】	5割
・ 33万円＋（35万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度及び21年度は、特例措置として均等割7割軽減を8.5割軽減とする（均等割9割軽減の者を除く）。

●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみ負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、20年4～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、20年10～21年3月の半年間は均等割額が9割軽減された。なお、21年度についても均等割額の9割軽減措置は、継続されている。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事などの災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したことなどの事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減 免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合などに、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関または保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下の通り。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み所得者	課税	当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。 ただし、被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し（※2）、適用された場合は「一般」の区分となる。（※3）	3割
一 般	課税	「現役並み所得者」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（低所得者Ⅰ以外の被保険者）	1割
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控えなど）を添付し、提出する。

平成21年1月改正

※3 同一世帯内に、被保険者の方が1人だけであり、収入の合計額が383万円以上ある者でも、以下のア及びイに該当する者は、申請し、適用された場合は「一般」の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの者の収入の合計額が520万円未満である。

● 現役並み所得者の所得基準の経過措置等

【後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置】平成20年4月から7月までの経過措置

老人保健制度では、「同一の世帯に属する老人医療受給対象者及び70歳から75歳未満の者」について、所得及び収入により現役並み所得者に該当するか否かの判定をしていたが、後期高齢者医療制度では、「同一世帯に属する被保険者のみ」を対象として、判定をすることとなった。

そのため、新たに所得判定を行うと、所得区分が変更になる者が、出てくることから想定されたため、平成20年4月1日の制度施行時は、平成20年3月31日までになされた判定を引き継ぐこととする経過措置が講じられた。

これに該当する被保険者数は、約34,000人であった。

【平成20年度改正に係る経過措置】平成20年8月から12月までの経過措置（自己負担限度額）

平成20年8月以降の現役並み所得者の判定については、「同一世帯に属する被保険者」についての所得及び収入で判定することとなるが、この判定基準の変更に伴い新たに現役並み所得者となった者について、平成22年7月31日まで自己負担限度額を『一般』に据え置く経過措置が講じられた。

以下に該当する者は、基準収入額適用申請し、適用された場合は自己負担限度額について「一般」の額を適用することとされた。（自己負担限度額については、(2)－⑨を参照）。

当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上かつ、収入383万円以上の被保険者（世帯内に他の被保険者がいない者に限る）であって、世帯内の70歳から74歳のものを含めた収入が520万円未満の者

これに該当する被保険者数は、約1,800人であった。

【平成21年1月制度改正】（負担区分の判定基準見直し）

平成20年9月9日の「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」により、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームが、世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとするという考え方をまとめた。

平成20年11月18日政令改正：平成21年1月1日施行

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている問題について、従来の老人保健制度と同様の取り扱いに戻すこととなった。

同一世帯内に、被保険者の方が１人だけであり、収入の合計額が３８３万円以上ある者でも、以下のア及びイに該当する者は、申請し、適用された場合は「一般」の区分となる。

ア 同一世帯内に、７０歳～７４歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの者の収入の合計額が５２０万円未満である。

これに該当する被保険者数は、約２，１００人であった。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給などが受けられる形で行われる（現物給付）。ただし現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用を一時支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費等の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費（入院時）	入院時の自己負担額が世帯合算の自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 ※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし
	移送費	治療を受けるために医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	後期高齢者医療制度と介護保険制度への一部負担金支払合計額が高額となる場合
	葬祭費等	被保険者の死亡に関する葬祭費の支給等

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関または保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
低所得者Ⅱ （区分Ⅱ）	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院（※2）	1割	160円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円	320円
一般	1割	[420円（※）]	
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	1割	210円	
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	1割	130円	
老齢福祉年金受給者	1割	100円	0円

※ 入院時生活療養費を算定する病院に入院している場合。

注）入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の２種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費〔現物給付〕

難病患者や重度の障害のある者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、被保険者証の提示が必要となる。

⑥療養費〔現金給付〕

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請をし、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。

申請ができる場合は以下の通り。

- ア 急病など、緊急その他やむを得ない事情で保険証を持参できなかったとき
- イ コルセットなど治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費〔現金給付〕

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給するもの。

特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については行わない。

⑧移送費〔現金給付〕

医師の指示により緊急的な必要があつて転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額または一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を後から支給するもの。ただし、入院した場合の自己負担額が同月・同一医療機関において世帯合算の自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。
自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	3割	44,400 円	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔44,400 円〕 ※
一 般	1割	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	1割	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	1割	8,000 円	15,000 円

※ 〔 〕 内の金額は、過去 1 2 カ月に外来と入院を合わせた者（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を 3 回以上受け、4 回目以降の支給に該当の場合に適用。

●75歳の誕生月の高額療養費の自己負担限度額

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の 2 分の 1 に減額する（1 日生まれを除く）。月額の自己負担限度額は下表の通り。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	3割	22,200 円	$40,050 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 133,500 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔22,200 円〕 ※	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ 〔44,400 円〕 ※
一 般	1割	6,000 円	22,200 円	44,400 円
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	1割	4,000 円	12,300 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	1割	4,000 円	7,500 円	15,000 円

※ 〔 〕 内の金額は、過去 12 か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を 3 回以上受け、4 回目以降の支給に該当の場合に適用。

《高額療養費の特例等》

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者：低所得者Ⅰ・Ⅱ（区分Ⅰ・Ⅱ）該当者

内 容：入院時、予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の医療機関での支払いが低所得者Ⅰ・Ⅱ（区分Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。

●特定疾病療養受療証

対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）該当者

内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費〔現金給付〕

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合に、年間の医療と介護の自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が還付されるもの。

●自己負担限度額（年額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額 (毎年8月～翌年7月)	措置(※) 初年度の経過	自己負担限度額 (平成20年4月～平成21年7月)
3割	現役並み所得者	67万円		89万円
1割	一 般	56万円		75万円
	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	31万円		41万円
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	19万円		25万円

※ 平成20年度については、計算期間途中の4月1日から制度施行となるため、計算期間を平成20年4月1日から平成21年7月31日までとする。(12か月間⇒16か月間)

⑪葬祭費等〔現金給付〕

後期高齢者医療制度では、被保険者の死亡に際して、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、条例第2条により、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる(※)。

※ 現在神奈川県では行っていない。

(3) 一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除または徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

(4) 給付の制限等

①保険診療とならないもの

以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納している場合、納期限から1年6月間を経過した場合は、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他方の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

(5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

(1) 健康診査

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査を実施している。

①目的

- ・QOL (Quality of Life : 生活の質) の確保や介護予防
- ・糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、後期高齢者健康診査事業費補助金を交付する。市町村は、個別健診または集団健診（併用も可）など、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

広域連合からの補助金（被保険者の保険料）のほか、国からの補助金、市町村負担金（※1）及び健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 神奈川県では、市町村負担金はない。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額
交付限度額 （一市町村あたり）	1万円に当該年度の9月30日における当該市町村の被保険者数の10分の1を乗じた額

(2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応）する。

(3) 介護保険の生活機能評価との関係

受診者の負担を軽減するため、後期高齢者に対する健康診査と介護保険の地域支援事業における生活機能評価は、同時実施が望ましいとされる。なお、同時実施の際の費用負担は、生活機能評価が優先する。

2 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《18年度》		
18. 6	14 日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が 21 日 公布) (1) 医療費適正化の総合的な推進 ○医療費適正化計画の策定(20 年 4 月施行) など (2) 新たな高齢者医療制度の創設 ○後期高齢者医療制度の創設(20 年 4 月施行) ○老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(20 年 4 月施行)など (3) 都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ○政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、20 年 10 月施行)など	
18. 7	10 日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ○「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(19 年 3 月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(18 年 9 月)などを提示	13 日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	健康保険法等の一部改正の施行による改正 (1) 現役並み所得者(70 歳以上)の窓口負担を 2割から3割に変更 (2) 高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例) 現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200 円から 44,400 円に変更	
18. 12		27 日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請
19. 1		広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2 月 23 日) 11 日 神奈川県知事からの設置許可(1 月 19 日県告示)

		○広域連合規約制定 【広域連合規約 概要】 (1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合 (2)構成団体・区域:神奈川県内 35 市町村・神奈川県の区域 (3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付などの窓口業務 (4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル) (5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名) (6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年] (7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期2年] (8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%) (9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名) 16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)
19. 2		1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置 26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)
19. 3		23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会 ○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各条例制定にかかる専決処分報告・承認 (1)神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例 (2)神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例

		(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例 (4)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例 (5)神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (6)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (7)神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 (8)神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他
《19年度》		
19. 5		1 日 広域計画に対するパブリックコメント実施(～31 日) 【実施結果】 (1)寄せられた意見の総数 28 件(はがき 20 件、FAX1 件、電子メール 7 件) (2)ご意見をいただいた方の年齢構成 40 歳未満:1 件 65 歳～74 歳:5 件 75 歳以上:14 件 不明:8 件 (3)主なご意見 ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい など 24 日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)
19. 7		25 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ○城山町及び藤野町が相模原市に編入されたことに伴う、地方公共団体数の変更(35→33)
19. 8	6 日 「全国老人医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」を開催 ○20～21 年度の保険料の算定方法等について提示	27 日 平成 19 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第 1 回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画策定

		【広域計画 概要】 (1)後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度運営を図るため、関係市町村と協調、協力しながら、県内市町村のニーズが反映されるよう努める。 (2)後期高齢者医療制度の沿革・概要 (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要 (4)後期高齢者医療制度における広域連合及び市町村業務 (5)広域計画の期間・改定期間:5年間(19～23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定を行う。
19. 10	19 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(全部改正)制定(20 年 4 月施行) 22 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(20 年 4 月施行) 30 日 高齢者医療の負担の在り方について(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1)70～74 歳の医療費自己負担割合の変更(1割から2割へ)を 20 年度凍結 (2)被用者保険の被扶養者の保険料軽減(激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、均等割が5割軽減となるが、これに加えて ①20 年 4 月～9 月:凍結 ②20 年 10 月～21 年 3 月:均等割額9割軽減とする。 31 日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(20 年 4 月施行)	
19. 11	14 日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成 20 年度から平成 25 年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(20 年 4 月適用)	

	○拠出率：1万分の9(平成20～25年度まで) 22日 ○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(20年4月施行) ○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(20年4月施行) 30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(20年4月適用) (1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 (2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病 (3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法 (4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者 (5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件	16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定 【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 概要】 (1)後期高齢者医療給付(葬祭費) (2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他) (3)保健事業
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(20年4月施行)	
20. 3		被保険者証の一斉交付(中旬～) 27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会 ○特別会計の設置、基金の設置等 (1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認) (2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定 (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定

《20年度》	
20. 4	1日 後期高齢者医療制度開始 【制度概要(施行開始時)】 (1)加入者(被保険者) ①75 歳以上のもの ②65 歳～74 歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者 ※ 生活保護受給者は除く 神奈川県被保険者数 (20 年 4 月末現在) 681,840 人(75 歳以上:666,441 人 75 歳未満(障害認定):15,399 人) (2)被保険者証 1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は H24.7.31 を設定) (3)運営 都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。 ①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付など ②市町村の業務:申請及び相談窓口、保険証の引渡し、保険料の徴収など (4)医療費の負担割合 現役並み所得者は3割、それ以外は1割 (5)保険料 個人単位で賦課(賦課限度額 50 万円)。ただし軽減は世帯単位で判定 神奈川県の保険料率(平成 20～21 年度) 均等割額:39,860 円 所得割額:7.45% 保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (6)保険料の軽減・減免 ①均等割額軽減…7割・5割・2割 ②被用者保険の被扶養者に対する軽減 ・加入した月から2年間は均等割額のみ ・20 年9月まで徴収凍結 ・20 年 10 月～21 年3月まで均等割額9割軽減 ③その他、条例で定める個別減免 (7)保険料の納付 ①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の 1/2を超えない者) ②普通徴収(①以外の者)

20. 6	12 日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定) 【主な内容】 (1) 保険料の軽減対策(21年度から実施) ①均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 →9割軽減 ②保険料賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討) 《平成 20 年度の経過措置》 ①均等割額7割軽減→8.5 割軽減 ②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →所得割額5割軽減 (2) 特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする [条件] ①国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合 ②連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が 180 万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合	
20. 7	25 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ○特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする	保険料額決定等の通知(上旬～中旬) 18 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 (1) 保険料の軽減対策(20 年度の経過措置) ①均等割額 7 割軽減→20 年度は 8.5 割程度軽減 ②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →20 年度は所得割額を5割軽減 (2) 特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始) ※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応
20. 8		神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20 年 7 月 18 日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)

		【変更内容】 (1)均等割額 7 割軽減⇒20 年度は 8.5 割程度軽減 (2)賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →20 年度は所得割額を5割軽減 1 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ○市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ ・保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等 25 日 平成 20 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (20 年 7 月 18 日専決処分の報告・承認) 等
20. 9	9 日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成 21 年4月から平成 22 年3月まで継続 (2)負担区分の判定基準見直し(21 年1月実施) →世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。 (3)誕生月における自己負担限度額の見直し(21 年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。	
20. 11	18 日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21 年 4 月～) 21 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き21年1月1日施行)	

	【改正内容】 (1) 次の場合、窓口負担を1割とする ① 同じ世帯内に他の被保険者がいない ② 同じ世帯の 70 歳以上の者と自身の年収の合計が 520 万円未満 (2) 75 歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1 日生まれを除く) 例) 現役並み所得者の外来における自己負担限度額: 誕生月は 44,400 円→22,200 円に変更	
20. 12	8 日 都道府県ブロック会議 平成 21 年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。 25 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行) 【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、 (1) 負担割合が 3 割から 1 割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[21 年 1 月 1 日から適用] (2) 負担割合が 3 割から 1 割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付 (3) 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(21 年 4 月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応
21. 1	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行 (1) 負担区分の判定基準見直し(21 年 1 月実施) ○後期高齢者医療制度に加入したことにより、負担区分が 3 割から 1 割に変更した者については、従前と同様、1 割負担のままとする。 (2) 誕生月における自己負担限度額の見直し(21 年 1 月実施) ○誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を 2 分の 1 とする。	
21. 3		16 日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市長) ※任期は 21 年 4 月 1 日から 27 日 平成 21 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正等

		【改正内容】 (1)後期高齢者医療に関する条例 ①均等割額 7 割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下→9 割軽減 ②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下→所得割額を5割軽減 ③被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額 9 割軽減)→平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで継続 (2)後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 ①「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるために処分要件の追加 ②条例の失効期日を 22 年 3 月 31 日から 23 年 3 月 31 日に延長
--	--	--

3 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

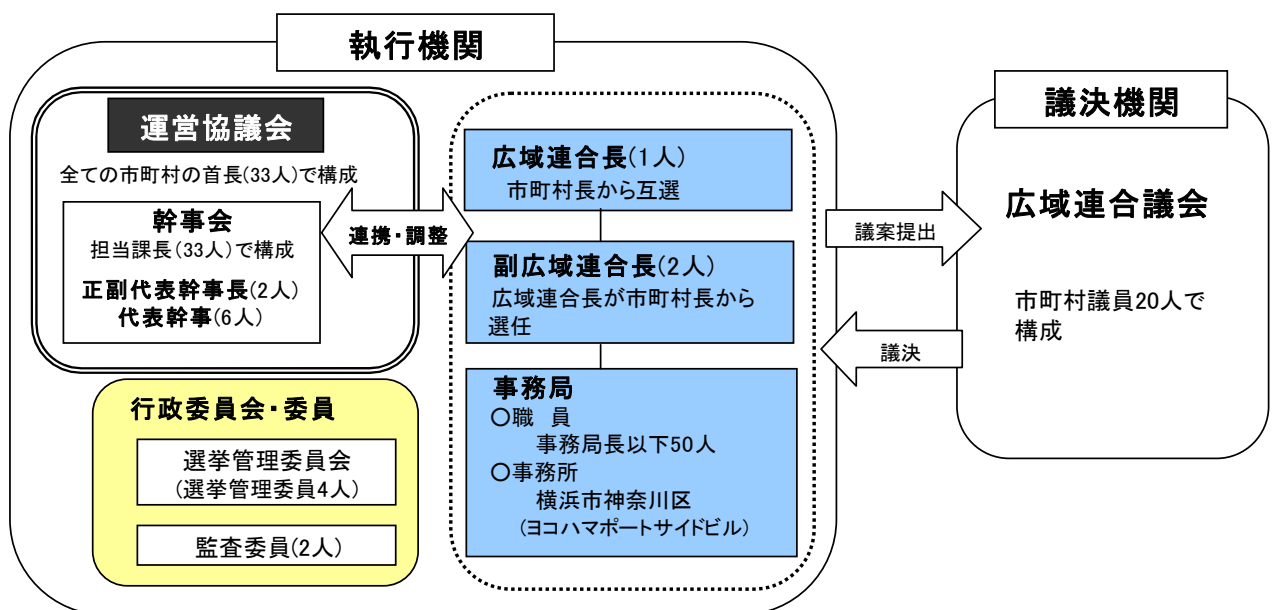
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月11日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置などが義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

広域連合の組織と構成市町村の関係図

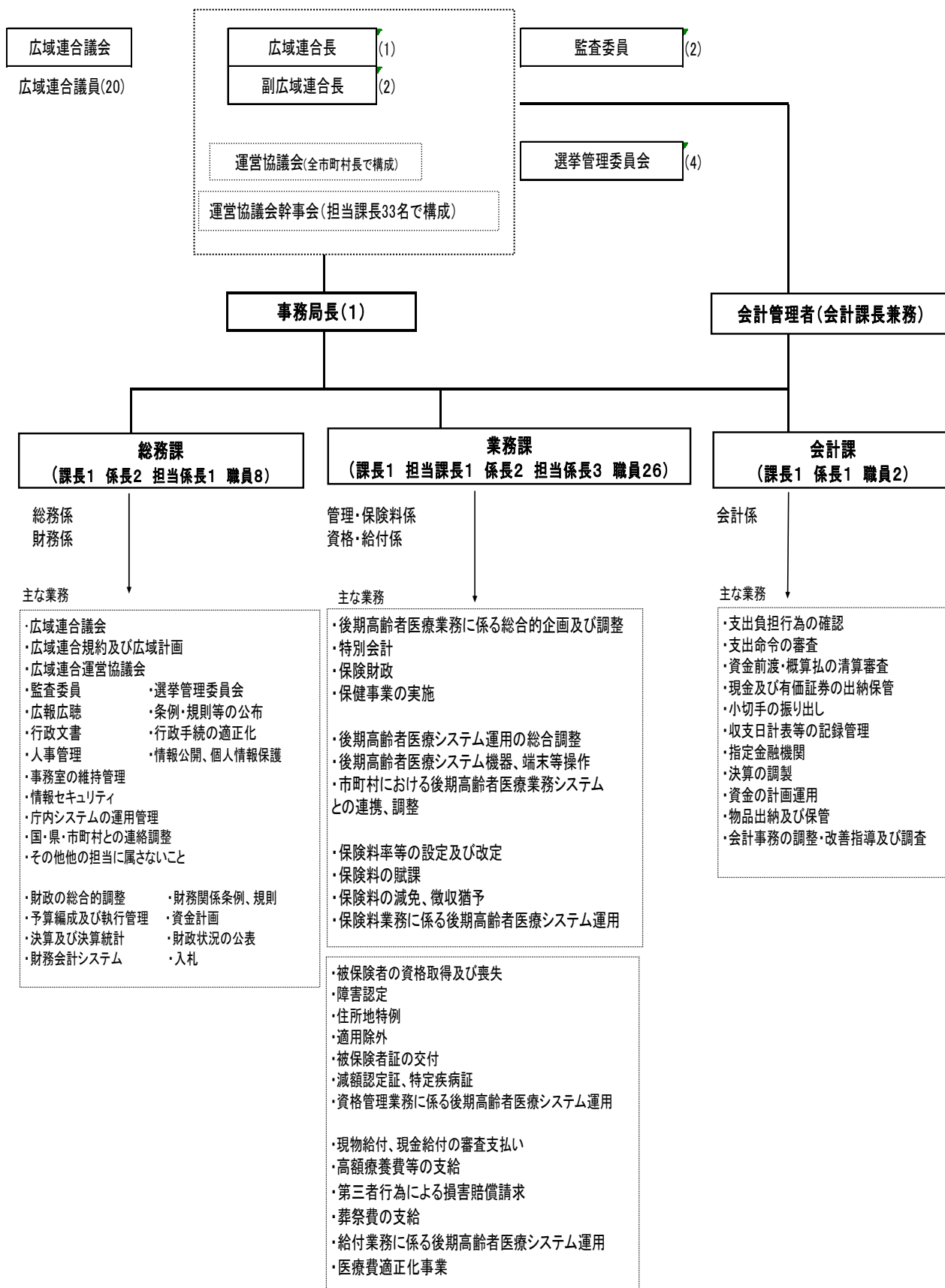


広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付など制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談などの窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、職員定数を50人と定め、3課5係体制で市町村と連携しながら業務に当たっている。

広域連合の組織と主な業務内容

()内は定数 (平成21年度)



4 一般会計収支状況

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、平成19年1月11日に神奈川県知事からの設置許可を受け設立された。

平成20年4月に後期高齢者医療制度が開始され、この制度運営に伴う平成20年度の一般会計歳入歳出予算の総額を23億2,447万5千円と定め、事業の執行にあたった。

歳入では、平成20年度国庫補助金の受け入れ、高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れ等の増額補正を行ったこと等から、平成20年度の歳入決算額は25億3,494万6,195円となった。

広域連合運営の主な財源は、構成市町村からの負担金で賄われている。

後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金、国庫補助金を除くと、構成市町村からの負担金は91.7%を占め、次いで前年度からの繰越金が8.2%となっている。

歳出では、国庫補助金の受け入れに伴う事業費を計上する補正を行ったこと等から、歳出決算額は19億4,277万5,639円となり、歳入歳出差引残額は、5億9,217万556円となった。

歳出の状況を目的別に見ると、広域連合運営管理費、広域連合事業費負担金（市町村からの派遣職員に係る人件費相当分負担金）、高齢者医療関係費（事業実施経費）、電算システム関係費等の総務費が歳出全体の99.9%を占めている。

平成 20 年度 一般会計歳入歳出 決算概要

平成20年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 分担金及び負担金		2,127,065,000	2,127,063,106	0	0	△ 1,894	100.00%
	1. 負担金	2,127,065,000	2,127,063,106	0	0	△ 1,894	100.00%
2. 繰入金		38,345,000	25,528,267	0	0	△ 12,816,733	66.58%
	1. 基金繰入金	38,345,000	25,528,267	0	0	△ 12,816,733	66.58%
3. 繰越金		190,777,000	190,777,894	0	0	894	100.00%
	1. 繰越金	190,777,000	190,777,894	0	0	894	100.00%
4. 諸収入		201,000	2,293,928	0	0	2,092,928	1141.26%
	1. 預金利子	200,000	2,047,828	0	0	1,847,828	1023.91%
	2. 雑入	1,000	246,100	0	0	245,100	24610.00%
5. 国庫支出金		196,382,000	189,283,000	0	7,100,000	△ 7,099,000	96.39%
	1. 国庫補助金	196,382,000	189,283,000	0	7,100,000	△ 7,099,000	96.39%
歳入合計		2,552,770,000	2,534,946,195	0	7,100,000	△ 17,823,805	99.30%

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 議会費		1,746,000	824,725	0	921,275	921,275	47.24%
	1. 議会費	1,746,000	824,725	0	921,275	921,275	47.24%
2. 総務費		2,541,024,000	1,941,950,914	11,200,000	587,873,086	599,073,086	76.42%
	1. 総務管理費	2,540,706,000	1,941,733,403	11,200,000	587,772,597	598,972,597	76.42%
	2. 選挙費	58,000	34,480	0	23,520	23,520	59.45%
	3. 監査委員費	260,000	183,031	0	76,969	76,969	70.40%
3. 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
歳出合計		2,552,770,000	1,942,775,639	11,200,000	598,794,361	609,994,361	76.10%

歳入歳出差引残額 592,170,556 円

5 特別会計収支状況

平成20年4月から、後期高齢者医療制度が開始され、初年度である平成20年度は、老人保健制度における実績などを勘案し、特別会計歳入歳出予算の総額を当初、5,172億1,723万3,000円と定め、制度の運営にあたった。

年度途中に、国の特別対策における保険料軽減等を実施したことにより、33億6,952万1,000円の増額補正を行い、平成20年度の予算現額としては、歳入歳出ともに5,205億8,675万4,000円となり、歳入決算額は、4,785億8,378万970円、歳出決算額は4,711億7,914万9,006円となった。

歳入の主なものは、市町村支出金1,011億5,988万7,830円、国庫支出金1,306億6,353万4,330円、県支出金342億3,871万5,422円、支払基金交付金2,116億8,319万2,000円で、市町村支出金は歳入全体の約21%、国庫支出金は約27%、県支出金は約7%、支払基金交付金は約44%を占めている。

歳出の主なものは、保険給付費4,622億3,336万5,271円で、歳出全体の約98%を占めている。

また、歳入歳出差引額は74億463万1,964円となったが、この中には次年度に国庫支出金や支払基金交付金等を返還するための金額が含まれている。

平成 20 年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	収入率
1. 市町村支出金		107,928,673,000	101,159,887,830	0	△ 6,768,785,170	93.73%
	1. 市町村負担金	107,928,673,000	101,159,887,830	0	△ 6,768,785,170	93.73%
2. 国庫支出金		139,085,782,000	130,663,534,330	0	△ 8,422,247,670	93.94%
	1. 国庫負担金	111,759,000,000	105,423,908,738	0	△ 6,335,091,262	94.33%
	2. 国庫補助金	27,326,782,000	25,239,625,592	0	△ 2,087,156,408	92.36%
3. 県支出金		37,899,397,000	34,238,715,422	0	△ 3,660,681,578	90.34%
	1. 県負担金	37,899,397,000	34,238,715,422	0	△ 3,660,681,578	90.34%
4. 支払基金交付金		233,987,493,000	211,683,192,000	0	△ 22,304,301,000	90.47%
	1. 支払基金交付金	233,987,493,000	211,683,192,000	0	△ 22,304,301,000	90.47%
5. 特別高額医療費共同事業交付金		137,915,000	34,843,811	0	△ 103,071,189	25.26%
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	137,915,000	34,843,811	0	△ 103,071,189	25.26%
6. 財産収入		6,159,000	6,158,713	0	△ 287	100.00%
	1. 財産運用収入	6,159,000	6,158,713	0	△ 287	100.00%
7. 繰入金		1,477,331,000	606,000,000	0	△ 871,331,000	41.02%
	1. 基金繰入金	1,477,331,000	606,000,000	0	△ 871,331,000	41.02%
8. 県財政安定化基金借入金		1,000	0	0	△ 1,000	0.00%
	1. 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0.00%
9. 諸収入		64,003,000	191,448,864	0	127,445,864	299.12%
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,000	1,508,390	0	1,506,390	75419.50%
	2. 預金利子	64,000,000	117,404,872	0	53,404,872	183.45%
	3. 雑入	1,000	72,535,602	0	72,534,602	7253560.20%
歳入合計		520,586,754,000	478,583,780,970	0	△ 42,002,973,030	91.93%

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	不用額	執行率
1. 保険給付費		510,777,420,000	462,233,365,271	48,544,054,729	90.50%
	1. 保険給付費	510,777,420,000	462,233,365,271	48,544,054,729	90.50%
2. 県財政安定化基金拠出金		500,209,000	495,266,000	4,943,000	99.01%
	1. 県財政安定化基金拠出金	500,209,000	495,266,000	4,943,000	99.01%
3. 特別高額医療費共同事業拠出金		137,915,000	35,997,831	101,917,169	26.10%
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	137,915,000	35,997,831	101,917,169	26.10%
4. 保健事業費		726,811,000	688,707,143	38,103,857	94.76%
	1. 健康保持増進事業費	726,811,000	688,707,143	38,103,857	94.76%
5. 基金積立金		8,380,399,000	7,725,812,761	654,586,239	92.19%
	1. 基金積立金	8,380,399,000	7,725,812,761	654,586,239	92.19%
6. 公債費		64,000,000	0	64,000,000	0.00%
	1. 利子	64,000,000	0	64,000,000	0.00%
歳出合計		520,586,754,000	471,179,149,006	49,407,604,994	90.51%

歳入歳出差引残額 7,404,631,964 円

6 概況

6-1 被保険者

6-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、20年4月末が681,840人、21年3月末現在では、710,920人となり、11ヶ月で29,080人、4.3%増加している。

被保険者全体の710,920人のうち、75歳以上は、698,345人であり、全体の98.2%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障害認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、12,575人であり、全体の1.8%となっている。

6-1-2 障害認定者数

制度施行直前の20年3月末時点で老人保健法に基づき障害認定を受けていた者は、22,365人であり、この障害認定は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされることとなった。

ただし、障害認定は、将来に向かって撤回することができるため、制度施行前後に障害認定の撤回を選択した被保険者もあり、20年4月末の障害認定者数は、15,399人、21年3月末は、12,575人となった。

6-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の291,770人、川崎市の92,233人、の順であり、少ないところは清川村の315人、中井町の964人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の15.4%、山北町の14.9%、の順であり、低いところは厚木市の6.0%、海老名市の6.1%の順である。

表1：被保険者数の多い市町村、少ない市町村

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市（291,770人）	1. 清川村（315人）
2. 川崎市（92,233人）	2. 中井町（964人）
3. 相模原市（46,768人）	3. 開成町（1,185人）

表2：人口に対する被保険者数割合の高い市町村、低い市町村

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町（15.4%）	1. 厚木市（6.0%）
2. 山北町（14.9%）	2. 海老名市（6.1%）
3. 湯河原町（13.6%）	3. 綾瀬市（6.1%）

※全市町村の状況については、P57（表1）、P58（表2）参照

6-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の初年度の伸び率は4.3%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は寒川町の6.7%、座間市の6.6%、の順であり、低い市町村は箱根町の1.3%、山北町の1.9%の順である。

表3：伸び率の高い市町村、低い市町村

伸び率の高い市町村	伸び率の低い市町村
1. 寒川町（6.7%）	1. 箱根町（1.3%）
2. 座間市（6.6%）	2. 山北町（1.9%）
3. 綾瀬市（6.4%）	3. 清川村（1.9%）

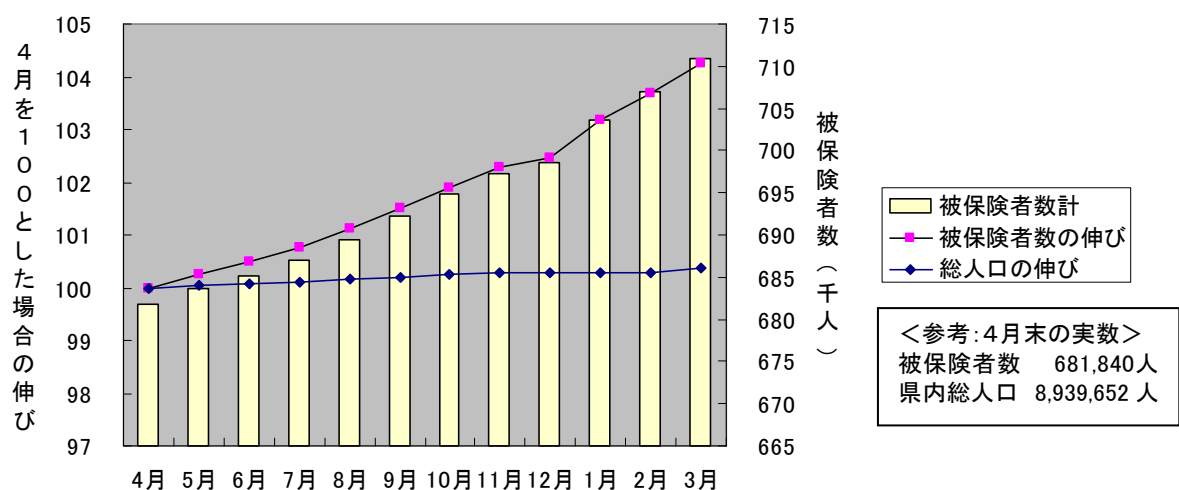
※後期高齢者医療制度が20年度施行のため、20年4月末から21年3月末までの伸び率

※全市町村の状況については、P61 参照

6-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が20年4月末から21年3月末までの間、に34,423人（0.39%）増加したのに対し、被保険者数は29,080人（4.26%）増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は20年4月では7.63%、21年3月は7.92%に増加している。

（図）総人口と被保険者数の推移



6-2 保険料

6-2-1 賦課状況

平成20年度及び平成21年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が39,860円(年額)、所得割率が7.45%であり、平成20年度特別対策後の神奈川県の一人当たり平均額は88,221円となっている。

これに対し、全国平均では、均等割額が41,500円(年額)、所得割率が7.65%、一人当たり平均額は約65,000円となっている。

神奈川県の全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第30位、所得割率が第26位となり、一人当たり平均額は第1位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成20年度の賦課総額については766億1,918万8,771円である。

保険料均等割額の軽減状況としては、軽減総額は97億2,199万242円となり、その内訳としては次のとおり。

所得に応じた 軽減 (均等割軽減額)	8.5割軽減	7,011,442,480円
	5割軽減	187,521,370円
	2割軽減	289,630,732円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減		2,233,395,660円

6-2-2 収納状況

平成20年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

調定総額	収納総額	収納率
61,794,210,220円	61,032,752,075円	98.76%

※ 全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

※ 保険料率算定時における平成20年度の予定収納率(98.77%)

平成20年度の減免状況については、申請件数124件のうち、減免決定は102件、減免額は約313万円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
124	73	6	23	22	3,131,710円

※ 平成21年7月、平成20年度保険料にかかる減免情報の最終集計処理による

6-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成20年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	28,705,698,495 円
	収納額	28,705,698,495 円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	33,088,511,725 円
	収納額	32,327,053,580 円
	収納率	97.69%
全体	調定額	61,794,210,220 円
	収納額	61,032,752,075 円
	収納率	98.76%

6-2-4 口座振替の割合

平成20年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	277,715 人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者数(B)	113,193 人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	21,793 人
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を含む) (B/A)×100	40.76 %
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を除く) ((B-C)/A)×100	32.91 %

※対象者数等は、平成21年3月期徴収分における全市町村の合計数値

6－3 保険給付

6－3－1 保険給付の状況

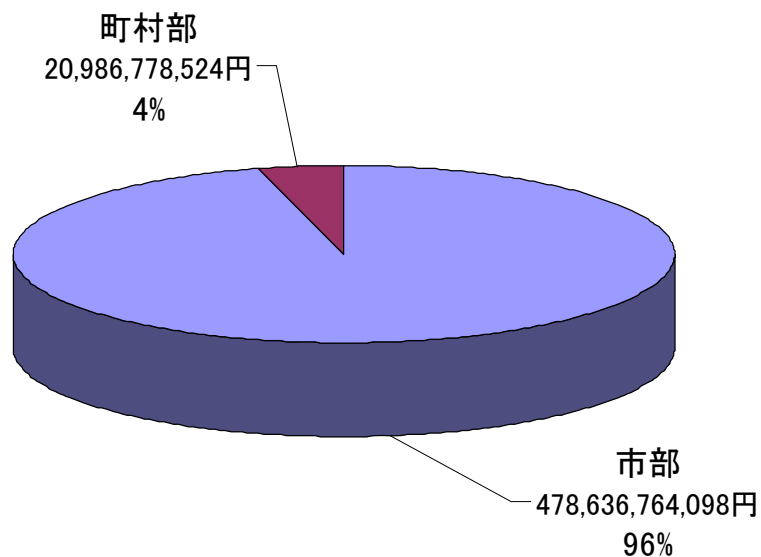
平成20年度の医療費については、4月(5月審査)～2月(3月審査)分のため、11ヶ月間となる。従って、被保険者数と給付費の関係をみる場合は、11ヶ月ベースで算出となる。

県全体は、医療費 4,996 億 2,354 万 2,622 円、1人あたり医療費 721,173 円である。

内訳は、市部については、医療費 4,786 億 3,676 万 4,098 円(県全体 96%)、1人あたり医療費 722,372 円、町村部については、医療費 209 億 8,677 万 8,524 円(県全体 4%)、1人あたり医療費 694,880 円である。

	医療費	1人あたり医療費
県 合 計	499,623,542,622 円	721,173 円
市 部 計	478,636,764,098 円	722,372 円
町 村 部 計	20,986,778,524 円	694,880 円

医療費(県合計 499,623,542,622円)



医療費が多い市町村・少ない市町村

県全体の医療費のうち、もっとも多いところは横浜市、次いで川崎市、相模原市である。もっとも少ないところは清川村、次いで中井町、開成町である。

医療費の多い市町村	医療費の少ない市町村
1.横浜市 (208,493,862,755 円)	1.清川村 (213,334,982 円)
2.川崎市 (68,913,687,900 円)	2.中井町 (584,528,936 円)
3.相模原市 (32,503,414,604 円)	3.開成町 (751,423,732 円)

1人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村

県全体の1人あたり医療費のうち、もっとも多いところは箱根町、次いで川崎市、真鶴町である。もっとも少ないところは中井町、次いで中井町、綾瀬市である。

1人あたり医療費が多い市町村	1人あたり医療費が少ない市町村
1.箱根町 (775,923 円)	1.大井町 (610,892 円)
2.川崎市 (766,977 円)	2.中井町 (617,242 円)
3.真鶴町 (740,190 円)	3.綾瀬市 (635,753 円)

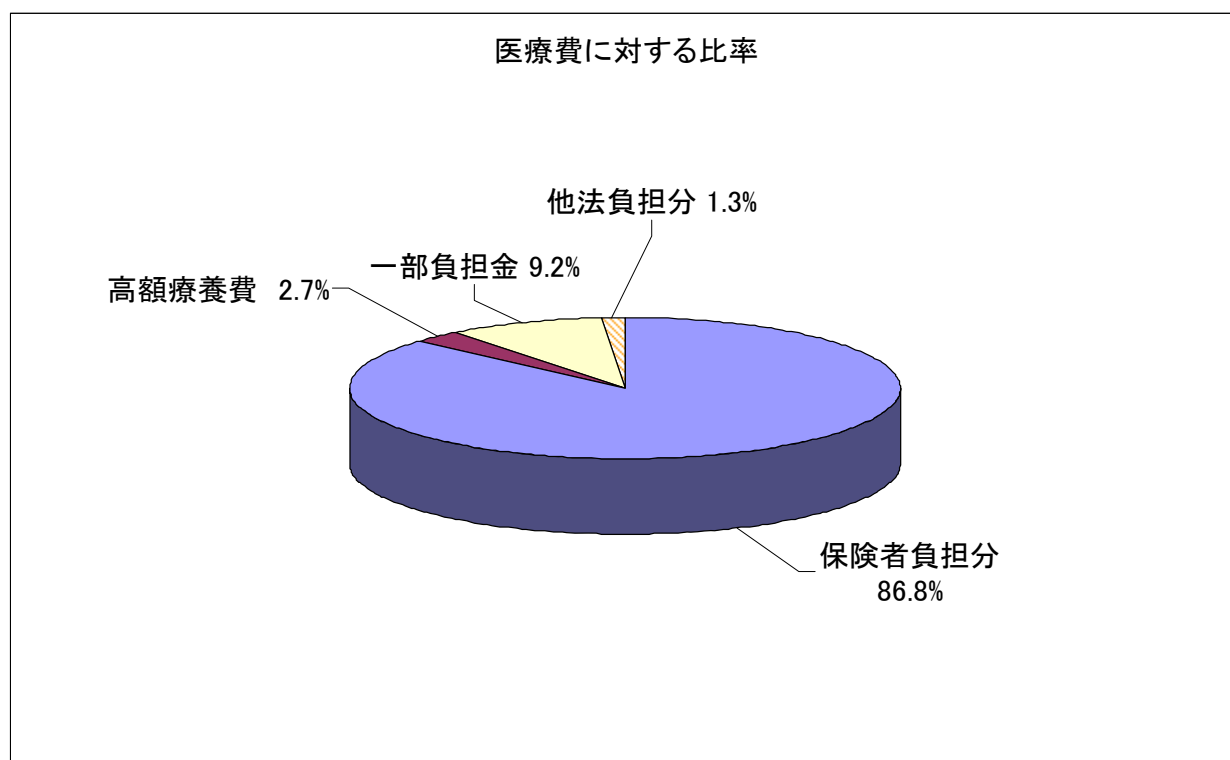
医療費に対する比率

医療費を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分がある。

各内訳の金額は保険者負担分 4,336 億 7,975 万 9,412 円、高額療養費 133 億 6,795 万 8,580 円、一部負担金 460 億 720 万 3,100 円、他法負担分 65 億 6,862 万 1,530 円になる。

広域連合が負担する保険者負担分は 86.8%、高額療養費は 2.7%を占め、医療費の 89.5%を占める。

保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
433,679,759,412 円	13,367,958,580 円	46,007,203,100 円	6,568,621,530 円

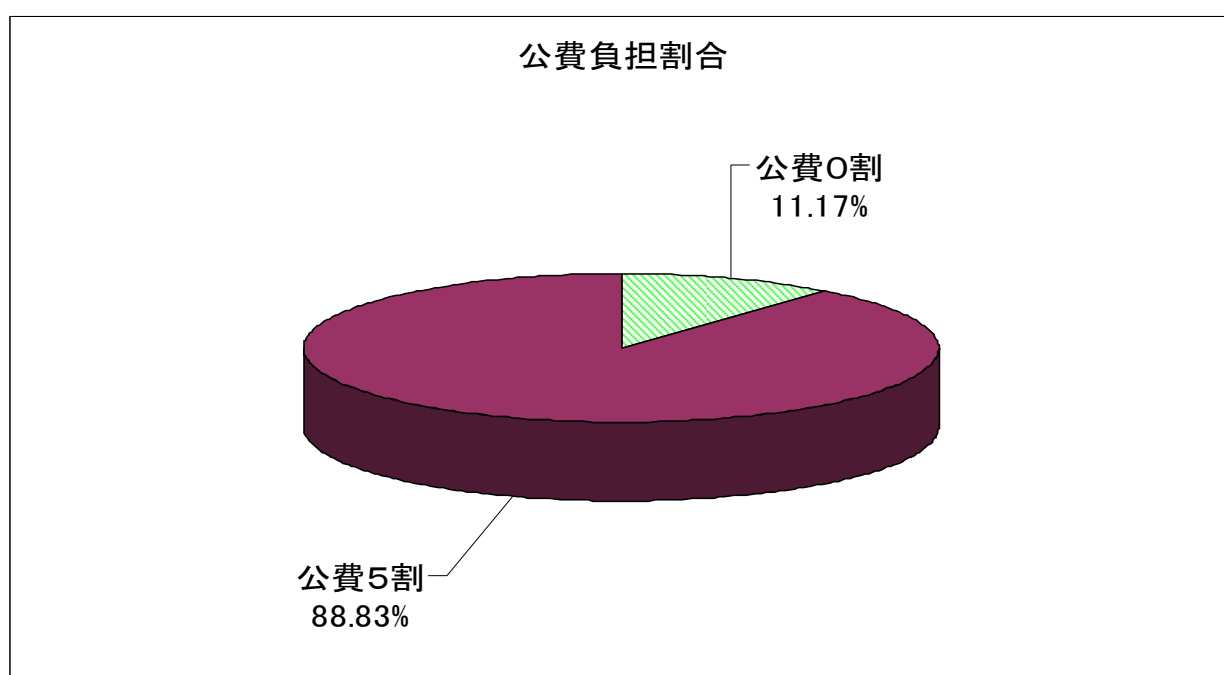


保険者負担分の公費(※)負担割合別について

※公費とは、後期高齢者医療財政のうち療養の給付等に占める国・県・市町村が負担する定率負担金等をいう。一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰは公費が5割、現役並みは支援金及び保険料で賄われるため公費0割と表す。

保険者負担分 4,588 億 1,830 万 4,119 円のうち、公費0割及び公費5割の公費負担割合別からみた保険者負担分は、公費0割は 512 億 3,617 万 5,666 円(県全体 11.17%)、公費5割は 4,075 億 8,212 万 8,453 円(県全体 88.83%)である。

保険者負担分	公費0割	公費5割
458,818,304,119 円	51,236,175,666 円	407,582,128,453 円



療養費等の状況

療養費等の費用額については、県全体は 84 億 9,613 万 7,913 円となる。

内訳は市部については、81 億 6,474 万 5,390 円、町村部については、3 億 3,139 万 2,523 円である。

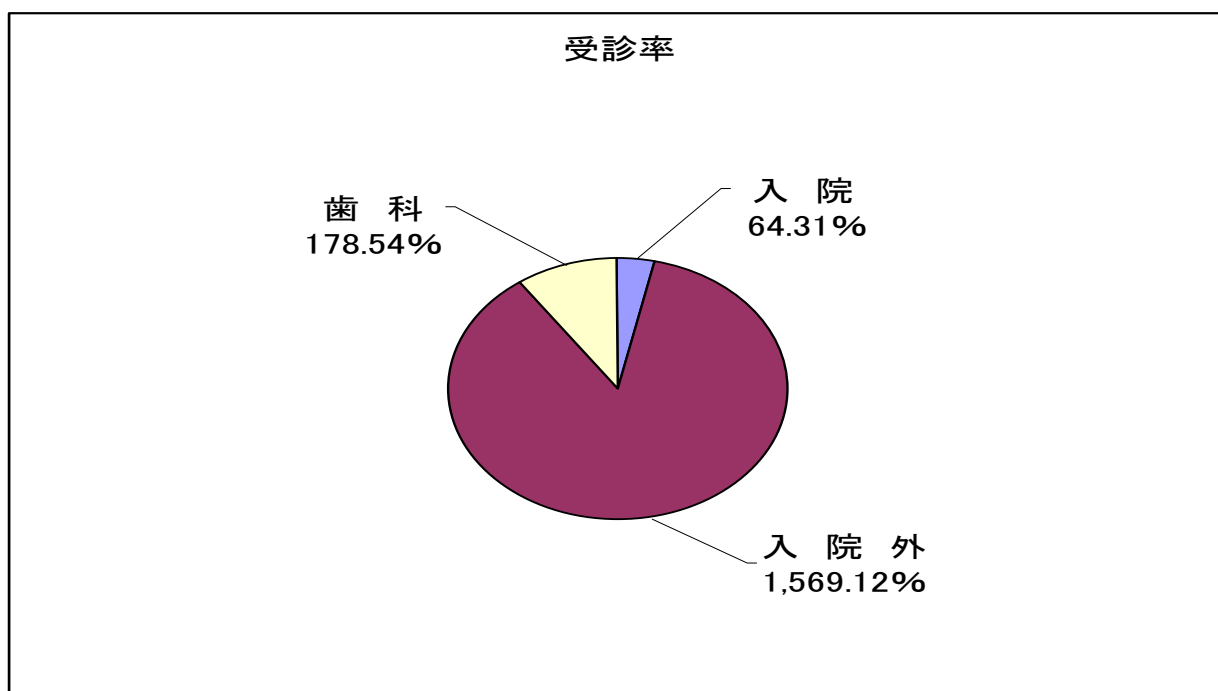
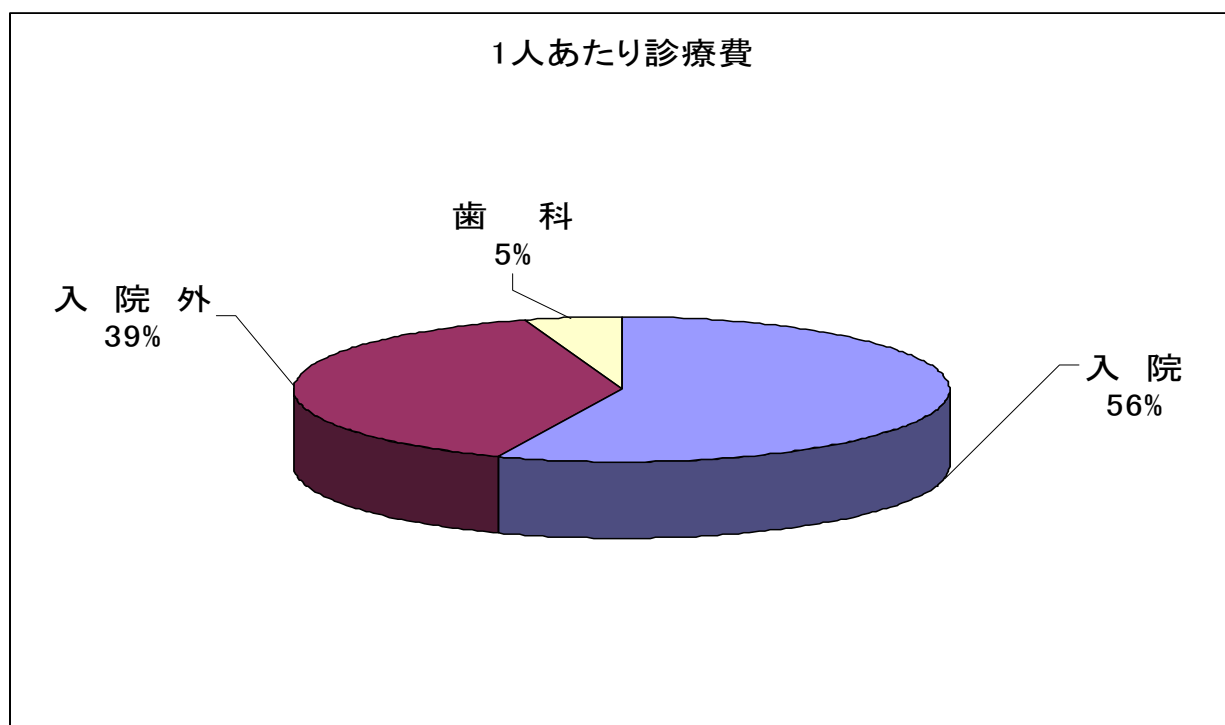
療養費等の合計がもっとも多い市町村は横浜市、次いで川崎市、相模原市となる。もっとも少ない市町村は清川村、次いで開成町、箱根町である。

療養費等の多い市町村		療養費等の少ない市町村	
1.横浜市	(3,443,815,830 円)	1.清川村	(4,001,323 円)
2.川崎市	(1,512,435,023 円)	2.開成町	(6,795,042 円)
3.相模原市	(587,650,235 円)	3.箱根町	(6,862,179 円)

6-3-2 一人あたりの診療費の状況

1人あたりの医療費のうち年計及び月平均の医療費の「入院」・「入院外」・「歯科」別の状況については、次のとおりとなる。

年計	1人当たり診療費	受診率	1件当たり日数	1日当たり診療費
合計	579,118 円	1811.97%	2.59 日	12,325 円
入院	325,669 円	64.31%	17.21 日	29,432 円
入院外	226,051 円	1569.12%	2.03 日	7,098 円
歯科	27,397 円	178.54%	2.28 日	6,728 円



6-4 保健事業

6-4-1 基本的な検査項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）においてすべての対象者が受診する健診項目と同様で（腹囲を除く）、次の9項目からなる。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付しているが、基本的な検査項目である9項目（広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定）を実施していることを交付の必須条件としている。

基本的な検査項目

- （1）既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- （2）自覚症状及び多覚症状の有無の検査
- （3）身長及び体重の検査
- （4）BMIの測定（ $BMI = \text{体重（kg）} \div \text{身長（m）の2乗}$ ）
- （5）血圧の測定
- （6）GOT、GPT及び γ -GTPの調査
- （7）中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査
- （8）血糖検査
- （9）尿中の糖及び蛋白の有無の検査

6-4-2 受診人数と被保険者に占める割合

平成20年度の受診人数は144,820人となっている。

また、補助金交付の基準となる、平成20年9月末日現在の被保険者数は、692,146人で、受診率は20.92%となっている。

受診者数の多い市町村は、横浜市25,757人、藤沢市20,132人、川崎市19,426人の順である。

受診率の高い市町村は、藤沢市63.10%、茅ヶ崎市55.20%、愛川町54.83%の順である。

6-5 医療費適正化

6-5-1 過誤調整

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、神奈川県医療費適正化計画に基づき、診療報酬明細書（レセプト）を扱う各種業務を広域連合事務局内で一括して事務処理をおこなってきた。

平成20年度実績

返戻件数	40,314枚	過誤調整額	2,016,396,213円
------	---------	-------	----------------

※ 4月（3月点検）処理・3月（2月点検）処理分で集計

平成20年度の過誤調整の傾向

制度発足当初の混乱もあり、制度の周知不足やシステム障害等により、エラーとなったレセプトが大量に発生したが、平成20年度の被保険者証年次更新以降には過誤件数は落ち着いた。

診療報酬からの過誤調整

請求月	枚数	過誤調整額
4月請求		
5月請求		
6月請求		
7月請求		
8月請求		
9月請求	3,706	211,493,871
10月請求	2,448	283,739,411
11月請求	7,616	334,068,726
12月請求	9,201	363,530,828
1月請求	4,433	210,288,115
2月請求	7,977	357,231,684
3月請求	4,933	256,043,578
計	40,314	2,016,396,213

平成 20 年度再審査実績

審査件数	40, 444 件	申出件数	10,347 件	査定額	402,648,082 円
------	-----------	------	----------	-----	---------------

※ 9 月から 3 月申出分までの内容

6-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件などがある。

高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条 1 項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

平成 20 年度実績

求償事務処理件数（件）	求償額（円）
457	70,221,145

6－5－3 医療費通知

1 趣旨

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として行っている。

2 実施内容

医科、歯科、調剤、訪問看護療養費のレセプトについて、平成 20 年 11 月分を抽出し、平成 21 年 2 月に発送した。

市町村名	被保険者数	通知発送数	発送率
横浜市	286,151		—
川崎市	90,465		—
横須賀市	44,332	36,979	83.4%
平塚市	21,670	17,605	81.2%
鎌倉市	22,069		—
藤沢市	32,139		—
小田原市	19,743	16,229	82.2%
茅ヶ崎市	19,227		—
逗子市	7,645	6,352	83.1%
相模原市	45,721		—
三浦市	6,123	4,954	80.9%
秦野市	12,565	10,151	80.8%
厚木市	13,313		—
大和市	14,362		—
伊勢原市	7,060	5,516	78.1%
海老名市	7,567		—
座間市	7,832	6,435	82.2%
南足柄市	4,081	3,269	80.1%
綾瀬市	4,919		—
葉山町	3,895	3,190	81.9%
寒川町	3,139	2,579	82.2%
大磯町	3,742	3,047	81.4%
二宮町	3,300	2,713	82.2%
中井町	948	754	79.5%

市町村名	被保険者数	通知発送数	発送率
大井町	1,298	1,066	82.1%
松田町	1,401	1,083	77.3%
山北町	1,777	1,469	82.7%
開成町	1,165	939	80.6%
箱根町	1,641	1,317	80.3%
真鶴町	1,245	1,005	80.7%
湯河原町	3,580	2,897	80.9%
愛川町	2,902	2,367	81.6%
清川村	310	250	80.6%
	697,327	132,166	

※ 被保険者数は平成 20 年 11 月現在

統計

表7-1-1 被保険者数内訳

【平成21年3月】

	75歳以上	65～74歳で障害認定を受けた者	合 計
横浜 市	285,408	6,362	291,770
横浜 市 鶴見 区	20,127	448	20,575
横浜 市 神奈川 区	19,094	307	19,401
横浜 市 西 区	8,260	145	8,405
横浜 市 中 区	11,924	228	12,152
横浜 市 南 区	19,033	425	19,458
横浜 市 保土ヶ谷 区	18,505	404	18,909
横浜 市 磯子 区	15,687	308	15,995
横浜 市 金沢 区	18,622	381	19,003
横浜 市 港北 区	22,429	436	22,865
横浜 市 戸塚 区	19,725	511	20,236
横浜 市 港南 区	17,987	374	18,361
横浜 市 旭 区	23,161	602	23,763
横浜 市 緑 区	11,825	321	12,146
横浜 市 瀬谷 区	10,832	283	11,115
横浜 市 栄 区	10,186	245	10,431
横浜 市 泉 区	12,012	390	12,402
横浜 市 青葉 区	17,200	330	17,530
横浜 市 都筑 区	8,799	224	9,023
川崎 市	91,245	988	92,233
川崎 市 川崎 区	17,116	135	17,251
川崎 市 幸 区	12,120	147	12,267
川崎 市 中原 区	14,079	179	14,258
川崎 市 高津 区	11,862	179	12,041
川崎 市 多摩 区	12,668	101	12,769
川崎 市 宮前 区	11,402	136	11,538
川崎 市 麻生 区	11,998	111	12,109
横須賀 市	44,241	820	45,061
平塚 市	21,308	747	22,055
鎌倉 市	22,136	275	22,411

	75歳以上	65～74歳で障害認定を受けた者	合 計
藤沢 市	32,042	689	32,731
小田原 市	19,566	465	20,031
茅ヶ崎 市	19,443	180	19,623
逗子 市	7,751	31	7,782
相模原 市	45,946	822	46,768
三浦 市	6,090	118	6,208
秦野 市	12,501	319	12,820
厚木 市	13,568	77	13,645
大和市	14,659	59	14,718
伊勢原 市	7,148	21	7,169
海老名 市	7,674	82	7,756
座間 市	8,053	14	8,067
南足柄 市	4,112	63	4,175
綾瀬 市	5,047	20	5,067
葉山 町	3,926	19	3,945
寒川 町	3,192	11	3,203
大磯 町	3,729	57	3,786
二宮 町	3,354	14	3,368
中井 町	958	6	964
大井 町	1,328	7	1,335
松田 町	1,417	9	1,426
山北 町	1,737	43	1,780
開成 町	1,163	22	1,185
箱根 町	1,611	46	1,657
真鶴 町	1,213	61	1,274
湯河原 町	3,520	122	3,642
愛川 町	2,947	3	2,950
清川 村	312	3	315
県合 計	698,345	12,575	710,920
割合	98.23%	1.77%	100.00%

表7-1-2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成21年3月】

		割 合	人 口	被保険者数
1	真 鶴 町	15.4%	8,258	1,274
2	山 北 町	14.9%	11,965	1,780
3	湯 河 原 町	13.6%	26,831	3,642
4	逗 子 市	13.3%	58,612	7,782
5	鎌 倉 市	12.9%	173,746	22,411
6	三 浦 市	12.7%	48,813	6,208
7	箱 根 町	12.3%	13,453	1,657
8	葉 山 町	12.2%	32,270	3,945
9	松 田 町	12.1%	11,806	1,426
10	大 磯 町	11.5%	32,908	3,786
11	二 宮 町	11.4%	29,578	3,368
12	横 須 賀 市	10.8%	418,870	45,061
13	小 田 原 市	10.1%	198,259	20,031
14	中 井 町	9.6%	10,046	964
15	南 足 柄 市	9.5%	44,050	4,175
16	清 川 村	8.9%	3,545	315
17	平 塚 市	8.5%	260,123	22,055
18	茅 ヶ 崎 市	8.4%	233,240	19,623
19	藤 沢 市	8.1%	405,939	32,731
20	横 浜 市	8.0%	3,659,010	291,770
21	秦 野 市	7.6%	169,794	12,820
22	大 井 町	7.5%	17,916	1,335
23	開 成 町	7.3%	16,212	1,185
24	伊 勢 原 市	7.1%	100,866	7,169
25	愛 川 町	7.1%	41,748	2,950
26	寒 川 町	6.7%	47,712	3,203
27	川 崎 市	6.6%	1,399,401	92,233
28	相 模 原 市	6.6%	710,336	46,768
29	大 和 市	6.5%	224,894	14,718
30	座 間 市	6.3%	128,313	8,067
31	綾 瀬 市	6.1%	82,548	5,067
32	海 老 名 市	6.1%	126,936	7,756
33	厚 木 市	6.0%	226,077	13,645

表7-1-3 被保険者数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横 浜 市	279,944	280,649	281,230	281,985	282,954	284,019	285,182	286,151	286,806	288,758	290,044	291,770
川 崎 市	88,294	88,561	88,838	89,129	89,443	89,857	90,182	90,465	90,644	91,227	91,725	92,233
横 須 賀 市	43,518	43,618	43,678	43,736	43,849	43,995	44,195	44,332	44,379	44,656	44,876	45,061
平 塚 市	21,283	21,301	21,307	21,351	21,434	21,519	21,593	21,670	21,704	21,843	21,958	22,055
鎌 倉 市	21,693	21,697	21,751	21,817	21,910	21,948	22,020	22,069	22,110	22,254	22,337	22,411
藤 沢 市	31,434	31,530	31,622	31,696	31,786	31,903	32,018	32,139	32,187	32,401	32,571	32,731
小 田 原 市	19,352	19,397	19,437	19,478	19,535	19,608	19,670	19,743	19,745	19,885	19,942	20,031
茅 ヶ 崎 市	18,791	18,839	18,869	18,902	18,976	19,045	19,118	19,227	19,258	19,405	19,491	19,623
逗 子 市	7,528	7,524	7,532	7,558	7,595	7,620	7,637	7,645	7,662	7,711	7,736	7,782
相 模 原 市	44,447	44,587	44,702	44,872	45,113	45,328	45,510	45,721	45,807	46,215	46,456	46,768
三 浦 市	5,998	6,018	6,041	6,054	6,076	6,108	6,122	6,123	6,133	6,167	6,178	6,208
秦 野 市	12,319	12,344	12,386	12,387	12,411	12,453	12,518	12,565	12,571	12,691	12,742	12,820
厚 木 市	12,992	13,034	13,085	13,128	13,173	13,206	13,262	13,313	13,350	13,460	13,543	13,645
大 和 市	13,957	13,989	14,026	14,072	14,135	14,204	14,283	14,362	14,399	14,504	14,619	14,718
伊 勢 原 市	6,839	6,864	6,900	6,933	6,958	6,987	7,018	7,060	7,070	7,120	7,164	7,169
海 老 名 市	7,320	7,353	7,390	7,431	7,453	7,502	7,532	7,567	7,576	7,651	7,703	7,756
座 間 市	7,567	7,620	7,661	7,691	7,711	7,744	7,775	7,832	7,835	7,941	7,988	8,067
南 足 柄 市	4,009	4,017	4,023	4,034	4,045	4,059	4,071	4,081	4,085	4,123	4,138	4,175
綾 瀬 市	4,761	4,776	4,787	4,803	4,827	4,855	4,887	4,919	4,939	4,984	5,017	5,067
葉 山 町	3,869	3,871	3,868	3,877	3,884	3,879	3,891	3,895	3,887	3,910	3,928	3,945
寒 川 町	3,002	3,034	3,051	3,070	3,079	3,103	3,118	3,139	3,144	3,178	3,191	3,203
大 磯 町	3,693	3,697	3,709	3,718	3,721	3,730	3,729	3,742	3,740	3,769	3,766	3,786
二 宮 町	3,218	3,224	3,246	3,247	3,263	3,276	3,283	3,300	3,319	3,350	3,362	3,368
中 井 町	932	939	947	946	944	947	952	948	950	955	960	964
大 井 町	1,260	1,265	1,269	1,272	1,278	1,284	1,292	1,298	1,305	1,313	1,324	1,335
松 田 町	1,383	1,384	1,382	1,374	1,386	1,384	1,389	1,401	1,402	1,411	1,418	1,426
山 北 町	1,747	1,751	1,748	1,752	1,758	1,772	1,777	1,777	1,770	1,775	1,783	1,780
開 成 町	1,142	1,146	1,150	1,156	1,156	1,154	1,154	1,165	1,169	1,177	1,177	1,185
箱 根 町	1,636	1,639	1,645	1,643	1,657	1,649	1,638	1,641	1,640	1,639	1,649	1,657
真 鶴 町	1,229	1,228	1,238	1,228	1,228	1,235	1,240	1,245	1,254	1,262	1,265	1,274
湯 河 原 町	3,556	3,563	3,567	3,578	3,574	3,575	3,579	3,580	3,596	3,620	3,637	3,642
愛 川 町	2,818	2,824	2,833	2,848	2,875	2,889	2,893	2,902	2,899	2,919	2,939	2,950
漕 川 村	309	310	311	311	309	309	309	310	309	310	311	315
県 合 計	681,840	683,593	685,229	687,077	689,496	692,146	694,837	697,327	698,644	703,584	706,938	710,920
前 月 比		100.26%	100.24%	100.27%	100.35%	100.38%	100.39%	100.36%	100.19%	100.71%	100.48%	100.56%

表7-1-4 月別被保険者異動状況

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成20年 4月	1,553	101	667,997	17,109	686,760	410	127	3,141	1,259	4,937
平成20年 5月	473	41	4,895	145	5,554	340	146	3,116	194	3,796
平成20年 6月	411	39	4,626	135	5,211	271	141	2,964	187	3,563
平成20年 7月	391	27	5,112	135	5,665	269	179	2,975	424	3,847
平成20年 8月	392	31	5,505	117	6,045	262	91	3,010	220	3,583
平成20年 9月	370	34	5,623	135	6,162	274	98	2,862	159	3,393
平成20年10月	433	45	5,972	130	6,580	282	111	3,169	148	3,710
平成20年11月	445	26	6,081	118	6,670	281	144	3,444	122	3,991
平成20年12月	408	33	4,831	105	5,377	253	111	3,471	102	3,937
平成21年 1月	277	31	9,186	131	9,625	230	211	3,902	151	4,494
平成21年 2月	275	44	6,707	105	7,131	209	166	3,169	74	3,618
平成21年 3月	431	44	7,764	124	8,363	350	197	3,464	119	4,130

表7-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

		平成20年4月末	平成21年3月末	伸び率
1	寒 川 町	3,002	3,203	6.7%
2	座 間 市	7,567	8,067	6.6%
3	綾 瀬 市	4,761	5,067	6.4%
4	海 老 名 市	7,320	7,756	6.0%
5	大 井 町	1,260	1,335	6.0%
6	大 和 市	13,957	14,718	5.5%
7	相 模 原 市	44,447	46,768	5.2%
8	厚 木 市	12,992	13,645	5.0%
9	伊 勢 原 市	6,839	7,169	4.8%
10	愛 川 町	2,818	2,950	4.7%
11	二 宮 町	3,218	3,368	4.7%
12	川 崎 市	88,294	92,233	4.5%
13	茅 ヶ 崎 市	18,791	19,623	4.4%
14	横 浜 市	279,944	291,770	4.2%
15	南 足 柄 市	4,009	4,175	4.1%
16	藤 沢 市	31,434	32,731	4.1%
17	秦 野 市	12,319	12,820	4.1%
18	開 成 町	1,142	1,185	3.8%
19	真 鶴 町	1,229	1,274	3.7%
20	平 塚 市	21,283	22,055	3.6%
21	横 須 賀 市	43,518	45,061	3.5%
22	小 田 原 市	19,352	20,031	3.5%
23	三 浦 市	5,998	6,208	3.5%
24	中 井 町	932	964	3.4%
25	逗 子 市	7,528	7,782	3.4%
26	鎌 倉 市	21,693	22,411	3.3%
27	松 田 町	1,383	1,426	3.1%
28	大 磯 町	3,693	3,786	2.5%
29	湯 河 原 町	3,556	3,642	2.4%
30	葉 山 町	3,869	3,945	2.0%
31	清 川 村	309	315	1.9%
32	山 北 町	1,747	1,780	1.9%
33	箱 根 町	1,636	1,657	1.3%

表7-1-6 年齢階層別被保険者内訳

【平成21年3月】

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	2,597	3,765	131,383	85,687	44,203	18,069	5,276	790	291,770
川 崎 市	390	598	41,592	27,217	14,399	6,121	1,708	208	92,233
横 須 賀 市	361	459	19,752	13,215	7,183	3,108	883	100	45,061
平 塚 市	324	423	9,385	6,363	3,520	1,528	462	50	22,055
鎌 倉 市	111	164	9,497	6,697	3,655	1,646	558	83	22,411
藤 沢 市	266	423	14,360	9,512	5,093	2,243	723	111	32,731
小田原市	181	284	8,606	5,956	3,168	1,388	396	52	20,031
茅ヶ崎市	75	105	8,783	5,757	3,164	1,299	386	54	19,623
逗 子 市	4	27	3,330	2,424	1,246	549	178	24	7,782
相模原市	241	581	21,712	13,383	6,934	2,996	805	116	46,768
三 浦 市	55	63	2,715	1,833	1,010	405	117	10	6,208
秦 野 市	141	178	5,531	3,744	2,099	844	256	27	12,820
厚 木 市	41	36	6,201	3,991	2,196	889	258	33	13,645
大 和 市	22	37	6,782	4,283	2,308	945	295	46	14,718
伊勢原市	5	16	3,094	2,140	1,221	536	141	16	7,169
海老名市	24	58	3,630	2,279	1,118	463	164	20	7,756
座 間 市	3	11	3,927	2,227	1,206	523	149	21	8,067
南足柄市	13	50	1,902	1,183	641	300	79	7	4,175
綾 瀬 市	11	9	2,503	1,401	717	333	78	15	5,067
葉 山 町	4	15	1,583	1,222	657	339	105	20	3,945
寒 川 町	6	5	1,520	911	463	223	64	11	3,203
大 磯 町	11	46	1,539	1,128	677	288	84	13	3,786
二 宮 町	3	11	1,463	1,037	538	226	85	5	3,368
中 井 町	2	4	400	267	174	86	27	4	964
大 井 町	1	6	562	412	201	119	28	6	1,335
松 田 町	4	5	623	436	226	100	28	4	1,426
山 北 町	10	33	701	543	309	129	47	8	1,780
開 成 町	1	21	533	325	200	77	24	4	1,185
箱 根 町	19	27	682	497	263	121	44	4	1,657
真 鶴 町	17	44	539	375	188	85	23	3	1,274
湯河原町	37	85	1,488	1,047	615	284	68	18	3,642
愛 川 町	2	1	1,364	867	460	205	38	13	2,950
清 川 村	0	3	133	105	47	18	9	0	315
県 合 計	4,982	7,593	317,815	208,464	110,099	46,485	13,586	1,896	710,920
割 合	0.70%	1.07%	44.70%	29.32%	15.49%	6.54%	1.91%	0.27%	100.00%

表7-1-7 負担区分別被保険者内訳

【平成21年3月】

	現役並み所得	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	合 計
横 浜 市	41,663	156,607	36,751	56,749	291,770
川 崎 市	14,376	49,170	13,408	15,279	92,233
横 須 賀 市	3,786	27,232	5,686	8,357	45,061
平 塚 市	2,434	13,067	2,983	3,571	22,055
鎌 倉 市	4,578	10,926	2,486	4,421	22,411
藤 沢 市	5,172	17,446	4,239	5,874	32,731
小 田 原 市	2,186	12,086	2,758	3,001	20,031
茅 ヶ 崎 市	2,515	11,388	2,154	3,566	19,623
逗 子 市	1,252	4,131	890	1,509	7,782
相 模 原 市	4,997	27,959	6,017	7,795	46,768
三 浦 市	448	3,741	837	1,182	6,208
秦 野 市	1,342	7,765	1,660	2,053	12,820
厚 木 市	1,909	7,763	1,887	2,086	13,645
大 和 市	1,879	8,348	1,917	2,574	14,718
伊 勢 原 市	938	4,277	860	1,094	7,169
海 老 名 市	915	4,798	796	1,247	7,756
座 間 市	921	4,612	1,118	1,416	8,067
南 足 柄 市	385	2,881	459	450	4,175
綾 瀬 市	519	3,173	584	791	5,067
葉 山 町	636	2,116	433	760	3,945
寒 川 町	362	1,918	394	529	3,203
大 磯 町	449	2,264	417	656	3,786
二 宮 町	384	2,035	441	508	3,368
中 井 町	82	656	111	115	964
大 井 町	167	928	124	116	1,335
松 田 町	138	967	174	147	1,426
山 北 町	136	1,311	150	183	1,780
開 成 町	143	833	93	116	1,185
箱 根 町	187	828	338	304	1,657
真 鶴 町	85	795	188	206	1,274
湯 河 原 町	283	1,950	811	598	3,642
愛 川 町	290	1,870	346	444	2,950
清 川 村	28	229	40	18	315
市 計	92,215	377,370	87,490	123,015	680,090
町 村 計	3,370	18,700	4,060	4,700	30,830
県 合 計	95,585	396,070	91,550	127,715	710,920
全体に対する割合	13.45%	55.71%	12.88%	17.96%	100.00%

表7-1-8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成20年8月】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	長期入院(再掲)	合 計
横 浜 市	4,314	2,431	345	6,745
川 崎 市	1,085	995	140	2,080
横 須 賀 市	548	340	44	888
平 塚 市	373	243	71	616
鎌 倉 市	121	86	10	207
藤 沢 市	785	471	89	1,256
小 田 原 市	208	159	35	367
茅 ヶ 崎 市	134	66	5	200
逗 子 市	84	34	7	118
相 模 原 市	640	363	72	1,003
三 浦 市	394	229	9	623
秦 野 市	129	76	24	205
厚 木 市	300	264	31	564
大 和 市	1,834	1,278	47	3,112
伊 勢 原 市	44	39	13	83
海 老 名 市	109	39	7	148
座 間 市	133	90	17	223
南 足 柄 市	23	14	5	37
綾 瀬 市	32	22	2	54
葉 山 町	43	7	0	50
寒 川 町	81	30	1	111
大 磯 町	30	15	1	45
二 宮 町	32	11	4	43
中 井 町	1	5	2	6
大 井 町	4	5	1	9
松 田 町	4	0	0	4
山 北 町	14	10	6	24
開 成 町	5	5	1	10
箱 根 町	66	60	4	126
真 鶴 町	133	133	6	266
湯 河 原 町	26	41	12	67
愛 川 町	259	229	10	488
清 川 村	1	0	0	1
合 計	11,989	7,790	1,021	19,779

長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表7-2-1 賦課・軽減状況

	賦課状況						軽減状況									
	旧ただし 書所得 (円)	所得割額 (円)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	算出額 (円)	限度超過額 (円)	賦課総額 (円)	軽減総数 (人)	軽減総額 (円)	所得に応じた軽減 (均等割額8・5割軽減)			被用者保険の被扶養者 の均等割額軽減			所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)
										対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	
横浜 市	394,167,728,273	29,156,990,774	307,224	12,245,948,640	41,402,939,414	9,000,783,343	32,402,156,071	126,822	3,994,502,629	87,058	2,973,901,280	3,587	22,101	836,898,567	22,101	112,213,872
川崎 市	140,279,480,633	10,377,818,585	97,413	3,872,119,980	14,249,938,565	3,819,101,819	10,430,836,746	39,161	1,224,772,556	26,103	891,678,480	1,180	7,188	272,187,996	4,690	37,388,680
横須賀 市	37,941,411,202	2,791,246,798	47,506	1,893,589,160	4,684,835,958	360,407,303	4,324,428,655	19,809	618,016,677	13,320	455,011,200	578	3,491	132,193,697	2,420	19,292,240
平塚 市	22,142,944,752	1,631,274,382	23,227	925,828,220	2,557,102,602	395,964,561	2,161,138,041	10,038	313,258,101	6,216	212,338,560	389	2,201	83,345,267	1,232	9,821,504
鎌倉 市	40,571,570,306	3,009,014,632	23,632	941,971,520	3,950,386,152	1,134,036,166	2,816,349,986	9,099	289,936,525	6,625	226,310,000	164	1,403	53,127,401	907	7,230,604
藤沢 市	49,253,606,969	3,646,774,855	34,438	1,372,698,680	5,019,473,535	1,264,919,657	3,754,553,878	13,430	425,375,095	9,119	311,505,040	371	2,511	95,084,037	1,429	11,391,988
小田原 市	19,607,870,038	1,443,504,892	21,196	844,872,560	2,288,377,452	314,429,786	1,973,947,666	9,365	292,679,153	5,583	190,715,280	353	2,261	85,617,287	1,168	9,311,296
茅ヶ崎 市	25,138,032,625	1,859,389,048	20,626	822,152,360	2,681,541,408	585,225,669	2,096,315,739	8,299	262,204,350	5,555	189,738,800	234	1,598	60,511,466	912	7,270,464
逗子 市	10,628,941,029	786,766,274	8,206	327,091,160	1,113,857,434	197,923,039	915,934,395	3,185	101,041,625	2,352	80,344,320	63	445	16,850,815	325	2,590,900
相模原 市	51,526,853,108	3,799,684,233	49,144	1,958,879,840	5,758,564,073	1,085,984,518	4,672,579,555	20,971	650,607,576	12,932	441,757,120	771	4,534	171,688,978	2,734	21,795,448
三浦 市	5,409,874,447	396,420,622	6,527	260,166,220	656,586,842	120,703,946	535,882,896	3,241	101,069,292	2,144	73,239,040	101	598	22,644,466	398	3,172,856
秦野 市	12,484,743,580	919,077,633	13,457	536,396,020	1,455,473,653	213,310,946	1,242,162,707	5,927	185,611,207	3,590	122,634,400	196	1,405	53,203,135	736	5,867,392
厚木 市	17,641,976,938	1,302,688,218	14,319	570,755,340	1,873,443,558	404,324,896	1,469,118,662	5,930	184,010,868	3,583	122,395,280	203	1,354	51,271,918	790	6,297,880
大和市	17,323,970,797	1,278,968,048	15,471	616,674,060	1,895,642,108	337,749,298	1,557,892,810	6,407	198,287,753	4,101	140,090,160	197	1,253	47,447,351	856	6,824,032
伊勢原 市	8,332,475,616	614,987,130	7,519	299,707,340	914,694,470	175,703,955	738,990,515	3,212	99,761,410	1,928	65,860,480	109	748	28,324,516	427	3,404,044
海老名 市	8,799,886,571	650,281,176	8,131	324,101,660	974,382,836	171,031,861	803,350,975	3,095	98,154,494	1,926	65,792,160	102	730	27,642,910	337	2,686,564
旺間 市	8,644,198,789	652,188,955	8,458	337,135,880	989,324,835	179,020,499	810,304,336	3,676	114,196,062	2,390	81,642,400	105	704	26,658,368	477	3,802,644
南足柄 市	3,788,833,762	278,807,001	4,392	175,065,120	453,872,121	45,317,826	408,554,295	1,743	54,699,820	907	30,983,120	61	546	20,675,382	229	1,825,588
綾瀬 市	5,824,061,850	430,134,408	5,313	211,776,180	641,910,588	125,681,419	516,229,169	2,175	67,493,795	1,346	45,979,360	54	477	18,062,559	298	2,375,656
葉山 町	5,415,308,625	400,845,443	4,171	166,256,060	567,101,503	110,683,091	456,418,412	1,620	52,195,572	1,089	37,200,240	35	346	13,101,982	150	1,195,800
寒川 町	3,307,737,748	243,649,859	3,354	133,690,440	377,340,299	56,723,032	320,617,267	1,383	42,222,007	844	28,831,040	58	281	10,640,627	200	1,594,400
大磯 町	4,268,012,162	315,031,677	4,017	160,117,620	475,149,297	90,260,533	384,888,764	1,751	54,491,428	1,103	37,678,480	59	366	13,859,322	223	1,777,756
二宮 町	3,193,306,492	235,297,199	3,508	139,828,880	375,126,079	37,614,439	337,511,640	1,366	42,682,350	851	29,070,160	45	300	11,360,100	170	1,355,240
中井 町	701,873,988	51,253,871	1,009	40,218,740	91,472,611	10,288,788	81,183,823	494	15,166,845	229	7,822,640	35	161	6,096,587	69	550,068
大井 町	1,309,896,876	96,249,352	1,381	55,046,660	151,296,012	22,108,226	129,187,786	543	16,703,766	273	9,325,680	32	162	6,134,454	76	605,872
松田 町	1,198,756,395	88,105,212	1,503	59,909,580	148,014,792	14,001,184	134,013,608	625	19,315,472	319	10,897,040	30	188	7,118,996	88	701,536
山北 町	1,307,456,060	95,941,224	1,887	75,215,820	171,157,044	14,107,879	157,049,165	736	22,768,941	389	13,288,240	24	215	8,141,405	108	860,976
開成 町	1,419,163,156	104,757,766	1,252	49,904,720	154,662,486	32,622,318	122,040,168	421	12,866,764	207	7,071,120	27	126	4,771,242	61	486,292
箱根 町	2,388,307,360	176,069,131	1,767	70,432,620	246,501,751	85,068,215	161,433,536	939	29,057,569	613	20,940,080	29	173	6,550,991	124	988,528
真鶴 町	812,416,481	58,970,555	1,346	53,651,560	112,622,115	6,316,619	106,305,496	722	21,937,222	401	13,698,160	45	172	6,513,124	104	829,088
湯河原 町	3,110,202,340	227,921,078	3,889	155,015,540	382,936,618	72,132,939	310,803,679	2,086	64,605,660	1,295	44,237,200	96	432	16,358,544	263	2,096,636
愛川 町	2,504,151,939	183,701,165	3,108	123,884,880	307,586,045	45,902,336	261,683,709	1,526	46,875,982	788	26,918,080	62	446	16,888,682	230	1,833,560
清川 村	161,194,899	11,647,822	329	13,113,940	24,761,762	37,141	24,724,621	176	5,421,676	74	2,527,840	14	64	2,423,488	24	191,328
合 計	910,805,247,806	67,315,459,018	748,720	29,833,217,000	97,148,676,018	20,529,487,247	76,619,188,771	309,973	9,721,990,242	205,253	7,011,442,480	9,409	58,980	2,233,395,660	36,331	289,630,732

※ 月次調定集計表(平成21年3月31日現在)による
被保険者資格の同月取得・喪失などに係るシステム処理により被保険者数などは異なる

表7-2-2 保険料に係る減免状況

	申請件数	決定 (件数)			却下 (件数)	減免額 (円)
		災害による 減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
横 浜 市	44	29	2	3	10	987,530
川 崎 市	29	19	2	3	5	1,063,550
横 須 賀 市	0	0	0	0	0	0
平 塚 市	4	4	0	0	0	72,380
鎌 倉 市	4	2	0	2	0	116,760
藤 沢 市	0	0	0	0	0	0
小 田 原 市	1	1	0	0	0	2,370
茅 ヶ 崎 市	2	2	0	0	0	42,290
逗 子 市	11	0	0	9	2	190,690
相 模 原 市	14	8	0	5	1	437,140
三 浦 市	0	0	0	0	0	0
秦 野 市	1	0	0	1	0	37,830
厚 木 市	2	1	0	0	1	10,750
大 和 市	6	2	1	0	3	1,410
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	0
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0
座 間 市	2	2	0	0	0	95,780
南 足 柄 市	0	0	0	0	0	0
綾 瀬 市	2	1	1	0	0	45,170
葉 山 町	0	0	0	0	0	0
寒 川 町	2	2	0	0	0	28,060
大 磯 町	0	0	0	0	0	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	0
中 井 町	0	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0
山 北 町	0	0	0	0	0	0
開 成 町	0	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	0
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0
愛 川 町	0	0	0	0	0	0
清 川 村	0	0	0	0	0	0
合 計	124	73	6	23	22	3,131,710

※平成21年7月、平成20年度保険料にかかる減免情報の最終集計処理による

表7-2-3 所得階層別被保険者状況

	被保険者数(人)	割合(%)
所得なし	380,674	55.93%
1 ～ 50万円未満	39,453	5.80%
50 ～ 100万円未満	41,158	6.05%
100 ～ 150万円未満	59,033	8.67%
150 ～ 200万円未満	68,683	10.09%
200 ～ 300万円未満	44,668	6.56%
300 ～ 400万円未満	15,037	2.21%
400 ～ 500万円未満	7,745	1.14%
500 ～ 600万円未満	4,672	0.69%
600 ～ 700万円未満	3,195	0.47%
700 ～ 800万円未満	2,256	0.33%
800 ～ 900万円未満	1,853	0.27%
900 ～ 1,000万円未満	1,411	0.21%
1,000万円超	10,818	1.59%
合 計	680,656	100.00%

※「平成20年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成20年10月、国への提出資料より)

表7-2-4 保険料収納率集計状況

【平成21年7月】

	特別徴収		普通徴収		全 体		収納率
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	
横 浜 市	7,715,574,690	7,715,574,690	18,520,273,890	18,162,161,980	26,235,848,580	25,877,736,670	98.64%
川 崎 市	4,564,757,040	4,564,757,040	3,962,216,170	3,844,541,785	8,526,973,210	8,409,298,825	98.62%
横 須 賀 市	2,368,016,410	2,368,016,410	1,058,803,250	1,023,473,150	3,426,819,660	3,391,489,560	98.97%
平 塚 市	1,050,759,320	1,050,759,320	661,942,720	648,179,090	1,712,702,040	1,698,938,410	99.20%
鎌 倉 市	1,378,361,360	1,378,361,360	955,589,720	935,975,790	2,333,951,080	2,314,337,150	99.16%
藤 沢 市	1,762,504,910	1,762,504,910	1,310,965,700	1,264,439,730	3,073,470,610	3,026,944,640	98.49%
小 田 原 市	917,693,930	917,693,930	636,498,700	618,804,870	1,554,192,630	1,536,498,800	98.86%
茅 ヱ 崎 市	1,061,925,190	1,061,925,190	626,056,120	609,888,660	1,687,981,310	1,671,813,850	99.04%
逗 子 市	482,449,110	482,449,110	272,100,530	265,615,265	754,549,640	748,064,375	99.14%
相 模 原 市	2,215,058,030	2,215,058,030	1,491,652,260	1,447,231,760	3,706,710,290	3,662,289,790	98.80%
三 浦 市	251,725,140	251,725,140	151,755,080	144,003,410	403,480,220	395,728,550	98.08%
秦 野 市	541,483,970	541,483,970	435,031,670	425,787,880	976,515,640	967,271,850	99.05%
厚 木 市	641,684,320	641,684,320	537,073,910	525,924,610	1,178,758,230	1,167,608,930	99.05%
大 和 市	737,178,190	737,178,190	519,040,840	507,695,910	1,256,219,030	1,244,874,100	99.10%
伊 勢 原 市	348,254,300	348,254,300	242,587,400	237,741,780	590,841,700	585,996,080	99.18%
海 老 名 市	393,500,850	393,500,850	253,667,780	249,395,170	647,168,630	642,896,020	99.34%
座 間 市	384,294,285	384,294,285	251,299,985	242,199,815	635,594,270	626,494,100	98.57%
南 足 柄 市	211,911,710	211,911,710	115,665,410	112,500,870	327,577,120	324,412,580	99.03%
綾 瀬 市	243,207,910	243,207,910	168,205,940	165,787,430	411,413,850	408,995,340	99.41%
葉 山 町	231,902,360	231,902,360	144,405,010	139,982,850	376,307,370	371,885,210	98.82%
寒 川 町	143,877,840	143,877,840	114,168,990	111,847,130	258,046,830	255,724,970	99.10%
大 磯 町	190,026,130	190,026,130	115,793,240	112,775,820	305,819,370	302,801,950	99.01%
二 宮 町	178,173,350	178,173,350	97,247,320	95,157,610	275,420,670	273,330,960	99.24%
中 井 町	37,190,345	37,190,345	23,916,155	23,907,355	61,106,500	61,097,700	99.99%
大 井 町	63,691,440	63,691,440	41,623,020	41,110,610	105,314,460	104,802,050	99.51%
松 田 町	72,070,560	72,070,560	33,395,800	33,172,420	105,466,360	105,242,980	99.79%
山 北 町	87,564,190	87,564,190	38,250,820	37,580,200	125,815,010	125,144,390	99.47%
開 成 町	64,930,970	64,930,970	36,327,860	36,286,490	101,258,830	101,217,460	99.96%
箱 根 町	56,492,935	56,492,935	64,544,105	62,044,340	121,037,040	118,537,275	97.93%
真 鶴 町	49,155,990	49,155,990	27,360,440	26,507,400	76,516,430	75,663,390	98.89%
湯 河 原 町	132,555,350	132,555,350	93,767,730	90,276,530	226,323,080	222,831,880	98.46%
愛 川 町	116,052,040	116,052,040	80,990,330	79,065,770	197,042,370	195,117,810	99.02%
清 川 村	11,674,330	11,674,330	6,293,830	5,990,100	17,968,160	17,664,430	98.31%
政 令 市	12,280,331,730	12,280,331,730	22,482,490,060	22,006,703,765	34,762,821,790	34,287,035,495	98.63%
市 部	14,990,008,935	14,990,008,935	9,687,937,015	9,424,645,190	24,677,945,950	24,414,654,125	98.93%
町 村 部	1,435,357,830	1,435,357,830	918,084,650	895,704,625	2,353,442,480	2,331,062,455	99.05%
全 体	28,705,698,495	28,705,698,495	33,088,511,725	32,327,053,580	61,794,210,220	61,032,752,075	98.76%

※ 集計条件 特別徴収については、4月～2月の調定額及び収納額を集計

普通徴収については、7月(1期)～3月(9期)の調定額及び収納額を集計

調査時点で把握できる収納額の締めは全市町村で統一されていないこと

一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり

全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

平成21年7月に国に報告した数値

表7-2-5 納期別収納率状況(特別徴収)

【平成21年7月】

			特別徴収										全体										
			4月			6月			8月			10月			12月			2月			全体		
調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
横 浜 市	0	0		0	0		0			0		2,647,393,580	2,647,393,580	100.00%	2,559,581,440	2,559,581,440	100.00%	2,559,581,440	2,559,581,440	100.00%	2,559,581,440	2,559,581,440	100.00%
川 崎 市	819,576,920	819,576,920	100.00%		782,921,690	782,921,690	100.00%		766,055,810	766,055,810	100.00%	752,723,725	752,723,725	100.00%	724,640,305	724,640,305	100.00%	718,838,590	718,838,590	100.00%	718,838,590	718,838,590	100.00%
横 須 賀 市	406,194,100	406,194,100	100.00%		397,482,290	397,482,290	100.00%		390,465,000	390,465,000	100.00%	402,514,470	402,514,470	100.00%	388,488,580	388,488,580	100.00%	382,871,970	382,871,970	100.00%	382,871,970	382,871,970	100.00%
平 塚 市	181,665,050	181,665,050	100.00%		177,252,680	177,252,680	100.00%		173,661,110	173,661,110	100.00%	177,285,170	177,285,170	100.00%	171,740,990	171,740,990	100.00%	169,154,320	169,154,320	100.00%	169,154,320	169,154,320	100.00%
鎌 倉 市	233,213,520	233,213,520	100.00%		228,216,370	228,216,370	100.00%		223,574,470	223,574,470	100.00%	235,419,500	235,419,500	100.00%	229,909,140	229,909,140	100.00%	228,028,360	228,028,360	100.00%	228,028,360	228,028,360	100.00%
藤 沢 市	301,879,510	301,879,510	100.00%		294,330,740	294,330,740	100.00%		288,378,500	288,378,500	100.00%	300,917,770	300,917,770	100.00%	290,970,020	290,970,020	100.00%	286,028,370	286,028,370	100.00%	286,028,370	286,028,370	100.00%
小 田 原 市	156,346,570	156,346,570	100.00%		151,670,190	151,670,190	100.00%		148,163,660	148,163,660	100.00%	157,763,660	157,763,660	100.00%	152,978,090	152,978,090	100.00%	150,771,760	150,771,760	100.00%	150,771,760	150,771,760	100.00%
茅 ヶ 崎 市	181,421,790	181,421,790	100.00%		177,001,040	177,001,040	100.00%		172,933,170	172,933,170	100.00%	181,625,830	181,625,830	100.00%	175,612,640	175,612,640	100.00%	173,330,720	173,330,720	100.00%	173,330,720	173,330,720	100.00%
逗 子 市	83,516,320	83,516,320	100.00%		81,618,650	81,618,650	100.00%		80,078,250	80,078,250	100.00%	81,032,280	81,032,280	100.00%	78,748,930	78,748,930	100.00%	77,454,680	77,454,680	100.00%	77,454,680	77,454,680	100.00%
相 模 原 市	394,588,130	394,588,130	100.00%		385,741,900	385,741,900	100.00%		378,289,300	378,289,300	100.00%	362,946,230	362,946,230	100.00%	349,581,900	349,581,900	100.00%	343,910,570	343,910,570	100.00%	343,910,570	343,910,570	100.00%
三 浦 市	44,649,940	44,649,940	100.00%		43,219,610	43,219,610	100.00%		42,097,020	42,097,020	100.00%	41,712,630	41,712,630	100.00%	40,275,480	40,275,480	100.00%	39,770,460	39,770,460	100.00%	39,770,460	39,770,460	100.00%
秦 野 市	102,754,700	102,754,700	100.00%		100,121,520	100,121,520	100.00%		98,011,410	98,011,410	100.00%	84,352,690	84,352,690	100.00%	78,870,300	78,870,300	100.00%	77,373,350	77,373,350	100.00%	77,373,350	77,373,350	100.00%
厚 木 市	109,410,020	109,410,020	100.00%		106,818,920	106,818,920	100.00%		104,630,300	104,630,300	100.00%	109,432,130	109,432,130	100.00%	106,411,040	106,411,040	100.00%	104,981,910	104,981,910	100.00%	104,981,910	104,981,910	100.00%
大 和 市	128,729,530	128,729,530	100.00%		125,846,080	125,846,080	100.00%		123,259,760	123,259,760	100.00%	123,463,780	123,463,780	100.00%	118,985,690	118,985,690	100.00%	116,893,350	116,893,350	100.00%	116,893,350	116,893,350	100.00%
伊 勢 原 市	60,156,070	60,156,070	100.00%		58,391,650	58,391,650	100.00%		57,098,450	57,098,450	100.00%	59,051,140	59,051,140	100.00%	57,131,220	57,131,220	100.00%	56,425,770	56,425,770	100.00%	56,425,770	56,425,770	100.00%
海 老 名 市	67,853,100	67,853,100	100.00%		66,506,700	66,506,700	100.00%		65,259,910	65,259,910	100.00%	66,518,220	66,518,220	100.00%	64,217,295	64,217,295	100.00%	63,118,290	63,118,290	100.00%	63,118,290	63,118,290	100.00%
鹿 間 市	67,113,480	67,113,480	100.00%		65,712,690	65,712,690	100.00%		64,653,610	64,653,610	100.00%	64,217,295	64,217,295	100.00%	61,707,300	61,707,300	100.00%	60,889,910	60,889,910	100.00%	60,889,910	60,889,910	100.00%
南 足 柄 市	36,057,530	36,057,530	100.00%		35,234,700	35,234,700	100.00%		34,578,600	34,578,600	100.00%	36,335,720	36,335,720	100.00%	35,135,010	35,135,010	100.00%	34,570,150	34,570,150	100.00%	34,570,150	34,570,150	100.00%
綾 瀬 市	41,921,030	41,921,030	100.00%		40,788,120	40,788,120	100.00%		40,064,260	40,064,260	100.00%	41,360,590	41,360,590	100.00%	39,811,300	39,811,300	100.00%	39,262,610	39,262,610	100.00%	39,262,610	39,262,610	100.00%
葉 山 町	40,534,690	40,534,690	100.00%		39,436,780	39,436,780	100.00%		38,533,850	38,533,850	100.00%	39,360,490	39,360,490	100.00%	37,476,110	37,476,110	100.00%	36,560,440	36,560,440	100.00%	36,560,440	36,560,440	100.00%
葵 川 町	24,915,270	24,915,270	100.00%		24,382,580	24,382,580	100.00%		23,853,670	23,853,670	100.00%	24,261,050	24,261,050	100.00%	23,407,040	23,407,040	100.00%	23,058,230	23,058,230	100.00%	23,058,230	23,058,230	100.00%
大 磯 町	32,643,360	32,643,360	100.00%		31,655,960	31,655,960	100.00%		30,981,520	30,981,520	100.00%	32,523,430	32,523,430	100.00%	31,436,470	31,436,470	100.00%	30,785,390	30,785,390	100.00%	30,785,390	30,785,390	100.00%
二 宮 町	30,590,660	30,590,660	100.00%		29,985,410	29,985,410	100.00%		29,443,400	29,443,400	100.00%	30,197,600	30,197,600	100.00%	29,216,340	29,216,340	100.00%	28,739,940	28,739,940	100.00%	28,739,940	28,739,940	100.00%
中 井 町	6,538,290	6,538,290	100.00%		6,431,430	6,431,430	100.00%		6,253,120	6,253,120	100.00%	6,203,315	6,203,315	100.00%	5,923,820	5,923,820	100.00%	5,840,370	5,840,370	100.00%	5,840,370	5,840,370	100.00%
大 井 町	10,844,590	10,844,590	100.00%		10,637,510	10,637,510	100.00%		10,468,970	10,468,970	100.00%	10,778,510	10,778,510	100.00%	10,523,060	10,523,060	100.00%	10,438,800	10,438,800	100.00%	10,438,800	10,438,800	100.00%
松 田 町	12,694,450	12,694,450	100.00%		12,346,600	12,346,600	100.00%		12,029,970	12,029,970	100.00%	11,940,230	11,940,230	100.00%	11,629,890	11,629,890	100.00%	11,429,420	11,429,420	100.00%	11,429,420	11,429,420	100.00%
山 北 町	14,936,140	14,936,140	100.00%		14,533,430	14,533,430	100.00%		14,299,730	14,299,730	100.00%	14,976,160	14,976,160	100.00%	14,609,010	14,609,010	100.00%	14,209,720	14,209,720	100.00%	14,209,720	14,209,720	100.00%
開 成 町	11,229,810	11,229,810	100.00%		10,934,560	10,934,560	100.00%		10,521,090	10,521,090	100.00%	11,026,020	11,026,020	100.00%	10,727,880	10,727,880	100.00%	10,491,610	10,491,610	100.00%	10,491,610	10,491,610	100.00%
箱 根 町	9,041,800	9,041,800	100.00%		8,706,930	8,706,930	100.00%		8,549,420	8,549,420	100.00%	10,362,255	10,362,255	100.00%	9,963,350	9,963,350	100.00%	9,869,180	9,869,180	100.00%	9,869,180	9,869,180	100.00%
真 鶴 町	8,827,250	8,827,250	100.00%		8,526,290	8,526,290	100.00%		8,287,870	8,287,870	100.00%	8,015,460	8,015,460	100.00%	7,770,860	7,770,860	100.00%	7,728,260	7,728,260	100.00%	7,728,260	7,728,260	100.00%
湯 河 原 町	23,413,280	23,413,280	100.00%		22,672,350	22,672,350	100.00%		21,997,950	21,997,950	100.00%	22,229,250	22,229,250	100.00%	21,303,440	21,303,440	100.00%	20,939,080	20,939,080	100.00%	20,939,080	20,939,080	100.00%
愛 川 町	20,594,080	20,594,080	100.00%		19,823,980	19,823,980	100.00%		19,290,930	19,290,930	100.00%	19,272,050	19,272,050	100.00%	18,700,450	18,700,450	100.00%	18,370,550	18,370,550	100.00%	18,370,550	18,370,550	100.00%
清 川 村																							

表7-3-1 後期高齢者医療費の状況(1)

【平成20年度】

	【平成20年度】			対前年度比			【平成20年度】				費用額に対する比率				【前年度】		
	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	被保険者数	費用額	1人あたり 医療費	保険者負担分 (円)	高額療養費 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	保険者 負担分	高額 療養費	一部 負担金	他法 負担分	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)
横浜 市	284,338	208,493,862,755	733,260				180,769,024,519	5,711,389,494	19,306,973,241	2,706,475,501	86.7%	2.7%	9.3%	1.3%			
川 崎 市	89,851	68,913,687,900	766,977				59,574,548,992	1,955,270,971	6,627,228,676	756,639,261	86.4%	2.8%	9.6%	1.1%			
横浜 市	44,076	30,677,517,374	696,014				26,934,262,666	666,929,833	2,674,039,105	402,285,770	87.8%	2.2%	8.7%	1.3%			
平 塚 市	21,542	15,261,418,080	708,449				13,324,542,742	426,708,762	1,238,474,993	271,691,583	87.3%	2.8%	8.1%	1.8%			
鎌 倉 市	21,964	15,704,413,566	715,006				13,425,983,174	434,376,043	1,603,122,168	240,932,181	85.5%	2.8%	10.2%	1.5%			
藤 沢 市	31,935	22,606,173,126	707,880				19,491,468,120	606,903,574	2,058,188,620	449,612,812	86.2%	2.7%	9.1%	2.0%			
小田原 市	19,617	13,952,655,906	711,253				12,164,481,437	356,896,721	1,243,629,769	187,647,979	87.2%	2.6%	8.9%	1.3%			
茅ヶ崎 市	19,084	12,631,687,028	661,899				10,959,501,878	329,822,135	1,187,034,986	155,328,029	86.8%	2.6%	9.4%	1.2%			
逗 子 市	7,613	5,380,938,426	706,809				4,643,928,985	137,659,385	537,749,708	61,600,348	86.3%	2.6%	10.0%	1.1%			
相模原 市	45,342	32,503,414,604	716,850				28,333,737,964	842,349,190	2,934,215,444	393,112,006	87.2%	2.6%	9.0%	1.2%			
三 浦 市	6,093	4,257,738,966	698,791				3,748,330,762	104,155,169	352,968,730	52,284,305	88.0%	2.4%	8.3%	1.2%			
秦 野 市	12,490	8,560,537,830	685,391				7,468,688,866	224,691,011	739,454,422	127,703,531	87.2%	2.6%	8.6%	1.5%			
厚 木 市	13,231	9,015,734,146	681,409				7,817,443,998	242,115,084	824,343,111	131,831,953	86.7%	2.7%	9.1%	1.5%			
大 和 市	14,232	9,880,387,558	694,237				8,608,294,815	282,346,059	889,884,360	99,862,324	87.1%	2.9%	9.0%	1.0%			
伊勢原 市	6,992	4,824,859,597	690,054				4,195,175,595	132,232,582	443,825,753	53,625,667	86.9%	2.7%	9.2%	1.1%			
海老名 市	7,498	4,767,561,492	635,844				4,148,117,350	110,619,565	437,299,393	71,525,184	87.0%	2.3%	9.2%	1.5%			
座間 市	7,760	5,448,846,020	702,170				4,744,697,223	136,904,194	509,079,766	58,164,837	87.1%	2.5%	9.3%	1.1%			
南足柄 市	4,062	2,659,843,558	654,811				2,326,231,800	54,707,859	249,609,513	29,294,386	87.5%	2.1%	9.4%	1.1%			
綾 瀬 市	4,869	3,095,486,166	635,753				2,692,400,814	71,285,210	301,732,820	30,067,322	87.0%	2.3%	9.7%	1.0%			
葉 山 町	3,887	2,654,860,062	683,010				2,281,505,404	82,914,144	259,932,252	30,508,262	85.9%	3.1%	9.8%	1.1%			
寒 川 町	3,101	2,181,808,508	703,582				1,897,020,548	57,235,625	188,874,219	38,678,116	86.9%	2.6%	8.7%	1.8%			
大 磯 町	3,729	2,614,434,548	701,108				2,282,839,167	69,202,951	212,387,185	50,005,245	87.3%	2.6%	8.1%	1.9%			
二 宮 町	3,281	2,270,378,748	691,977				1,992,253,704	56,273,875	194,603,945	27,247,224	87.7%	2.5%	8.6%	1.2%			
中 井 町	947	584,528,936	617,242				512,297,962	15,464,148	50,255,139	6,511,687	87.6%	2.6%	8.6%	1.1%			
大 井 町	1,287	786,218,682	610,892				681,144,016	15,362,349	80,377,243	9,335,074	86.6%	2.0%	10.2%	1.2%			
松 田 町	1,392	979,052,812	703,342				852,994,286	27,514,278	86,526,424	12,017,824	87.1%	2.8%	8.8%	1.2%			
山 北 町	1,765	1,262,217,476	715,137				1,107,866,673	27,183,491	114,761,314	12,405,998	87.8%	2.2%	9.1%	1.0%			
開 成 町	1,159	751,423,732	648,337				654,503,935	17,132,908	69,649,950	10,136,939	87.1%	2.3%	9.3%	1.3%			
箱 根 町	1,643	1,274,842,296	775,923				1,106,559,027	37,830,264	116,943,062	13,509,943	86.8%	3.0%	9.2%	1.1%			
真 鶴 町	1,241	918,576,934	740,190				808,992,987	25,323,175	72,427,713	11,833,059	88.1%	2.8%	7.9%	1.3%			
湯河原 町	3,584	2,630,029,568	733,825				2,310,761,926	58,175,181	225,650,760	35,441,701	87.9%	2.2%	8.6%	1.3%			
愛 川 町	2,876	1,865,071,240	648,494				1,633,795,596	46,539,693	158,130,996	26,604,955	87.6%	2.5%	8.5%	1.4%			
清 川 村	310	213,334,982	688,177				186,362,481	4,443,657	17,828,320	4,700,524	87.4%	2.1%	8.4%	2.2%			
県 合 計	692,792	499,623,542,622	721,173				433,679,759,412	13,367,958,580	46,007,203,100	6,568,621,530	86.8%	2.7%	9.2%	1.3%			
市 計	662,590	478,636,764,098	722,372				415,370,861,700	12,827,362,841	44,158,854,578	6,279,684,979	86.8%	2.7%	9.2%	1.3%			
町 村 計	30,202	20,986,778,524	694,880				18,308,897,712	540,595,739	1,848,348,522	288,936,551	87.2%	2.6%	8.8%	1.4%			

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の各月末の被保険者数の和を11で除いたもので、除いたもの。

表7-3-2 後期高齢者医療費の状況(2)(年計)

【平成20年度】

	入 院			入 院 外			菌 科			合 計		
	1人当たり 診療費(円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)
横 浜 市	321,455	62.69	16.83	30,464	238,152	1,637.90	2.08	6,988	29,010	189.38	6,723	2.59
川 崎 市	355,406	67.78	17.39	30,154	224,117	1,600.48	2.14	6,547	28,097	183.27	6,723	2.59
横 須 賀	285,569	57.37	16.58	30,014	219,305	1,606.34	2.06	6,616	25,565	168.93	6,764	2.53
平 塚 市	336,249	63.82	17.82	29,566	215,860	1,480.34	1.93	7,549	25,063	158.58	7,104	2.55
鎌 倉 市	327,574	70.48	16.96	27,406	241,240	1,574.48	1.81	8,479	28,107	189.53	6,601	2.43
藤 沢 市	312,836	64.93	17.71	27,199	224,326	1,598.94	1.94	7,237	29,046	193.46	6,822	2.52
小 田 原	334,704	67.46	17.69	28,056	218,167	1,470.99	2.01	7,373	22,366	141.17	6,794	2.67
茅 ヶ 崎 市	296,042	61.53	16.53	29,100	206,994	1,545.09	1.88	7,112	27,255	182.99	6,753	2.42
逗 子 市	310,710	62.71	17.62	28,116	226,826	1,583.09	1.89	7,598	30,198	201.71	6,524	2.46
相 模 原	342,901	67.58	18.45	27,505	214,929	1,467.42	1.98	7,383	27,613	169.28	6,951	2.67
三 浦 市	307,801	63.15	15.48	31,476	210,358	1,508.60	2.05	6,811	25,597	161.60	7,521	2.54
秦 野 市	331,896	65.57	18.02	28,092	196,931	1,457.42	1.82	7,440	22,321	151.47	6,344	2.50
厚 木 市	316,193	64.30	17.20	28,592	211,048	1,412.58	2.04	7,323	23,068	155.83	6,560	2.66
伊 勢 原	332,090	64.89	17.27	29,633	205,450	1,433.71	2.08	6,894	26,528	163.41	6,762	2.70
海 老 名	299,013	63.03	17.41	27,247	239,597	1,376.49	1.74	8,330	23,547	144.32	7,280	2.37
座 間 市	332,223	67.59	18.23	26,962	213,950	1,426.42	2.15	6,985	26,638	178.63	6,577	2.47
南 足 柄	301,577	65.21	17.34	26,671	196,845	1,378.06	1.83	7,810	25,196	160.07	6,433	2.52
綾 瀬 市	300,924	66.28	16.58	27,378	190,428	1,280.16	1.88	7,933	24,658	157.67	6,923	2.56
葉 山 町	326,634	64.83	16.78	30,030	218,845	1,504.94	1.70	8,557	26,088	174.81	6,798	2.31
寒 川 町	343,183	73.07	17.74	26,471	206,644	1,343.28	2.19	7,017	25,632	181.78	6,943	2.89
大 磯 町	347,258	66.02	17.55	29,978	192,260	1,475.60	1.70	7,678	23,117	148.59	7,196	2.36
二 宮 町	324,995	59.43	17.68	30,927	187,893	1,475.92	1.86	6,833	23,604	154.65	6,596	2.46
中 井 町	323,291	63.25	17.23	29,672	159,433	1,358.29	1.74	6,752	17,672	119.64	5,958	2.43
大 井 町	273,615	59.52	18.86	24,380	185,022	1,315.38	1.80	7,813	21,663	116.71	6,906	2.55
松 田 町	358,355	69.40	16.88	30,599	199,543	1,335.92	1.74	8,578	21,524	149.35	6,337	2.47
山 北 町	351,884	78.87	18.00	24,787	195,152	1,281.19	1.93	7,873	18,595	128.73	6,226	2.82
開 成 町	275,913	56.69	17.39	27,987	218,030	1,327.70	1.92	8,571	23,343	134.25	7,348	2.53
箱 根 町	425,467	82.11	18.19	28,486	210,572	1,340.84	1.99	7,884	19,531	133.11	6,734	2.86
真 鶴 町	399,083	76.47	18.56	28,111	235,115	1,384.69	1.65	10,320	16,664	116.52	6,873	2.50
湯 河 原	372,681	79.77	17.32	26,970	224,113	1,419.61	1.87	8,426	19,135	131.67	6,971	2.65
愛 川 町	325,661	65.72	18.32	27,048	190,672	1,363.14	1.79	7,797	18,616	121.84	6,763	2.53
清 川 村	358,350	76.13	17.69	26,608	232,676	1,382.90	1.58	10,676	21,556	124.19	7,064	2.42
県 合 計	325,669	64.31	17.21	29,432	226,051	1,569.12	2.03	7,098	27,397	178.54	6,728	2.59
市 計	324,862	64.09	17.18	29,496	227,073	1,576.71	2.04	7,068	27,649	180.07	6,725	2.60
町 村 計	343,379	69.07	17.65	28,167	203,640	1,402.47	1.84	7,912	21,871	145.12	6,804	2.54

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の各月末の被保険者の和を11で除いたもので、除いたもの。

※受診率は、当該年度の診療件数を当該年度の各月末の被保険者の和を11で除いたもので、除して100倍したもの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療日数を診療件数で除したもの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療日数で除したもの。

表7-3-3 後期高齢者医療費の状況(3) (月平均)

【平成20年度】

	入 院			入 院 外			歯 科			合 計						
	1人当たり 診療費(円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1日当たり 診療費(円)	1人当たり 診療費(円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1日当たり 診療費(円)	1人当たり 診療費(円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1日当たり 診療費(円)				
横 浜 市	29,223	5.70	16.83	30,464	21,650	148.90	2.08	6,988	2,637	17.22	2.28	6,723	53,511	171.82	2.59	12,026
川 崎 市	32,310	6.16	17.39	30,154	20,374	145.50	2.14	6,547	2,554	16.66	2.35	6,535	55,238	168.32	2.72	12,076
横 須 賀	25,961	5.22	16.58	30,014	19,937	146.03	2.06	6,616	2,324	15.36	2.24	6,764	48,222	166.60	2.53	11,422
平 塚 市	30,568	5.80	17.82	29,566	19,624	134.58	1.93	7,549	2,278	14.42	2.22	7,104	52,470	154.79	2.55	13,270
鎌 倉 市	29,779	6.41	16.96	27,406	21,931	143.13	1.81	8,479	2,555	17.23	2.25	6,601	54,266	166.77	2.43	13,365
藤 沢 市	28,440	5.90	17.71	27,199	20,393	145.36	1.94	7,237	2,641	17.59	2.20	6,822	51,473	168.85	2.52	12,110
小 田 原	30,428	6.13	17.69	28,056	19,833	133.73	2.01	7,373	2,033	12.83	2.33	6,794	52,294	152.69	2.67	12,837
茅ヶ崎市	26,913	5.59	16.53	29,100	18,818	140.46	1.88	7,112	2,478	16.64	2.21	6,753	48,208	162.69	2.42	12,243
逗 子 市	28,246	5.70	17.62	28,116	20,621	143.92	1.89	7,598	2,745	18.34	2.29	6,524	51,612	167.96	2.46	12,469
相 模 原	31,173	6.14	18.45	27,505	19,539	133.40	1.98	7,383	2,510	15.39	2.35	6,951	53,222	154.94	2.67	12,852
三 浦 市	27,982	5.74	15.48	31,476	19,123	137.15	2.05	6,811	2,327	14.69	2.11	7,521	49,432	157.58	2.54	12,340
秦 野 市	30,172	5.96	18.02	28,092	17,903	132.49	1.82	7,440	2,029	13.77	2.32	6,344	50,104	152.22	2.50	13,185
厚 木 市	28,745	5.85	17.20	28,592	19,186	128.42	2.04	7,323	2,097	14.17	2.26	6,560	50,028	148.43	2.66	12,681
大 和 市	30,190	5.90	17.27	29,633	18,677	130.34	2.08	6,894	2,412	14.86	2.40	6,762	51,279	151.09	2.70	12,554
伊 勢 原	30,292	5.51	17.96	30,608	19,260	132.86	1.74	8,330	2,141	13.12	2.24	7,280	51,692	151.49	2.37	14,376
海 老 名	27,183	5.73	17.41	27,247	21,782	125.14	1.82	9,584	2,220	15.07	2.24	6,577	51,185	145.93	2.47	14,187
座 間 市	30,202	6.14	18.23	26,962	19,450	129.67	2.15	6,985	2,422	16.24	2.25	6,630	52,074	152.06	2.81	12,196
南 足 柄	27,416	5.93	17.34	26,671	17,895	125.28	1.83	7,810	2,291	14.55	2.45	6,433	47,602	145.76	2.52	12,952
綾 瀬 市	27,357	6.03	16.58	27,378	17,312	116.38	1.88	7,933	2,242	14.33	2.26	6,923	46,910	136.74	2.56	13,382
葉 山 町	29,694	5.89	16.78	30,030	19,895	136.81	1.70	8,557	2,372	15.89	2.20	6,798	51,961	158.60	2.31	14,187
寒 川 町	31,198	6.64	17.74	26,471	18,786	122.12	2.19	7,017	2,330	16.53	2.03	6,943	52,314	145.28	2.89	12,481
大 磯 町	31,569	6.00	17.55	29,978	17,478	134.15	1.70	7,678	2,102	13.51	2.16	7,196	51,149	153.66	2.36	14,124
二 宮 町	29,545	5.40	17.68	30,927	17,081	134.17	1.86	6,833	2,146	14.06	2.31	6,596	48,772	153.64	2.46	12,902
中 井 町	29,390	5.75	17.23	29,672	14,494	123.48	1.74	6,752	1,607	10.88	2.48	5,958	45,491	140.11	2.43	13,353
大 井 町	24,874	5.41	18.86	24,380	16,820	119.58	1.80	7,813	1,969	10.61	2.69	6,906	43,664	135.60	2.55	12,626
松 田 町	32,578	6.31	16.88	30,599	18,140	121.45	1.74	8,578	1,957	13.58	2.27	6,337	52,675	141.33	2.47	15,101
山 北 町	31,989	7.17	18.00	24,787	17,741	116.47	1.93	7,873	1,690	11.70	2.32	6,226	51,421	135.34	2.82	13,477
開 成 町	25,083	5.15	17.39	27,987	19,821	120.70	1.92	8,571	2,122	12.20	2.37	7,348	47,026	138.06	2.53	13,445
箱 根 町	38,679	7.46	18.19	28,486	19,143	121.89	1.99	7,884	1,776	12.10	2.18	6,734	59,597	141.46	2.86	14,717
真 鶴 町	36,280	6.95	18.56	28,111	21,374	125.88	1.65	10,320	1,515	10.59	2.08	6,873	59,169	143.43	2.50	16,517
湯 河 原	33,880	7.25	17.32	26,970	20,374	129.06	1.87	8,426	1,740	11.97	2.08	6,971	55,994	148.28	2.65	14,270
愛 川 町	29,606	5.97	18.32	27,048	17,334	123.92	1.79	7,797	1,692	11.08	2.26	6,763	48,632	140.97	2.53	13,630
清 川 村	32,577	6.92	17.69	26,608	21,152	125.72	1.58	10,676	1,960	11.29	2.46	7,064	55,689	143.93	2.42	15,989
県 合 計	29,606	5.85	17.21	29,432	20,550	142.65	2.03	7,098	2,491	16.23	2.28	6,728	52,647	164.72	2.59	12,325
市 計	29,533	5.83	17.18	29,496	20,643	143.34	2.04	7,068	2,514	16.37	2.28	6,725	52,689	165.53	2.60	12,266
町 村 計	31,216	6.28	17.65	28,167	18,513	127.50	1.84	7,912	1,988	13.19	2.22	6,804	51,717	146.97	2.54	13,827

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を11で除したものを、当該年度の各月末の被保険者の和を11で除したもので、除したものの。

※受診率は、当該年度の診療件数を当該年度の各月末の被保険者の和を11で除したもので、除して100倍したものの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療日数を診療件数で除したものの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療日数で除したものの。

表7-3-4 公費負担割合別統計

【平成20年度】

	保険者負担分					
	公費0割		公費5割		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横 浜 市	1,241,570	22,724,136,346	7,520,744	168,807,817,315	8,762,314	191,531,953,661
川 崎 市	430,103	8,152,076,697	2,342,573	55,385,876,813	2,772,676	63,537,953,510
横 須 賀 市	117,993	1,945,179,982	1,235,972	26,226,353,698	1,353,965	28,171,533,680
平 塚 市	66,117	1,270,433,848	516,744	12,840,168,586	582,861	14,110,602,434
鎌 倉 市	129,594	2,358,401,797	494,881	11,841,413,511	624,475	14,199,815,308
藤 沢 市	157,992	2,757,682,688	829,492	17,839,293,283	987,484	20,596,975,971
小 田 原 市	59,028	1,183,567,622	472,979	11,553,631,043	532,007	12,737,198,665
茅ヶ崎市	72,744	1,315,980,721	487,756	10,267,977,723	560,500	11,583,958,444
逗 子 市	37,360	640,831,561	192,485	4,273,347,519	229,845	4,914,179,080
相模原市	134,744	2,634,586,502	1,107,998	27,319,028,735	1,242,742	29,953,615,237
三 浦 市	12,850	236,711,066	153,462	3,706,534,154	166,312	3,943,245,220
秦 野 市	35,869	706,481,112	300,143	7,196,909,954	336,012	7,903,391,066
厚 木 市	47,951	962,977,086	297,529	7,270,949,203	345,480	8,233,926,289
大 和 市	51,379	892,593,083	344,094	8,207,440,112	395,473	9,100,033,195
伊勢原市	23,952	459,280,109	161,120	3,976,984,801	185,072	4,436,264,910
海老名市	19,597	407,855,457	149,158	3,948,823,994	168,755	4,356,679,451
座 間 市	23,655	467,966,460	184,838	4,523,214,423	208,493	4,991,180,883
南足柄市	10,862	179,051,045	96,233	2,242,624,318	107,095	2,421,675,363
綾 瀬 市	12,605	278,116,320	103,870	2,545,935,996	116,475	2,824,052,316
葉 山 町	17,532	363,160,649	87,870	2,070,583,122	105,402	2,433,743,771
寒 川 町	8,742	206,474,679	69,277	1,803,878,763	78,019	2,010,353,442
大 磯 町	12,338	205,966,380	88,929	2,199,967,288	101,267	2,405,933,668
二 宮 町	10,176	145,744,654	84,664	1,961,218,229	94,840	2,106,962,883
中 井 町	1,659	37,564,233	21,890	502,796,026	23,549	540,360,259
大 井 町	4,085	68,770,540	27,706	640,194,030	31,791	708,964,570
松 田 町	3,664	85,039,130	29,792	813,914,922	33,456	898,954,052
山 北 町	3,251	66,084,337	41,497	1,083,471,014	44,748	1,149,555,351
開 成 町	3,661	62,807,475	24,678	620,450,231	28,339	683,257,706
箱 根 町	4,573	120,969,800	33,859	1,040,830,513	38,432	1,161,800,313
真 鶴 町	1,701	39,967,682	26,025	806,690,751	27,726	846,658,433
湯河原町	7,079	127,208,002	83,992	2,291,528,227	91,071	2,418,736,229
愛 川 町	6,925	118,109,147	64,473	1,590,537,944	71,398	1,708,647,091
清 川 村	480	14,399,456	6,093	181,742,212	6,573	196,141,668
県 合 計	2,771,831	51,236,175,666	17,682,816	407,582,128,453	20,454,647	458,818,304,119
市 計	2,685,965	49,573,909,502	16,992,071	389,974,325,181	19,678,036	439,548,234,683
町 村 計	85,866	1,662,266,164	690,745	17,607,803,272	776,611	19,270,069,436

公費0割… 高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並所得区分の被保険者

公費5割… 高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

表7-3-5 公費負担割合別統計(割合)

【平成20年度】

	保険者負担分					
	公費0割		公費5割		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横 浜 市	14.17	11.86	85.83	88.14	100.00	100.00
川 崎 市	15.51	12.83	84.49	87.17	100.00	100.00
横 須 賀 市	8.71	6.90	91.29	93.10	100.00	100.00
平 塚 市	11.34	9.00	88.66	91.00	100.00	100.00
鎌 倉 市	20.75	16.61	79.25	83.39	100.00	100.00
藤 沢 市	16.00	13.39	84.00	86.61	100.00	100.00
小 田 原 市	11.10	9.29	88.90	90.71	100.00	100.00
茅ヶ崎市	12.98	11.36	87.02	88.64	100.00	100.00
逗 子 市	16.25	13.04	83.75	86.96	100.00	100.00
相 模 原 市	10.84	8.80	89.16	91.20	100.00	100.00
三 浦 市	7.73	6.00	92.27	94.00	100.00	100.00
秦 野 市	10.67	8.94	89.33	91.06	100.00	100.00
厚 木 市	13.88	11.70	86.12	88.30	100.00	100.00
大 和 市	12.99	9.81	87.01	90.19	100.00	100.00
伊 勢 原 市	12.94	10.35	87.06	89.65	100.00	100.00
海 老 名 市	11.61	9.36	88.39	90.64	100.00	100.00
座 間 市	11.35	9.38	88.65	90.62	100.00	100.00
南 足 柄 市	10.14	7.39	89.86	92.61	100.00	100.00
綾 瀬 市	10.82	9.85	89.18	90.15	100.00	100.00
葉 山 町	16.63	14.92	83.37	85.08	100.00	100.00
寒 川 町	11.20	10.27	88.80	89.73	100.00	100.00
大 磯 町	12.18	8.56	87.82	91.44	100.00	100.00
二 宮 町	10.73	6.92	89.27	93.08	100.00	100.00
中 井 町	7.04	6.95	92.96	93.05	100.00	100.00
大 井 町	12.85	9.70	87.15	90.30	100.00	100.00
松 田 町	10.95	9.46	89.05	90.54	100.00	100.00
山 北 町	7.27	5.75	92.73	94.25	100.00	100.00
開 成 町	12.92	9.19	87.08	90.81	100.00	100.00
箱 根 町	11.90	10.41	88.10	89.59	100.00	100.00
真 鶴 町	6.14	4.72	93.86	95.28	100.00	100.00
湯 河 原 町	7.77	5.26	92.23	94.74	100.00	100.00
愛 川 町	9.70	6.91	90.30	93.09	100.00	100.00
清 川 村	7.30	7.34	92.70	92.66	100.00	100.00
県 合 計	13.55	11.17	86.45	88.83	100.00	100.00
市 計	13.65	11.28	86.35	88.72	100.00	100.00
町 村 計	11.06	8.63	88.94	91.37	100.00	100.00

公費0割… 高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並所得区分の被保険者

公費5割… 高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

表7-3-6 費用額状況(総合計)

【平成20年度】

	合 計					
	件数(件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	8,569,145	180,769,024,519	5,711,389,494	19,306,973,241	2,706,475,501	208,493,862,755
川 崎 市	2,694,982	59,574,548,992	1,955,270,971	6,627,228,676	756,639,261	68,913,687,900
横 須 賀 市	1,330,919	26,934,262,666	666,929,833	2,674,039,105	402,285,770	30,677,517,374
平 塚 市	566,241	13,324,542,742	426,708,762	1,238,474,993	271,691,583	15,261,418,080
鎌 倉 市	610,607	13,425,983,174	434,376,043	1,603,122,168	240,932,181	15,704,413,566
藤 沢 市	964,571	19,491,468,120	606,903,574	2,058,188,620	449,612,812	22,606,173,126
小 田 原 市	522,539	12,164,481,437	356,896,721	1,243,629,769	187,647,979	13,952,655,906
茅 ヶ 崎 市	545,908	10,959,501,878	329,822,135	1,187,034,986	155,328,029	12,631,687,028
逗 子 市	224,759	4,643,928,985	137,659,385	537,749,708	61,600,348	5,380,938,426
相 模 原 市	1,208,438	28,333,737,964	842,349,190	2,934,215,444	393,112,006	32,503,414,604
三 浦 市	161,924	3,748,330,762	104,155,169	352,968,730	52,284,305	4,257,738,966
秦 野 市	327,639	7,468,688,866	224,691,011	739,454,422	127,703,531	8,560,537,830
厚 木 市	338,413	7,817,443,998	242,115,084	824,343,111	131,831,953	9,015,734,146
大 和 市	385,609	8,608,294,815	282,346,059	889,884,360	99,862,324	9,880,387,558
伊 勢 原 市	180,649	4,195,175,595	132,232,582	443,825,753	53,625,667	4,824,859,597
海 老 名 市	164,645	4,148,117,350	110,619,565	437,299,393	71,525,184	4,767,561,492
座 間 市	204,062	4,744,697,223	136,904,194	509,079,766	58,164,837	5,448,846,020
南 足 柄 市	105,610	2,326,231,800	54,707,859	249,609,513	29,294,386	2,659,843,558
綾 瀬 市	114,028	2,692,400,814	71,285,210	301,732,820	30,067,322	3,095,486,166
葉 山 町	102,626	2,281,505,404	82,914,144	259,932,252	30,508,262	2,654,860,062
寒 川 町	76,208	1,897,020,548	57,235,625	188,874,219	38,678,116	2,181,808,508
大 磯 町	99,259	2,282,839,167	69,202,951	212,387,185	50,005,245	2,614,434,548
二 宮 町	92,444	1,992,253,704	56,273,875	194,603,945	27,247,224	2,270,378,748
中 井 町	23,065	512,297,962	15,464,148	50,255,139	6,511,687	584,528,936
大 井 町	31,417	681,144,016	15,362,349	80,377,243	9,335,074	786,218,682
松 田 町	33,010	852,994,286	27,514,278	86,526,424	12,017,824	979,052,812
山 北 町	44,309	1,107,866,673	27,183,491	114,761,314	12,405,998	1,262,217,476
開 成 町	27,959	654,503,935	17,132,908	69,649,950	10,136,939	751,423,732
箱 根 町	38,045	1,106,559,027	37,830,264	116,943,062	13,509,943	1,274,842,296
真 鶴 町	27,386	808,992,987	25,323,175	72,427,713	11,833,059	918,576,934
湯 河 原 町	89,127	2,310,761,926	58,175,181	225,650,760	35,441,701	2,630,029,568
愛 川 町	70,219	1,633,795,596	46,539,693	158,130,996	26,604,955	1,865,071,240
清 川 村	6,467	186,362,481	4,443,657	17,828,320	4,700,524	213,334,982
県 合 計	19,982,229	433,679,759,412	13,367,958,580	46,007,203,100	6,568,621,530	499,623,542,622
市 計	19,220,688	415,370,861,700	12,827,362,841	44,158,854,578	6,279,684,979	478,636,764,098
町 村 計	761,541	18,308,897,712	540,595,739	1,848,348,522	288,936,551	20,986,778,524

表7-3-7 費用額状況(入院/医科)

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	177,872	2,996,558	75,462,024,232	4,793,302,594	4,989,083,675	1,104,481,080	86,348,891,581
川 崎 市	60,788	1,057,726	26,308,283,114	1,706,091,093	1,825,460,864	323,509,289	30,163,344,360
横 須 賀 市	25,249	418,994	10,539,445,148	545,414,877	667,930,674	158,331,971	11,911,122,670
平 塚 市	13,705	244,859	6,026,649,719	350,828,488	348,132,486	111,108,047	6,836,718,740
鎌 倉 市	15,459	262,324	5,843,752,377	365,738,912	429,894,749	108,446,362	6,747,832,400
藤 沢 市	20,693	366,844	8,131,100,560	511,365,755	489,020,186	211,735,309	9,343,221,810
小 田 原 市	13,222	233,927	5,435,648,078	304,662,716	339,296,660	87,968,016	6,167,575,470
茅ヶ崎市	11,691	193,544	4,656,507,027	278,160,995	319,288,846	70,425,222	5,324,382,090
逗 子 市	4,767	84,090	1,934,762,450	118,279,092	139,446,184	25,551,214	2,218,038,940
相 模 原 市	30,617	565,049	12,834,913,811	714,903,838	834,173,786	189,196,105	14,573,187,540
三 浦 市	3,846	59,563	1,579,851,620	86,135,077	95,242,857	20,897,486	1,782,127,040
秦 野 市	8,184	147,508	3,424,057,230	192,265,545	212,672,222	60,890,083	3,889,885,080
厚 木 市	8,490	146,245	3,444,606,545	216,252,909	225,230,223	53,023,853	3,939,113,530
大 和 市	9,225	159,425	3,925,441,359	248,806,393	243,203,206	44,634,222	4,462,085,180
伊 勢 原 市	4,230	76,029	1,930,129,429	118,327,676	123,574,312	25,749,643	2,197,781,060
海 老 名 市	4,719	82,220	1,847,154,180	95,629,900	122,283,751	36,420,049	2,101,487,880
座 間 市	5,243	95,582	2,121,347,599	118,937,015	144,763,854	25,831,652	2,410,880,120
南 足 柄 市	2,647	45,919	1,011,694,695	47,406,216	71,800,204	12,826,925	1,143,728,040
綾 瀬 市	3,219	53,425	1,208,736,619	59,888,632	92,484,105	13,915,514	1,375,024,870
葉 山 町	2,515	42,233	1,037,853,143	71,681,111	76,885,979	11,484,507	1,197,904,740
寒 川 町	2,263	40,155	874,934,782	49,764,504	56,043,160	18,999,874	999,742,320
大 磯 町	2,460	43,178	1,080,674,168	59,530,729	63,857,575	20,046,918	1,224,109,390
二 宮 町	1,944	34,466	894,335,285	49,446,572	51,868,284	13,398,509	1,009,048,650
中 井 町	599	10,318	254,861,690	15,087,659	14,675,488	3,918,113	288,542,950
大 井 町	766	14,444	287,158,776	12,558,617	22,352,824	3,714,183	325,784,400
松 田 町	966	16,302	412,489,218	24,496,316	27,904,545	5,383,651	470,273,730
山 北 町	1,391	25,042	511,368,675	24,644,414	35,296,900	5,706,511	577,016,500
開 成 町	656	11,417	263,816,280	12,706,225	18,505,235	4,488,000	299,515,740
箱 根 町	1,349	24,540	576,795,458	34,588,620	40,087,118	6,538,574	658,009,770
真 鶴 町	945	17,553	412,266,681	21,369,186	21,934,172	6,472,401	462,042,440
湯 河 原 町	2,858	49,523	1,113,571,845	50,123,829	69,076,511	17,658,545	1,250,430,730
愛 川 町	1,887	34,613	776,844,344	40,435,934	47,161,270	12,424,742	876,866,290
清 川 村	232	4,128	89,955,595	4,004,842	5,995,948	2,424,305	102,380,690
県 合 計	444,697	7,657,743	186,253,031,732	11,342,836,281	12,264,627,853	2,817,600,875	212,678,096,741
市 計	423,866	7,289,831	177,666,105,792	10,872,397,723	11,712,982,844	2,684,942,042	202,936,428,401
町 村 計	20,831	367,912	8,586,925,940	470,438,558	551,645,009	132,658,833	9,741,668,340

表7-3-8 費用額状況(入院／歯科)

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	388	3,806	105,230,043	5,712,651	9,474,808	991,808	121,409,310
川 崎 市	114	1,299	38,262,203	2,349,354	3,636,503	95,410	44,343,470
横 須 賀 市	37	374	9,614,705	235,655	788,440	44,400	10,683,200
平 塚 市	44	137	4,322,012	43,951	463,621	57,076	4,886,660
鎌 倉 市	21	208	5,851,079	144,542	516,139	29,600	6,541,360
藤 沢 市	42	458	11,764,093	725,430	951,202	597,735	14,038,460
小 田 原 市	11	105	3,611,809	221,062	157,131	136,038	4,126,040
茅ヶ崎市	52	601	12,841,552	543,390	1,183,933	130,835	14,699,710
逗 子 市	7	41	963,698	9,312	77,100	48,910	1,099,020
相 模 原 市	27	224	6,258,656	175,884	583,010	36,540	7,054,090
三 浦 市	2	19	614,358	3,093	65,169	0	682,620
秦 野 市	6	57	2,188,874	102,526	197,660	0	2,489,060
厚 木 市	17	72	2,293,538	159,210	196,168	61,914	2,710,830
大 和 市	10	67	2,022,847	25,086	275,577	0	2,323,510
伊 勢 原 市	9	90	3,342,958	206,846	305,706	0	3,855,510
海 老 名 市	7	64	2,028,314	56,654	153,442	15,270	2,253,680
座 間 市	2	35	2,061,639	169,671	59,400	0	2,290,710
南 足 柄 市	2	11	485,158	402	53,510	0	539,070
綾 瀬 市	8	93	2,770,200	94,830	235,290	0	3,100,320
葉 山 町	5	46	1,173,513	4,247	126,120	0	1,303,880
寒 川 町	3	48	1,262,745	75,905	44,400	20,000	1,403,050
大 磯 町	2	18	882,958	45,042	53,060	0	981,060
二 宮 町	6	12	273,883	0	44,977	0	318,860
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0
山 北 町	1	15	299,511	0	33,279	0	332,790
開 成 町	1	9	176,800	0	19,650	0	196,450
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0
真 鶴 町	4	65	1,440,115	143,730	185,755	0	1,769,600
湯 河 原 町	1	2	34,560	0	3,840	0	38,400
愛 川 町	3	14	324,590	0	23,470	12,600	360,660
清 川 村	4	47	1,134,586	51,544	69,160	5,360	1,260,650
県 合 計	836	8,037	223,530,997	11,300,017	19,977,520	2,283,496	257,092,030
市 計	806	7,761	216,527,736	10,979,549	19,373,809	2,245,536	249,126,630
町 村 計	30	276	7,003,261	320,468	603,711	37,960	7,965,400

表7-3-9 費用額状況(入院／食事・生活療養費(医科・歯科))

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分		一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	162,402	7,214,262	3,085,673,574		1,790,184,750	55,646,670	4,931,504,994
川 崎 市	55,359	2,515,409	1,070,468,660		635,221,560	20,202,650	1,725,892,870
横 須 賀 市	22,739	979,931	405,790,504		251,211,030	7,920,140	664,921,674
平 塚 市	12,749	582,279	258,171,790		139,201,960	4,487,750	401,861,500
鎌 倉 市	14,166	644,597	268,996,966		166,673,300	4,782,910	440,453,176
藤 沢 市	19,390	924,070	389,790,286		235,005,780	8,369,460	633,165,526
小 田 原 市	12,141	581,089	248,984,146		140,902,950	4,296,280	394,183,376
茅 ヱ 崎 市	10,717	451,383	189,228,438		116,819,130	4,538,380	310,585,948
逗 子 市	4,442	212,375	89,088,036		55,832,340	1,374,700	146,295,076
相 模 原 市	28,462	1,406,459	588,510,354		366,083,110	13,000,200	967,593,664
三 浦 市	3,460	137,973	58,207,186		33,923,640	490,640	92,621,466
秦 野 市	7,559	365,093	161,736,170		87,825,140	3,450,470	253,011,780
厚 木 市	7,774	353,013	154,662,936		85,401,010	1,663,990	241,727,936
大 和 市	8,403	380,912	170,349,438		88,884,340	2,659,970	261,893,748
伊 勢 原 市	3,935	185,525	80,484,348		45,353,210	2,347,380	128,184,938
海 老 名 市	4,369	202,969	81,196,932		55,471,880	1,585,480	138,254,292
座 間 市	4,952	239,636	101,571,660		60,330,630	2,973,480	164,875,770
南 足 柄 市	2,471	117,742	50,101,288		30,466,280	171,600	80,739,168
綾 瀬 市	3,024	126,785	51,702,946		34,703,550	666,380	87,072,876
葉 山 町	2,316	103,133	42,456,102		27,448,120	513,380	70,417,602
寒 川 町	2,044	90,724	39,869,068		22,527,270	668,300	63,064,638
大 磯 町	2,272	100,130	43,900,918		24,578,620	1,354,880	69,834,418
二 宮 町	1,785	82,464	36,922,258		19,389,360	629,200	56,940,818
中 井 町	541	25,478	11,039,166		6,478,180	96,200	17,613,546
大 井 町	722	38,424	14,249,282		11,954,820	154,180	26,358,282
松 田 町	909	41,746	17,348,062		10,927,900	280,540	28,556,502
山 北 町	1,286	64,535	27,620,410		15,548,556	557,700	43,726,666
開 成 町	618	29,198	12,040,812		7,996,010	34,320	20,071,142
箱 根 町	1,223	59,794	24,918,256		15,393,820	721,080	41,033,156
真 鶴 町	902	45,578	20,551,994		10,613,150	285,220	31,450,364
湯 河 原 町	2,648	123,538	52,074,298		32,475,480	668,860	85,218,638
愛 川 町	1,761	87,221	37,873,230		20,691,880	809,600	59,374,710
清 川 村	226	10,919	4,506,132		2,526,250	414,700	7,447,082
県 合 計	407,767	18,524,384	7,890,085,646		4,648,045,006	147,816,690	12,685,947,342
市 計	388,514	17,621,502	7,504,715,658		4,419,495,590	140,628,530	12,064,839,778
町 村 計	19,253	902,882	385,369,988		228,549,416	7,188,160	621,107,564

表7-3-10 費用額状況(入院／合計(医科・歯科・食事・生活))

【平成20年度】

	合 計						
	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	178,260	3,000,364	78,652,927,849	4,799,015,245	6,788,743,233	1,161,119,558	91,401,805,885
川 崎 市	60,902	1,059,025	27,417,013,977	1,708,440,447	2,464,318,927	343,807,349	31,933,580,700
横 須 賀 市	25,286	419,368	10,954,850,357	545,650,532	919,930,144	166,296,511	12,586,727,544
平 塚 市	13,749	244,996	6,289,143,521	350,872,439	487,798,067	115,652,873	7,243,466,900
鎌 倉 市	15,480	262,532	6,118,600,422	365,883,454	597,084,188	113,258,872	7,194,826,936
藤 沢 市	20,735	367,302	8,532,654,939	512,091,185	724,977,168	220,702,504	9,990,425,796
小 田 原 市	13,233	234,032	5,688,244,033	304,883,778	480,356,741	92,400,334	6,565,884,886
茅ヶ崎市	11,743	194,145	4,858,577,017	278,704,385	437,291,909	75,094,437	5,649,667,748
逗 子 市	4,774	84,131	2,024,814,184	118,288,404	195,355,624	26,974,824	2,365,433,036
相模原市	30,644	565,273	13,429,682,821	715,079,722	1,200,839,906	202,232,845	15,547,835,294
三 浦 市	3,848	59,582	1,638,673,164	86,138,170	129,231,666	21,388,126	1,875,431,126
秦 野 市	8,190	147,565	3,587,982,274	192,368,071	300,695,022	64,340,553	4,145,385,920
厚 木 市	8,507	146,317	3,601,563,019	216,412,119	310,827,401	54,749,757	4,183,552,296
大 和 市	9,235	159,492	4,097,813,644	248,831,479	332,363,123	47,294,192	4,726,302,438
伊勢原市	4,239	76,119	2,013,956,735	118,534,522	169,233,228	28,097,023	2,329,821,508
海老名市	4,726	82,284	1,930,379,426	95,686,554	177,909,073	38,020,799	2,241,995,852
座 間 市	5,245	95,617	2,224,980,898	119,106,686	205,153,884	28,805,132	2,578,046,600
南足柄市	2,649	45,930	1,062,281,141	47,406,618	102,319,994	12,998,525	1,225,006,278
綾 瀬 市	3,227	53,518	1,263,209,765	59,983,462	127,422,945	14,581,894	1,465,198,066
葉 山 町	2,520	42,279	1,081,482,758	71,685,358	104,460,219	11,997,887	1,269,626,222
寒 川 町	2,266	40,203	916,066,595	49,840,409	78,614,830	19,688,174	1,064,210,008
大 磯 町	2,462	43,196	1,125,458,044	59,575,771	88,489,255	21,401,798	1,294,924,868
二 宮 町	1,950	34,478	931,531,426	49,446,572	71,302,621	14,027,709	1,066,308,328
中 井 町	599	10,318	265,900,856	15,087,659	21,153,668	4,014,313	306,156,496
大 井 町	766	14,444	301,408,058	12,558,617	34,307,644	3,868,363	352,142,682
松 田 町	966	16,302	429,837,280	24,496,316	38,832,445	5,664,191	498,830,232
山 北 町	1,392	25,057	539,288,596	24,644,414	50,878,735	6,264,211	621,075,956
開 成 町	657	11,426	276,033,892	12,706,225	26,520,895	4,522,320	319,783,332
箱 根 町	1,349	24,540	601,713,714	34,588,620	55,480,938	7,259,654	699,042,926
真 鶴 町	949	17,618	434,258,790	21,512,916	32,733,077	6,757,621	495,262,404
湯河原町	2,859	49,525	1,165,680,703	50,123,829	101,555,831	18,327,405	1,335,687,768
愛 川 町	1,890	34,627	815,042,164	40,435,934	67,876,620	13,246,942	936,601,660
清 川 村	236	4,175	95,596,313	4,056,386	8,591,358	2,844,365	111,088,422
県 合 計	445,533	7,665,780	194,366,648,375	11,354,136,298	16,932,650,379	2,967,701,061	225,621,136,113
市 計	424,672	7,297,592	185,387,349,186	10,883,377,272	16,151,852,243	2,827,816,108	215,250,394,809
町 村 計	20,861	368,188	8,979,299,189	470,759,026	780,798,136	139,884,953	10,370,741,304

表7-3-11 費用額状況(入院外)

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	4,657,160	9,690,110	59,038,939,792	885,584,539	6,920,378,533	870,656,686	67,715,559,550
川 崎 市	1,438,046	3,075,566	17,502,970,958	235,987,118	2,174,491,982	223,682,272	20,137,132,330
横 須 賀 市	708,009	1,461,023	8,538,980,239	119,173,192	882,248,827	125,706,832	9,666,109,090
平 塚 市	318,894	615,950	4,079,272,615	73,633,089	406,408,322	90,739,174	4,650,053,200
鎌 倉 市	345,819	624,908	4,546,650,500	64,647,487	610,566,943	76,736,300	5,298,601,230
藤 沢 市	510,620	989,910	6,220,281,167	92,381,921	720,691,844	130,482,458	7,163,837,390
小 田 原 市	288,565	580,459	3,746,794,563	50,888,344	425,857,268	56,241,275	4,279,781,450
茅ヶ崎市	294,865	555,467	3,447,242,404	49,991,903	404,389,662	48,649,741	3,950,273,710
逗 子 市	120,521	227,271	1,498,735,874	18,574,187	190,077,322	19,435,977	1,726,823,360
相 模 原 市	665,357	1,320,028	8,561,072,945	124,727,571	949,610,007	109,910,507	9,745,321,030
三 浦 市	91,919	188,171	1,135,490,519	17,695,500	112,429,752	16,094,619	1,281,710,390
秦 野 市	182,032	330,589	2,161,814,928	30,904,981	233,274,078	33,678,163	2,459,672,150
厚 木 市	186,898	381,321	2,434,269,210	24,834,061	287,135,875	46,132,174	2,792,371,320
大 和 市	204,045	424,113	2,557,561,699	33,010,931	303,723,955	29,669,015	2,923,965,600
伊 勢 原 市	102,185	177,819	1,294,856,338	13,231,556	158,202,897	15,020,678	1,481,311,469
海 老 名 市	103,209	187,440	1,577,123,156	14,719,021	180,437,267	24,219,516	1,796,498,960
座 間 市	110,690	237,678	1,455,025,042	16,926,967	171,582,221	16,716,320	1,660,250,550
南 足 柄 市	55,977	102,376	704,237,014	7,062,386	79,466,016	8,818,034	799,583,450
綾 瀬 市	62,331	116,883	811,388,626	11,185,390	95,724,696	8,895,898	927,194,610
葉 山 町	58,497	99,408	736,165,289	11,142,359	91,750,429	11,591,773	850,649,850
寒 川 町	41,655	91,327	562,239,665	6,988,909	61,045,778	10,527,488	640,801,840
大 磯 町	55,025	93,373	628,889,302	8,901,251	63,294,897	15,851,060	716,936,510
二 宮 町	48,425	90,214	543,675,391	6,540,864	59,081,613	7,177,722	616,475,590
中 井 町	12,863	22,361	133,674,595	358,359	15,663,272	1,286,584	150,982,810
大 井 町	16,929	30,478	208,266,833	2,551,945	24,028,605	3,275,947	238,123,330
松 田 町	18,596	32,380	244,862,736	3,008,092	26,562,528	3,330,024	277,763,380
山 北 町	22,613	43,748	305,711,879	2,483,566	32,402,366	3,845,389	344,443,200
開 成 町	15,388	29,483	221,629,879	4,146,759	23,428,845	3,490,777	252,696,260
箱 根 町	22,030	43,884	303,597,197	3,225,140	35,493,736	3,653,017	345,969,090
真 鶴 町	17,184	28,274	258,273,519	3,762,601	26,922,255	2,819,315	291,777,690
湯 河 原 町	50,879	95,331	711,100,887	7,911,045	74,791,419	9,416,369	803,219,720
愛 川 町	39,204	70,333	483,874,136	6,036,156	50,177,377	8,283,651	548,371,320
清 川 村	4,287	6,756	64,119,305	376,326	6,235,596	1,398,343	72,129,570
県 合 計	10,870,717	22,064,432	136,718,788,202	1,952,593,516	15,897,576,183	2,037,433,098	156,606,390,999
市 計	10,447,142	21,287,082	131,312,707,589	1,885,160,144	15,306,697,467	1,951,485,639	150,456,050,839
町 村 計	423,575	777,350	5,406,080,613	67,433,372	590,878,716	85,947,459	6,150,340,160

表7-3-12 費用額状況(歯科)

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	538,478	1,226,899	7,181,007,779	283,289	984,501,974	82,867,768	8,248,660,810
川 崎 市	164,673	386,297	2,191,515,812	122,091	312,355,580	20,574,777	2,524,568,260
横 須 賀 市	74,457	166,591	992,829,503	23,999	122,992,636	10,963,292	1,126,809,430
平 塚 市	34,162	76,002	472,838,649	76,072	58,619,629	8,379,360	539,913,710
鎌 倉 市	41,629	93,526	529,700,838	55,660	80,316,190	7,265,832	617,338,520
藤 沢 市	61,782	135,968	805,046,218	23,659	108,157,938	14,351,925	927,579,740
小 田 原 市	27,694	64,578	384,192,861	46,093	50,317,888	4,205,588	438,762,430
茅ヶ崎市	34,921	77,017	453,959,714	5,970	61,879,829	4,279,387	520,124,900
逗 子 市	15,356	35,236	198,978,643	3,430	29,088,255	1,825,102	229,895,430
相 模 原 市	76,757	180,120	1,100,612,567	12,542	141,050,634	10,346,547	1,252,022,290
三 浦 市	9,846	20,737	137,750,189	4,389	16,391,735	1,816,017	155,962,330
秦 野 市	18,918	43,945	244,392,358	41,152	31,589,814	2,764,696	278,788,020
厚 木 市	20,618	46,530	266,425,616	1,810	35,473,072	3,314,782	305,215,280
大 和 市	23,257	55,838	330,537,083	9,165	44,515,403	2,487,679	377,549,330
伊 勢 原 市	10,091	22,614	143,499,023	3,661	19,632,105	1,505,041	164,639,830
海 老 名 市	12,429	27,838	160,175,251	801	21,089,017	1,838,961	183,104,030
座 間 市	13,862	31,177	181,411,021	4,423	23,656,992	1,639,714	206,712,150
南 足 柄 市	6,502	15,909	89,921,773	153	11,521,397	902,147	102,345,470
綾 瀬 市	7,677	17,343	105,645,483	10,300	13,568,410	835,997	120,060,190
葉 山 町	6,795	14,917	88,197,563	0	12,374,220	833,887	101,405,670
寒 川 町	5,637	11,448	69,601,163	0	8,673,394	1,211,593	79,486,150
大 磯 町	5,541	11,979	75,009,714	443	9,954,183	1,237,240	86,201,580
二 宮 町	5,074	11,741	67,756,086	0	9,156,230	533,204	77,445,520
中 井 町	1,133	2,809	14,826,308	3,668	1,728,238	177,486	16,735,700
大 井 町	1,502	4,037	24,085,495	4,600	3,535,240	254,815	27,880,150
松 田 町	2,079	4,728	26,188,739	0	3,585,430	187,801	29,961,970
山 北 町	2,272	5,271	28,990,819	0	3,572,531	256,480	32,819,830
開 成 町	1,556	3,682	23,662,124	0	3,086,554	305,442	27,054,120
箱 根 町	2,187	4,765	27,976,232	0	3,900,648	211,860	32,088,740
真 鶴 町	1,446	3,009	18,350,549	0	2,158,476	171,045	20,680,070
湯 河 原 町	4,719	9,838	60,511,014	3,571	7,252,898	813,057	68,580,540
愛 川 町	3,504	7,917	47,261,971	0	5,625,061	652,258	53,539,290
清 川 村	385	946	5,863,153	0	719,322	100,035	6,682,510
県 合 計	1,236,939	2,821,252	16,548,721,311	740,941	2,242,040,923	189,110,815	18,980,613,990
市 計	1,193,109	2,724,165	15,970,440,381	728,659	2,166,718,498	182,164,612	18,320,052,150
町 村 計	43,830	97,087	578,280,930	12,282	75,322,425	6,946,203	660,561,840

表7-3-13 費用額状況(入院(食事・生活含)・入院外・歯科／合計)

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	5,373,898	13,917,373	144,872,875,420	5,684,883,073	14,693,623,740	2,114,644,012	167,366,026,245
川 崎 市	1,663,621	4,520,888	47,111,500,747	1,944,549,656	4,951,166,489	588,064,398	54,595,281,290
横 須 賀 市	807,752	2,046,982	20,486,660,099	664,847,723	1,925,171,607	302,966,635	23,379,646,064
平 塚 市	366,805	936,948	10,841,254,785	424,581,600	952,826,018	214,771,407	12,433,433,810
鎌 倉 市	402,928	980,966	11,194,951,760	430,586,601	1,287,967,321	197,261,004	13,110,766,686
藤 沢 市	593,137	1,493,180	15,557,982,324	604,496,765	1,553,826,950	365,536,887	18,081,842,926
小 田 原 市	329,492	879,069	9,819,231,457	355,818,215	956,531,897	152,847,197	11,284,428,766
茅ヶ崎市	341,529	826,629	8,759,779,135	328,702,258	903,561,400	128,023,565	10,120,066,358
逗 子 市	140,651	346,638	3,722,528,701	136,866,021	414,521,201	48,235,903	4,322,151,826
相模原市	772,758	2,065,421	23,091,368,333	839,819,835	2,291,500,547	322,489,899	26,545,178,614
三 浦 市	105,613	268,490	2,911,913,872	103,838,059	258,053,153	39,298,762	3,313,103,846
秦 野 市	209,140	522,099	5,994,189,560	223,314,204	565,558,914	100,783,412	6,883,846,090
厚 木 市	216,023	574,168	6,302,257,845	241,247,990	633,436,348	104,196,713	7,281,138,896
大 和 市	236,537	639,443	6,985,912,426	281,851,575	680,602,481	79,450,886	8,027,817,368
伊勢原市	116,515	276,552	3,452,312,096	131,769,739	347,068,230	44,622,742	3,975,772,807
海老名市	120,364	297,562	3,667,677,833	110,406,376	379,435,357	64,079,276	4,221,598,842
座 間 市	129,797	364,472	3,861,416,961	136,038,076	400,393,097	47,161,166	4,445,009,300
南足柄市	65,128	164,215	1,856,439,928	54,469,157	193,307,407	22,718,706	2,126,935,198
綾 瀬 市	73,235	187,744	2,180,243,874	71,179,152	236,716,051	24,313,789	2,512,452,866
葉 山 町	67,812	156,604	1,905,845,610	82,827,717	208,584,868	24,423,547	2,221,681,742
寒 川 町	49,558	142,978	1,547,907,423	56,829,318	148,334,002	31,427,255	1,784,497,998
大 磯 町	63,028	148,548	1,829,357,060	68,477,465	161,738,335	38,490,098	2,098,062,958
二 宮 町	55,449	136,433	1,542,962,903	55,987,436	139,540,464	21,738,635	1,760,229,438
中 井 町	14,595	35,488	414,401,759	15,449,686	38,545,178	5,478,383	473,875,006
大 井 町	19,197	48,959	533,760,386	15,115,162	61,871,489	7,399,125	618,146,162
松 田 町	21,641	53,410	700,888,755	27,504,408	68,980,403	9,182,016	806,555,582
山 北 町	26,277	74,076	873,991,294	27,127,980	86,853,632	10,366,080	998,338,986
開 成 町	17,601	44,591	521,325,895	16,852,984	53,036,294	8,318,539	599,533,712
箱 根 町	25,566	73,189	933,287,143	37,813,760	94,875,322	11,124,531	1,077,100,756
真 鶴 町	19,579	48,901	710,882,858	25,275,517	61,813,808	9,747,981	807,720,164
湯河原町	58,457	154,694	1,937,292,604	58,038,445	183,600,148	28,556,831	2,207,488,028
愛 川 町	44,598	112,877	1,346,178,271	46,472,090	123,679,058	22,182,851	1,538,512,270
清 川 村	4,908	11,877	165,578,771	4,432,712	15,546,276	4,342,743	189,900,502
県 合 計	12,553,189	32,551,464	347,634,157,888	13,307,470,755	35,072,267,485	5,194,244,974	401,208,141,102
市 計	12,064,923	31,308,839	332,670,497,156	12,769,266,075	33,625,268,208	4,961,466,359	384,026,497,798
町 村 計	488,266	1,242,625	14,963,660,732	538,204,680	1,446,999,277	232,778,615	17,181,643,304

表7-3-14 費用額状況(調剤)

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	3,188,100	4,632,005	35,485,452,894	20,943,246	4,597,635,741	553,428,479	40,657,460,360
川 崎 市	1,029,727	1,501,263	12,372,234,040	8,471,265	1,671,691,582	160,750,573	14,213,147,460
横 須 賀 市	522,228	751,585	6,387,251,797	1,771,075	745,320,568	95,292,370	7,229,635,810
平 塚 市	199,039	278,761	2,455,521,812	1,488,727	284,221,485	54,916,496	2,796,148,520
鎌 倉 市	207,225	291,365	2,207,202,309	3,377,222	314,234,732	41,307,867	2,566,122,130
藤 沢 市	370,716	528,180	3,894,318,626	1,858,969	503,758,030	79,860,375	4,479,796,000
小 田 原 市	192,595	283,129	2,320,487,815	799,506	285,861,442	33,008,527	2,640,157,290
茅ヶ崎市	203,877	290,706	2,173,235,738	944,677	281,980,511	25,554,894	2,481,715,820
逗 子 市	83,959	122,045	914,443,074	724,244	122,706,587	12,862,695	1,050,736,600
相 模 原 市	434,699	609,308	5,185,778,091	1,787,820	640,842,102	65,297,877	5,893,705,890
三 浦 市	56,156	86,876	827,903,485	253,585	94,558,987	12,404,913	935,120,970
秦 野 市	118,061	162,199	1,437,694,871	676,447	172,383,838	24,562,134	1,635,317,290
厚 木 市	122,164	172,170	1,502,224,863	803,724	190,283,808	26,382,455	1,719,694,850
大 和 市	148,848	215,391	1,608,954,624	491,134	208,185,024	19,802,158	1,837,432,940
伊 勢 原 市	63,982	82,924	733,895,224	454,383	96,108,443	8,412,890	838,870,940
海 老 名 市	44,182	62,928	476,035,097	211,019	57,564,171	7,181,163	540,991,450
座 間 市	74,089	111,796	873,260,829	830,393	108,259,217	10,223,811	992,574,250
南 足 柄 市	40,336	59,838	462,331,202	77,297	56,073,056	5,805,905	524,287,460
綾 瀬 市	40,743	57,256	509,741,040	96,033	64,712,824	5,552,603	580,102,500
葉 山 町	34,762	48,541	373,251,774	41,682	51,155,114	5,849,750	430,298,320
寒 川 町	26,614	38,543	347,620,035	390,227	40,540,217	7,081,631	395,632,110
大 磯 町	36,126	51,684	445,744,582	703,346	50,312,530	10,954,782	507,715,240
二 宮 町	36,978	57,536	448,347,846	286,439	54,961,686	5,461,689	509,057,660
中 井 町	8,442	12,842	96,105,878	4,502	11,525,011	960,189	108,595,580
大 井 町	12,199	18,581	144,013,850	74,977	18,484,754	1,754,739	164,328,320
松 田 町	11,264	15,969	144,951,401	555	17,387,646	2,186,228	164,525,830
山 北 町	17,981	29,782	231,733,554	52,141	27,725,952	1,979,893	261,491,540
開 成 町	10,344	16,495	132,379,110	279,069	16,551,316	1,792,825	151,002,320
箱 根 町	12,452	20,739	171,446,684	16,504	21,969,385	2,280,967	195,713,540
真 鶴 町	7,769	9,837	95,843,319	47,658	10,280,930	1,976,063	108,147,970
湯 河 原 町	30,633	39,983	371,757,207	134,336	42,020,382	6,727,265	420,639,190
愛 川 町	25,611	34,876	287,308,445	67,603	34,420,568	4,419,154	326,215,770
清 川 村	1,552	1,962	20,030,905	0	2,275,914	291,211	22,598,030
県 合 計	7,413,453	10,697,095	85,138,502,021	48,159,805	10,895,993,553	1,296,324,571	97,378,979,950
市 計	7,140,726	10,299,725	81,827,967,431	46,060,766	10,496,382,148	1,242,608,185	93,613,018,530
町 村 計	272,727	397,370	3,310,534,590	2,099,039	399,611,405	53,716,386	3,765,961,420

表7-3-15 費用額状況(訪問看護療養費)

【平成20年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	7,147	47,336	410,696,205	5,563,175	15,713,760	38,403,010	470,376,150
川 崎 市	1,634	10,540	90,814,205	2,250,050	4,370,605	7,824,290	105,259,150
横 須 賀 市	939	6,310	60,350,770	311,035	3,546,930	4,026,765	68,235,500
平 塚 市	397	3,131	27,766,145	638,435	1,427,490	2,003,680	31,835,750
鎌 倉 市	454	2,691	23,829,105	412,220	920,115	2,363,310	27,524,750
藤 沢 市	718	4,379	39,167,170	547,840	603,640	4,215,550	44,534,200
小 田 原 市	452	2,678	24,762,165	279,000	1,236,430	1,792,255	28,069,850
茅ヶ崎市	502	2,797	26,487,005	175,200	1,493,075	1,749,570	29,904,850
逗 子 市	149	769	6,957,210	69,120	521,920	501,750	8,050,000
相模原市	981	6,500	56,591,540	741,535	1,872,795	5,324,230	64,530,100
三 浦 市	155	933	8,513,405	63,525	356,590	580,630	9,514,150
秦 野 市	438	3,972	36,804,435	700,360	1,511,670	2,357,985	41,374,450
厚 木 市	226	1,368	12,961,290	63,370	622,955	1,252,785	14,900,400
大 和 市	224	1,415	13,427,765	3,350	1,096,855	609,280	15,137,250
伊勢原市	152	1,037	8,968,275	8,460	649,080	590,035	10,215,850
海老名市	99	473	4,404,420	2,170	299,865	264,745	4,971,200
座 間 市	176	1,104	10,019,433	35,725	427,452	779,860	11,262,470
南足柄市	146	872	7,460,670	161,405	229,050	769,775	8,620,900
綾 瀬 市	50	286	2,415,900	10,025	303,945	200,930	2,930,800
葉 山 町	52	258	2,408,020	44,745	192,270	234,965	2,880,000
寒 川 町	36	172	1,493,090	16,080	0	169,230	1,678,400
大 磯 町	105	928	7,737,525	22,140	336,320	560,365	8,656,350
二 宮 町	17	108	942,955	0	101,795	46,900	1,091,650
中 井 町	28	208	1,790,325	9,960	184,950	73,115	2,058,350
大 井 町	21	337	3,369,780	172,210	21,000	181,210	3,744,200
松 田 町	105	810	7,154,130	9,315	158,375	649,580	7,971,400
山 北 町	51	212	2,141,825	3,370	181,730	60,025	2,386,950
開 成 町	14	71	798,930	855	62,340	25,575	887,700
箱 根 町	27	197	1,825,200	0	98,355	104,445	2,028,000
真 鶴 町	38	246	2,266,810	0	332,975	109,015	2,708,800
湯河原町	37	165	1,712,115	2,400	30,230	157,605	1,902,350
愛 川 町	10	31	308,880	0	31,370	2,950	343,200
清 川 村	7	87	752,805	10,945	6,130	66,570	836,450
県 合 計	15,587	102,421	907,099,503	12,328,020	38,942,062	78,051,985	1,036,421,570
市 計	15,039	98,591	872,397,113	12,036,000	37,204,222	75,610,435	997,247,770
町 村 計	548	3,830	34,702,390	292,020	1,737,840	2,441,550	39,173,800

表7-3-3-16 費用額状況(現金給付／一般診療～高額療養費)

【平成20年度】

	一 般 診 療					高 額 療 養 費				
	件数 (件)	費 用 額 (円)				※件数 (件)	費 用 額 (円)			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	一部負担金	計
横 浜 市	39	535,909	0	104,861	0	640,770	2,020,620,589	-2,020,620,589	0	
川 崎 市	17	298,391	0	39,299	0	337,690	686,528,187	-686,528,187	0	
横須賀市	14	122,686	0	39,716	0	162,402	205,022,524	-205,022,524	0	
平 塚 市	2	6,876	0	764	0	7,640	86,753,918	-86,753,918	0	
鎌 倉 市	6	74,777	0	10,453	0	85,230	133,494,804	-133,494,804	0	
藤 沢 市	3	27,246	0	3,894	0	31,140	150,491,490	-150,491,490	0	
小田原市	3	14,607	0	1,623	0	16,230	83,212,942	-83,212,942	0	
茅ヶ崎市	2	55,853	0	23,937	0	79,790	85,691,625	-85,691,625	0	
逗 子 市	0	0	0	0	0	0	55,133,319	-55,133,319	0	
相模原市	3	26,313	0	6,757	0	33,070	257,794,160	-257,794,160	0	
三 浦 市	1	1,242	0	138	0	1,380	33,903,254	-33,903,254	0	
秦 野 市	0	0	0	0	0	0	74,105,223	-74,105,223	0	
厚 木 市	0	0	0	0	0	0	69,134,127	-69,134,127	0	
大 和 市	4	58,734	0	6,526	0	65,260	62,749,496	-62,749,496	0	
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	42,870,129	-42,870,129	0	
海老名市	0	0	0	0	0	0	38,562,505	-38,562,505	0	
座 間 市	1	3,924	0	436	0	4,360	46,494,694	-46,494,694	0	
南足柄市	0	0	0	0	0	0	13,809,807	-13,809,807	0	
綾 瀬 市	1	18,090	0	2,010	0	20,100	24,981,744	-24,981,744	0	
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	26,664,977	-26,664,977	0	
寒 川 町	1	28,044	0	3,116	0	31,160	18,014,961	-18,014,961	0	
大 磯 町	1	7,483	0	3,207	0	10,690	15,580,295	-15,580,295	0	
二 宮 町	1	7,371	0	819	0	8,190	14,872,100	-14,872,100	0	
中 井 町	0	0	0	0	0	0	3,506,740	-3,506,740	0	
大 井 町	0	0	0	0	0	0	5,375,706	-5,375,706	0	
松 田 町	0	0	0	0	0	0	8,399,477	-8,399,477	0	
山 北 町	0	0	0	0	0	0	7,742,067	-7,742,067	0	
開 成 町	0	0	0	0	0	0	5,702,138	-5,702,138	0	
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	11,355,283	-11,355,283	0	
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	4,972,533	-4,972,533	0	
湯河原町	0	0	0	0	0	0	20,220,188	-20,220,188	0	
愛 川 町	0	0	0	0	0	0	11,315,090	-11,315,090	0	
清 川 村	0	0	0	0	0	0	1,817,625	-1,817,625	0	
県 合 計	99	1,287,546	0	247,556	0	1,535,102	4,326,893,717	-4,326,893,717	0	
市 計	96	1,244,648	0	240,414	0	1,485,062	4,171,354,537	-4,171,354,537	0	
町 村 計	3	42,898	0	7,142	0	50,040	155,539,180	-155,539,180	0	

※ 標準システムの不具合により件数の集計不可。

表7-3-1-17 費用額状況(現金給付／補装具～柔道整復師の施術)

【平成20年度】

	補 装 具						※柔道整復師の施術					
	件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	3,333	89,687,412	0	13,091,237	0	102,778,649	184,610	2,848,728,103	194,342	326,322,117	67,321,491	3,242,566,053
川 崎 市	1,273	32,335,124	0	4,983,320	0	37,318,444	74,325	1,248,824,586	0	179,216,786	1,555,943	1,429,597,315
横 須 賀 市	611	15,599,544	0	1,958,693	0	17,558,237	22,007	343,267,624	0	43,887,249	579,463	387,734,336
平 塚 市	293	7,376,638	0	1,093,689	0	8,470,327	16,039	261,855,682	0	34,516,118	162,352	296,534,152
鎌 倉 市	366	9,010,570	0	1,609,817	0	10,620,387	12,815	183,353,543	0	28,383,799	346,195	212,083,537
藤 沢 市	420	11,077,115	0	1,690,529	0	12,767,644	22,119	327,941,896	0	47,258,619	635,003	375,835,518
小田原市	263	6,713,351	0	909,600	0	7,622,951	9,149	125,398,537	0	17,383,594	103,067	142,885,198
茅ヶ崎市	167	4,366,233	0	608,240	0	4,974,473	14,322	202,658,407	0	28,024,263	239,998	230,922,668
逗 子 市	120	2,911,200	0	473,703	0	3,384,903	4,877	73,136,857	0	10,644,303	49,062	83,830,222
相模原市	485	13,251,552	0	1,941,289	0	15,192,841	33,298	500,217,930	0	66,401,301	626,909	567,246,140
三 浦 市	164	3,912,424	0	507,733	0	4,420,157	4,197	52,769,846	0	6,464,819	43,954	59,278,619
秦 野 市	137	3,543,131	0	527,046	0	4,070,177	8,199	132,037,936	0	17,108,702	175,550	149,322,188
厚 木 市	169	4,420,580	0	614,674	0	5,035,254	6,715	97,432,380	0	13,141,832	183,972	110,758,184
大 和 市	155	3,761,782	0	501,196	0	4,262,978	9,527	140,202,596	0	19,524,701	142,401	159,869,698
伊勢原市	60	1,560,504	0	237,100	0	1,797,604	4,323	63,092,755	0	8,425,074	422,459	71,940,288
海老名市	63	1,537,038	0	189,639	0	1,726,677	3,988	55,678,451	0	7,649,420	68,665	63,396,536
座 間 市	73	1,768,597	0	254,792	0	2,023,389	4,313	60,476,835	0	7,959,145	40,516	68,476,496
南足柄市	46	1,109,651	0	146,892	0	1,256,543	1,428	25,735,736	0	3,558,013	31,310	29,325,059
綾 瀬 市	50	1,319,173	0	179,656	0	1,498,829	2,351	33,477,131	0	4,863,348	58,407	38,398,886
葉 山 町	60	1,635,056	0	339,876	0	1,974,932	2,706	40,979,992	0	5,922,657	127,129	47,029,778
寒 川 町	38	813,425	0	96,749	0	910,174	1,757	36,819,434	0	4,743,473	4,278	41,567,185
大 磯 町	59	1,551,647	0	246,907	0	1,798,554	1,901	35,604,454	0	5,012,060	37,856	40,654,370
二 宮 町	50	1,404,048	0	172,150	0	1,576,198	2,303	41,778,463	0	5,071,790	24,359	46,874,612
中 井 町	8	191,279	0	21,258	0	212,537	476	8,900,130	0	1,064,729	0	9,964,859
大 井 町	15	403,085	0	54,077	0	457,162	358	6,671,274	0	938,935	0	7,610,209
松 田 町	14	562,544	0	77,579	0	640,123	432	9,483,467	0	1,147,483	161	10,631,111
山 北 町	19	431,697	0	63,030	0	494,727	420	6,331,423	0	798,567	5,640	7,135,630
開 成 町	6	100,319	0	16,528	0	116,847	373	5,793,326	0	834,465	25,324	6,653,115
箱 根 町	26	949,090	0	141,345	0	1,090,435	360	5,101,999	0	669,745	0	5,771,744
真 鶴 町	13	596,243	0	80,663	0	676,906	327	6,773,495	0	808,956	0	7,582,451
湯河原町	45	1,703,782	0	196,370	0	1,900,152	1,883	27,525,125	0	34,910,018	117,862	62,553,005
愛 川 町	31	747,791	0	99,169	0	846,960	1,069	13,412,783	0	1,695,725	3,162	15,111,670
清 川 村	4	81,110	0	9,014	0	90,124	82	2,342,508	10,401	266,413	90,932	2,710,254
県 合 計	8,636	226,432,735	0	33,133,560	0	259,566,295	453,049	7,023,804,704	204,743	934,618,219	73,223,420	8,031,851,086
市 計	8,248	215,261,619	0	31,518,845	0	246,780,464	438,602	6,776,286,831	194,342	870,733,203	72,786,717	7,720,001,093
町 村 計	388	11,171,116	0	1,614,715	0	12,785,831	14,447	247,517,873	10,401	63,885,016	436,703	311,849,993

※ 標準システムの不具合により区分わけが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゅう」が混在した数値となっている。

表7-3-18 費用額状況(現金給付／マッサージ～(はり・きゅう)

【平成20年度】

	※あんま・マッサージ										※はり・きゅう				
	件数 (件)	費 用 額 (円)					件数 (件)	費 用 額 (円)							
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計			
横 浜 市	3,100	70,012,722	0	10,004,628	0	80,017,350	898	14,201,348	0	2,019,526	0	16,220,874			
川 崎 市	1,295	29,074,822	0	4,249,984	0	33,324,806	560	9,773,875	0	1,691,612	0	11,465,487			
横 須 賀 市	163	3,798,073	0	420,344	0	4,218,417	14	307,591	0	34,179	0	341,770			
平 塚 市	76	1,851,522	0	316,900	0	2,168,422	27	608,355	0	99,135	0	707,490			
鎌 倉 市	424	10,908,074	0	1,593,701	0	12,501,775	134	1,831,523	0	283,197	0	2,114,720			
藤 沢 市	198	5,401,353	0	692,937	0	6,094,290	37	1,149,976	0	127,784	0	1,277,760			
小田原市	9	234,072	0	89,408	0	323,480	0	0	0	0	0	0			
茅ヶ崎市	32	1,296,868	0	156,346	0	1,453,214	4	31,035	0	3,450	0	34,485			
逗 子 市	44	1,010,001	0	150,458	0	1,160,459	8	130,364	0	55,871	0	186,235			
相模原市	121	2,722,172	0	477,047	0	3,199,219	150	1,456,196	0	245,834	0	1,702,030			
三 浦 市	2	7,740	0	860	0	8,600	7	71,063	0	7,897	0	78,960			
秦 野 市	7	86,571	0	9,621	0	96,192	0	0	0	0	0	0			
厚 木 市	71	2,221,612	0	316,744	0	2,538,356	78	975,185	0	107,737	0	1,082,922			
大 和 市	77	1,662,994	0	252,534	0	1,915,528	54	733,163	0	93,627	0	826,790			
伊勢原市	24	1,149,387	0	127,713	0	1,277,100	0	0	0	0	0	0			
海老名市	41	1,562,352	0	184,994	0	1,747,346	15	549,827	0	61,093	0	610,920			
座 間 市	25	657,834	0	73,094	0	730,928	15	118,115	0	13,125	0	131,240			
南足柄市	2	34,272	0	3,808	0	38,080	0	0	0	0	0	0			
綾 瀬 市	34	511,022	0	73,706	0	584,728	0	0	0	0	0	0			
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
寒 川 町	10	407,455	0	45,275	0	452,730	0	0	0	0	0	0			
大 磯 町	14	335,446	0	37,276	0	372,722	29	801,125	0	89,015	0	890,140			
二 宮 町	6	128,083	0	14,234	0	142,317	0	0	0	0	0	0			
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
開 成 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
湯河原町	8	309,653	0	34,407	0	344,060	0	0	0	0	0	0			
愛 川 町	57	2,684,704	0	464,431	0	3,149,135	16	98,134	0	16,146	0	114,280			
清 川 村	12	565,469	0	66,855	0	632,324	7	515,379	0	53,242	0	568,621			
県 合 計	5,852	138,634,273	0	19,857,305	0	158,491,578	2,053	33,352,254	0	5,002,470	0	38,354,724			
市 計	5,745	134,203,463	0	19,194,827	0	153,398,290	2,001	31,937,616	0	4,844,067	0	36,781,683			
町 村 計	107	4,430,810	0	662,478	0	5,093,288	52	1,414,638	0	158,403	0	1,573,041			

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表7-3-19 費用額状況(現金給付／移送～その他(食事・生活療養含))

【平成20年度】

	移 送					そ の 他						
	件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	5	52,420	0	0	0	52,420	1,187	7,506,803	0	-5,967,089	0	1,539,714
川 崎 市	0	0	0	0	0	0	224	1,298,562	0	-907,281	0	391,281
横 須 賀 市	0	0	0	0	0	0	237	2,223,139	0	-1,013,914	0	1,209,225
平 塚 市	0	0	0	0	0	0	183	897,939	0	-856,254	0	41,685
鎌 倉 市	0	0	0	0	0	0	123	782,800	0	-572,775	0	210,025
藤 沢 市	0	0	0	0	0	0	136	2,515,201	0	-445,077	0	2,070,124
小 田 原 市	0	0	0	0	0	0	44	246,998	0	-199,672	0	47,326
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	65	534,410	0	-408,690	0	125,720
逗 子 市	0	0	0	0	0	0	37	268,969	0	-181,388	0	87,581
相 模 原 市	0	0	0	0	0	0	247	2,059,760	0	-1,782,825	0	276,935
三 浦 市	0	0	0	0	0	0	17	93,720	0	-71,220	0	22,500
秦 野 市	0	0	0	0	0	0	30	238,328	0	-222,788	0	15,540
厚 木 市	1	19,780	0	0	0	19,780	33	163,543	0	-163,543	0	0
大 和 市	0	0	0	0	0	0	47	223,556	0	-202,136	0	21,420
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	0	16	183,958	0	-169,958	0	14,000
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0	3	52,363	0	22,204	0	74,567
座 間 市	0	0	0	0	0	0	4	59,467	0	9,408	0	68,875
南 足 柄 市	0	0	0	0	0	0	9	46,238	0	-46,238	0	0
綾 瀬 市	0	0	0	0	0	0	11	59,132	0	-49,052	0	10,080
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	10	44,198	0	-36,638	0	7,560
寒 川 町	0	0	0	0	0	0	5	13,950	0	-13,950	0	0
大 磯 町	0	0	0	0	0	0	4	11,100	0	-11,100	0	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	0	36	245,239	0	-245,689	0	-450
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 井 町	1	8,140	0	0	0	8,140	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開 成 町	1	25,080	0	0	0	25,080	0	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	1	4,650	0	-4,650	0	0
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0	8	40,374	0	-40,374	0	0
愛 川 町	0	0	0	0	0	0	6	53,300	0	-53,300	0	0
清 川 村	0	0	0	0	0	0	1	3,038	0	-3,038	0	0
県 合 計	8	105,420	0	0	0	105,420	2,724	19,870,735	0	-13,637,027	0	6,233,708
市 計	6	72,200	0	0	0	72,200	2,653	19,454,886	0	-13,228,288	0	6,226,598
町 村 計	2	33,220	0	0	0	33,220	71	415,849	0	-408,739	0	7,110

表7-3-20 費用額状況(現金給付／合計)

【平成20年度】

	合 計					
	件数	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	193,172	5,051,345,306	194,342	-1,675,045,309	67,321,491	3,443,815,830
川 崎 市	77,694	2,008,133,547	0	-497,254,467	1,555,943	1,512,435,023
横 須 賀 市	23,046	570,341,181	0	-159,696,257	579,463	411,224,387
平 塚 市	16,620	359,350,930	0	-51,583,566	162,352	307,929,716
鎌 倉 市	13,868	339,456,091	0	-102,186,612	346,195	237,615,674
藤 沢 市	22,913	498,604,277	0	-101,162,804	635,003	398,076,476
小 田 原 市	9,468	215,820,507	0	-65,028,389	103,067	150,895,185
茅ヶ崎市	14,592	294,634,431	0	-57,284,079	239,998	237,590,350
逗 子 市	5,086	132,590,710	0	-43,990,372	49,062	88,649,400
相 模 原 市	34,304	777,528,083	0	-190,504,757	626,909	587,650,235
三 浦 市	4,388	90,759,289	0	-26,993,027	43,954	63,810,216
秦 野 市	8,373	210,011,189	0	-56,682,642	175,550	153,504,097
厚 木 市	7,067	174,367,207	0	-55,116,683	183,972	119,434,496
大 和 市	9,864	209,392,321	0	-42,573,048	142,401	166,961,674
伊 勢 原 市	4,423	108,856,733	0	-34,250,200	422,459	75,028,992
海老名市	4,110	97,942,536	0	-30,455,155	68,665	67,556,046
座 間 市	4,431	109,579,466	0	-38,184,694	40,516	71,435,288
南 足 柄 市	1,485	40,735,704	0	-10,147,332	31,310	30,619,682
綾 瀬 市	2,447	60,366,292	0	-19,912,076	58,407	40,512,623
葉 山 町	2,776	69,324,223	0	-20,439,082	127,129	49,012,270
寒 川 町	1,811	56,097,269	0	-13,140,298	4,278	42,961,249
大 磯 町	2,008	53,891,550	0	-10,202,930	37,856	43,726,476
二 宮 町	2,396	58,435,304	0	-9,858,796	24,359	48,600,867
中 井 町	484	12,598,149	0	-2,420,753	0	10,177,396
大 井 町	374	12,458,205	0	-4,382,694	0	8,075,511
松 田 町	446	18,445,488	0	-7,174,415	161	11,271,234
山 北 町	439	14,505,187	0	-6,880,470	5,640	7,630,357
開 成 町	380	11,620,863	0	-4,851,145	25,324	6,795,042
箱 根 町	387	17,411,022	0	-10,548,843	0	6,862,179
真 鶴 町	340	12,342,271	0	-4,082,914	0	8,259,357
湯 河 原 町	1,944	49,799,122	0	14,880,233	117,862	64,797,217
愛 川 町	1,179	28,311,802	0	-9,092,919	3,162	19,222,045
清 川 村	106	5,325,129	10,401	-1,425,139	90,932	4,001,323
県 合 計	472,421	11,770,381,384	204,743	-3,347,671,634	73,223,420	8,496,137,913
市 計	457,351	11,349,815,800	194,342	-3,258,051,469	72,786,717	8,164,745,390
町 村 計	15,070	420,565,584	10,401	-89,620,165	436,703	331,392,523

表7-3-21 葬祭費支給状況

【平成21年3月】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計件数	金額
横 浜 市	991	1,153	990	1,246	1,052	1,007	1,052	1,185	1,332	1,396	11,404	570,200,000
川 崎 市	352	403	302	403	331	308	370	328	426	399	3,622	181,100,000
横 須 賀 市	221	217	140	228	132	187	169	226	227	220	1,967	98,350,000
平 塚 市	124	120	86	91	66	97	89	99	136	114	1,022	51,100,000
鎌 倉 市	106	104	73	99	63	92	83	87	101	113	921	46,050,000
藤 沢 市	131	148	112	140	142	105	139	128	146	166	1,357	67,850,000
小 田 原 市	94	106	68	85	77	86	89	96	111	119	931	46,550,000
茅 ヱ 崎 市	87	100	71	79	72	82	78	64	77	123	833	41,650,000
逗 子 市	20	36	23	36	24	24	23	34	39	50	309	15,450,000
相 模 原 市	125	220	176	211	160	172	154	221	219	235	1,893	94,650,000
三 浦 市	33	35	30	31	25	24	30	32	38	23	301	15,050,000
秦 野 市	44	52	59	57	44	52	39	50	68	61	526	26,300,000
厚 木 市	49	74	41	64	53	60	59	47	92	67	606	30,300,000
大 和 市	49	62	50	62	51	43	43	47	64	102	573	28,650,000
伊 勢 原 市	31	24	31	30	19	31	24	14	40	36	280	14,000,000
海 老 名 市	35	38	18	25	28	33	32	23	36	48	316	15,800,000
座 間 市	30	25	24	42	28	26	28	42	31	36	312	15,600,000
南 足 柄 市	17	19	19	27	20	15	20	26	28	17	208	10,400,000
綾 瀬 市	28	31	16	23	16	11	24	22	21	27	219	10,950,000
葉 山 町	17	23	17	17	13	18	20	22	24	21	192	9,600,000
寒 川 町	17	9	8	9	10	15	13	8	15	16	120	6,000,000
大 磯 町	16	17	15	19	19	18	16	12	16	18	166	8,300,000
二 宮 町	21	7	6	17	7	6	17	12	16	11	120	6,000,000
中 井 町	4	1	3	5	4	6	2	8	4	9	46	2,300,000
大 井 町	3	2	3	1	4	5	5	7	7	4	41	2,050,000
松 田 町	7	9	8	10	3	6	3	6	7	7	66	3,300,000
山 北 町	13	11	14	3	4	6	6	11	10	12	90	4,500,000
開 成 町	3	3	4	1	4	7	3	6	4	6	41	2,050,000
箱 根 町	9	5	5	5	2	8	12	8	12	7	73	3,650,000
真 鶴 町	5	7	9	10	3	3	5	7	4	6	59	2,950,000
湯 河 原 町	16	20	15	16	20	19	17	22	17	20	182	9,100,000
愛 川 町	12	18	11	14	7	14	6	17	19	18	136	6,800,000
清 川 村	1	2	2	1	1		2	1		2	12	600,000
合 計	2,711	3,101	2,449	3,107	2,504	2,586	2,672	2,918	3,387	3,509	28,944	1,447,200,000

表7-4-1 健康診査受診者数

【平成21年3月】

	9月末被保険者数(人)	受診者数	受診率
横 浜 市	284,019	25,757	9.07%
川 崎 市	89,857	19,426	21.62%
横 須 賀 市	43,995	5,389	12.25%
平 塚 市	21,519	4,929	22.91%
鎌 倉 市	21,948	7,742	35.27%
藤 沢 市	31,903	20,132	63.10%
小 田 原 市	19,608	4,649	23.71%
茅 ヶ 崎 市	19,045	10,512	55.20%
逗 子 市	7,620	322	4.23%
相 模 原 市	45,328	12,158	26.82%
三 浦 市	6,108	977	16.00%
秦 野 市	12,453	4,937	39.65%
厚 木 市	13,206	4,932	37.35%
大 和 市	14,204	6,148	43.28%
伊 勢 原 市	6,987	2,767	39.60%
海 老 名 市	7,502	2,617	34.88%
座 間 市	7,744	2,452	31.66%
南 足 柄 市	4,059	277	6.82%
綾 瀬 市	4,855	2,643	54.44%
葉 山 町	3,879	359	9.25%
寒 川 町	3,103	611	19.69%
大 磯 町	3,730	177	4.75%
二 宮 町	3,276	582	17.77%
中 井 町	947	192	20.27%
大 井 町	1,284	452	35.20%
松 田 町	1,384	144	10.40%
山 北 町	1,772	132	7.45%
開 成 町	1,154	38	3.29%
箱 根 町	1,649	498	30.20%
真 鶴 町	1,235	96	7.77%
湯 河 原 町	3,575	1,059	29.62%
愛 川 町	2,889	1,584	54.83%
清 川 村	309	130	42.07%
県 合 計	692,146	144,820	20.92%

(注)受診者数については、次の基本的な健診項目すべてを受診している者を計上する。

基本的な健診項目

- (1) 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
- (2) 自覚症状及び多覚症状の有無の検査
- (3) 身長及び体重の検査
- (4) BMIの測定($BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$)
- (5) 血圧の測定
- (6) GOT、GPT及び γ -GTPの調査
- (7) 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査
- (8) 血糖検査
- (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

表7-5-1 再審査状況

	9月再審査 (円)	10月再審査 (円)	11月再審査 (円)	12月再審査 (円)	1月再審査 (円)	2月再審査 (円)	3月再審査 (円)	合計(円)
横 浜 市	5,642,274	23,874,761	13,957,373	18,259,588	18,849,337	28,654,055	24,868,565	134,105,953
川 崎 市	6,720	10,233,181	13,152,704	14,251,020	27,681,202	34,194,542	14,815,277	114,334,646
横 須 賀 市	242,190	896,500	1,759,831	20,183	0	1,259,070	363,650	4,541,424
平 塚 市	0	4,064,255	4,776,812	1,315,488	3,985,321	3,993,985	3,214,515	21,350,376
鎌 倉 市	0	1,546,933	356,037	3,277,788	661,689	5,069,443	3,341,227	14,253,117
藤 沢 市	0	471,139	1,285,559	3,038,522	2,881,928	0	2,191,139	9,868,287
小 田 原 市	0	1,876,375	1,524,664	1,048,164	1,323,294	1,647,027	162,069	7,581,593
茅ヶ崎市	103,370	0	5,560,166	0	0	488,040	657,122	6,808,698
逗 子 市	0	801,376	0	19,100	97,370	497,430	27,340	1,442,616
相 模 原 市	1,411,866	5,773,510	1,567,614	5,051,809	5,022,866	5,202,192	5,282,620	29,312,477
三 浦 市	109,148	24,780	0	53,580	36,766	201,020	25,080	450,374
秦 野 市	336,850	0	327,404	187,520	40,670	653,504	145,461	1,691,409
厚 木 市	0	3,005,036	3,825,726	1,267,790	2,413,930	1,257,253	5,066,861	16,836,596
大 和 市	0	107,876	103,380	784,361	26,136	1,536,512	1,741,746	4,300,011
伊 勢 原 市	0	86,050	51,740	0	0	161,530	56,920	356,240
海 老 名 市	0	305,136	25,811	12,370	802,530	27,360	87,760	1,260,967
座 間 市	5,140	845,190	349,865	732,935	1,031,483	612,165	2,989,305	6,566,083
南 足 柄 市	0	7,770	150,900	17,555	1,146,550	64,860	9,500	1,397,135
綾 瀬 市	0	330,163	278,547	558,877	952,061	713,013	388,265	3,220,926
葉 山 町	0	1,732,741	861,420	2,026,873	598,612	952,211	1,716,741	7,888,598
寒 川 町	0	23,560	26,772	227,068	0	61,605	253,018	592,023
大 磯 町	0	125,809	454,878	2,077,721	498,907	155,761	344,191	3,657,267
二 宮 町	0	660,267	1,494,539	292,810	713,240	617,020	472,845	4,250,721
中 井 町	0	69,180	0	0	0	1,443,580	248,464	1,761,224
大 井 町	0	87,746	104,496	11,306	4,545	211,570	33,395	453,058
松 田 町	0	3,140	0	3,910	465,400	19,494	56,676	548,620
山 北 町	0	9,000	7,908	22,220	13,824	31,805	56,676	141,433
開 成 町	0	0	122,948	210,856	39,864	98,557	90,752	562,977
箱 根 町	0	487,044	135,370	4,310	342,585	251,497	113,817	1,334,623
真 鶴 町	0	4,400	4,800	0	0	58,300	3,000	70,500
湯 河 原 町	0	5,920	34,290	8,100	0	0	91,960	140,270
愛 川 町	0	2,760	93,614	14,440	0	1,115,486	341,540	1,567,840
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0
県 合 計	7,857,558	57,461,598	52,395,168	54,796,264	69,630,110	91,249,887	69,257,497	402,648,082

申 出 件 数	432	5,177	4,332	5,845	6,393	7,481	6,761	36,421
査 定 件 数	199	2,451	2,004	2,460	2,763	3,384	2,972	16,233

表7-5-2 第三者行為求償状況

【平成20年度】

	第三者行為				自過失
	一般	現役並み	計		件数
	金額	金額	件数	金額	
横 浜 市	20,844,073	138,330	159	20,982,403	21
川 崎 市	4,542,819	690,762	41	5,233,581	11
横 須 賀 市	1,497,509	0	30	1,497,509	1
平 塚 市	3,787,383	0	27	3,787,383	5
鎌 倉 市	414,373	68,296	10	482,669	1
藤 沢 市	4,568,641	0	27	4,568,641	6
小 田 原 市	4,554,176	424,886	15	4,979,062	1
茅 ヶ 崎 市	461,266	0	13	461,266	3
逗 子 市	1,972,304	0	6	1,972,304	0
相 模 原 市	5,248,862	783,602	43	6,032,464	2
三 浦 市	17,568	0	3	17,568	0
秦 野 市	136,539	0	3	136,539	1
厚 木 市	1,322,663	0	11	1,322,663	3
大 和 市	4,503,039	0	15	4,503,039	1
伊 勢 原 市	3,283,442	2,196,536	5	5,479,978	0
海 老 名 市	1,594,757	0	3	1,594,757	1
座 間 市	1,856,029	0	11	1,856,029	1
南 足 柄 市	0	0	6	0	0
綾 瀬 市	58,360	0	3	58,360	0
葉 山 町	481,998	0	1	481,998	0
寒 川 町	0	0	1	0	1
大 磯 町	0	0	3	0	0
二 宮 町	0	0	6	0	0
中 井 町	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	1	0	0
松 田 町	0	0	2	0	1
山 北 町	0	0	0	0	0
開 成 町	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	1	0	0
真 鶴 町	0	0	3	0	0
湯 河 原 町	1,238,493	0	3	1,238,493	1
愛 川 町	3,534,439	0	5	3,534,439	0
清 川 村	0	0	0	0	0
県 合 計	65,918,733	4,302,412	457	70,221,145	61

第三者行為求償額(月別)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
調 定	5,377,348	10,723,175	5,275,417	12,980,974	19,415,955	16,448,276	70,221,145
収 入	5,377,348	10,723,175	5,256,301	49,116	32,300,605	16,514,600	70,221,145

参考:公害・労災求償額(20年度)

公 害	労 災
157,891	2,156,566

表8-1-1 年齢階層別被保険者内訳

【平成21年3月】

	合 計	65歳以上 75歳未満の 障害認定者	(再掲) 65歳～69歳	(再掲) 70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～
北 海 道	635,538	36,440	16,577	19,863	260,359	184,639	99,924	40,807	11,711	1,658
青 森	173,065	9,772	4,398	5,374	74,143	51,228	25,375	9,713	2,536	298
岩 手	188,332	7,870	3,289	4,581	77,700	57,246	29,734	11,912	3,415	455
宮 城	254,946	8,329	3,389	4,940	106,367	78,611	40,670	15,957	4,453	559
秋 田	171,538	6,419	2,503	3,916	71,093	53,718	26,994	10,417	2,589	308
山 形	179,989	7,693	3,312	4,381	70,617	56,419	30,064	11,714	3,071	411
福 島	269,771	11,298	5,079	6,219	107,935	83,596	44,604	17,155	4,571	612
茨 城	309,244	13,848	6,708	7,140	123,522	93,854	50,897	20,623	5,811	689
栃 木	213,466	8,779	4,119	4,660	85,775	65,902	35,033	13,858	3,668	451
群 馬	229,959	9,056	4,209	4,847	91,613	70,090	38,082	15,982	4,496	640
埼 玉	536,353	17,914	7,546	10,368	240,678	153,020	81,099	33,349	9,247	1,046
千 葉	511,119	15,296	6,517	8,779	224,474	148,648	79,181	32,891	9,399	1,230
東 京	1,104,199	14,770	5,272	9,498	483,847	327,803	177,826	74,332	22,235	3,386
神 奈 川	710,920	12,575	4,982	7,593	317,815	208,464	110,099	46,485	13,586	1,896
新 潟	327,966	7,910	3,129	4,781	129,266	101,900	57,091	23,792	7,019	988
富 山	148,769	7,977	3,657	4,320	57,993	43,636	24,584	10,718	3,355	506
石 川	138,814	5,886	2,752	3,134	54,000	41,178	23,818	10,287	3,189	456
福 井	106,659	3,626	1,517	2,109	42,025	32,834	17,956	7,554	2,336	328
山 梨	109,225	2,933	1,087	1,846	42,154	33,022	19,345	8,790	2,609	372
長 野	304,643	10,965	4,379	6,586	115,172	94,331	54,342	22,398	6,508	927
岐 阜	238,897	8,911	3,645	5,266	98,335	72,302	38,554	15,752	4,500	543
静 岡	416,936	13,422	5,387	8,035	171,208	126,107	67,792	29,023	8,330	1,054
愛 知	638,808	41,521	19,821	21,700	270,585	181,137	93,945	39,113	11,230	1,277
三 重	215,506	6,998	2,770	4,228	89,739	65,804	33,767	14,488	4,175	535
滋 賀	136,933	4,903	2,006	2,897	55,710	41,525	22,095	9,566	2,750	384
京 都	275,779	10,951	4,517	6,434	112,255	80,888	44,502	19,725	6,510	948
大 阪	753,915	26,225	11,328	14,897	335,616	214,780	113,473	47,217	14,507	2,097
兵 庫	576,122	22,286	9,067	13,219	241,604	169,883	90,939	37,934	11,756	1,720
奈 良	147,547	5,533	2,479	3,054	60,721	43,778	23,979	10,043	3,075	418
和 歌 山	137,930	5,411	2,311	3,100	54,988	41,668	23,111	9,566	2,800	386
鳥 取	84,216	2,666	1,067	1,599	32,292	25,896	14,745	6,339	2,004	274
島 根	118,613	3,398	1,325	2,073	45,250	35,876	21,469	9,262	2,889	469
岡 山	242,878	6,058	2,202	3,856	97,900	72,844	41,521	17,906	5,760	889
広 島	329,347	12,531	5,552	6,979	127,936	97,519	57,093	25,104	7,908	1,256
山 口	209,259	8,800	3,701	5,099	82,461	61,799	35,757	14,949	4,778	715
徳 島	111,319	4,809	2,153	2,656	44,576	33,849	18,112	7,444	2,226	303
香 川	133,196	4,042	1,510	2,532	52,365	40,344	23,171	9,797	3,055	422
愛 媛	197,847	6,784	2,731	4,053	78,167	60,021	33,935	14,047	4,189	704
高 知	116,349	3,814	1,605	2,209	44,635	35,559	20,558	8,597	2,748	438
福 岡	529,060	27,748	13,001	14,747	210,385	154,426	86,539	36,574	11,610	1,778
佐 賀	110,114	3,448	1,439	2,009	43,151	33,487	19,080	8,004	2,512	432
長 崎	191,270	4,238	1,566	2,672	76,789	58,363	33,218	13,843	4,214	605
熊 本	248,040	8,288	3,200	5,088	96,586	74,718	43,302	18,553	5,637	956
大 分	163,166	4,585	1,553	3,032	65,570	49,837	27,809	11,577	3,367	421
宮 崎	151,017	4,348	1,609	2,739	61,140	45,452	25,333	10,957	3,275	512
鹿 児 島	249,782	10,420	3,721	6,699	96,651	74,365	43,085	18,816	5,532	913
沖 縄	111,450	4,225	1,645	2,580	45,739	29,332	18,703	9,343	3,254	854
全 国 計	13,459,811	485,719	207,332	278,387	5,568,902	4,001,698	2,182,305	912,273	270,395	38,519

表8-2-1 都道府県別保険料設定状況

【平成20年7月】

	均一保険料				保険料の1人当たり 平均額(円)(注1)	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	43,143	17	9.63	1	64,162	12
青森県	40,514	25	7.41	30	41,678	44
岩手県	35,800	45	6.62	45	39,298	46
宮城県	38,760	34	7.14	36	53,285	24
秋田県	38,426	36	7.12	39	38,151	47
山形県	37,300	42	6.85	41	39,372	45
福島県	40,000	28	7.45	26	46,210	38
茨城県	37,462	40	7.6	23	50,384	32
栃木県	37,800	38	7.14	36	50,011	34
群馬県	39,600	32	7.36	32	52,863	25
埼玉県	42,530	19	7.96	15	75,714	5
千葉県	37,400	41	7.12	39	65,390	10
東京都	37,800	38	6.56	46	87,318	2
神奈川県	39,860	30	7.45	26	88,221	1
新潟県	35,300	47	7.15	35	43,789	43
富山県	40,800	23	7.5	24	56,025	19
石川県	45,240	11	8.26	13	60,874	15
福井県	43,700	14	7.9	18	55,304	20
山梨県	38,710	35	7.28	34	47,936	36
長野県	35,787	46	6.53	47	46,970	37
岐阜県	39,310	33	7.39	31	56,042	18
静岡県	36,000	44	6.84	43	60,241	16
愛知県	40,175	27	7.43	28	76,032	4
三重県	36,758	43	6.79	44	50,122	33
滋賀県	38,175	37	6.85	41	55,186	21
京都府	45,110	12	8.29	12	72,558	7
大阪府	47,415	5	8.68	9	79,284	3
兵庫県	43,924	13	8.07	14	71,978	8
奈良県	39,900	29	7.5	24	63,664	13
和歌山県	43,375	16	7.92	17	52,030	28
鳥取県	41,592	22	7.75	22	49,339	35
島根県	39,670	31	7.35	33	43,875	42
岡山県	43,500	15	7.89	19	57,848	17
広島県	40,467	26	7.14	36	61,834	14
山口県	47,272	7	8.71	8	66,718	9
徳島県	40,774	24	7.43	28	45,994	39
香川県	47,700	4	8.98	3	65,243	11
愛媛県	41,659	21	7.85	20	51,554	30
高知県	48,569	2	8.88	4	52,826	26
福岡県	50,935	1	9.24	2	73,935	6
佐賀県	47,400	6	8.8	5	54,612	22
長崎県	42,400	20	7.8	21	50,824	31
熊本県	46,700	9	8.62	11	51,561	29
大分県	47,100	8	8.78	7	53,779	23
宮崎県	42,800	18	7.95	16	45,486	41
鹿児島県	45,900	10	8.63	10	45,718	40
沖縄県	48,440	3	8.8	5	52,537	27
全国平均(注2)	41,500		7.65		約65,000	
神奈川県との比	1,640		0.20		-23,221	

(注1) 政府・与党とりまとめによる低所得者への保険料軽減対策が行われた後の広域連合別の保険料集計

(注2) 表示した数値は国からの情報提供によるもの

9 用語の定義

9-1 被保険者

被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者を除く。）、又は65歳以上75歳未満の方の障害認定を受けた方が対象になります。

障害認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障害の状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口に応請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となります。20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障害認定を受けた方は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされます。

なお、障害認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができます。

負担区分

所得の区分に応じて設定される①現役並み所得者②一般③低所得Ⅱ④低所得Ⅰの区分のことです。負担割合や1か月に医療機関等で負担していただく金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なります。

負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したものです。上述の負担区分に応じて負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担です。

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するものです。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられていますが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定しています。

9 - 2 保険料

賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定することです。

旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額 330,000 円を控除した額です。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しません。（旧地方税法第 292 条第 4 項ただし書の課税総所得金額によって算定されます。）

均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガなどのいざというきのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としています。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができますが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としています。

均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料です。

所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料です。

算出額

均等割額と所得割額を合計した額です。

限度超過額

算出額から、限度額(50 万円)を超えた金額です。

給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいいます。

収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障害を受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいいます。

特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法をいいます。

普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法をいいます。

9 - 3 医療給付

費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を10倍した金額です。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけされています。

保険者負担分

【現物給付】

広域連合が負担する保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、広域連合が保険医療機関等に支払うことです。

【現金給付】

広域連合が柔整等施術機関及び被保険者へ支給する療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関及び被保険者に支給することです。

高額療養費

被保険者が受けた医療費が著しく高額であるときに被保険者に支給する現金給付及び保険医療機関に支払う現物給付をいいます。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で入院療養を受けた場合に、被保険者は自己負担限度額までを支払い、超えた額を被保険者に代わって広域連合が保険医療機関に支払うことです。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に受けた療養について所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を被保険者に支給することです。

一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う金額をいいます。

所得の区分に応じて、①現役並み所得者「3割」②一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ「1割」となります。

他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する公費助成費をいいます。

公費負担割合

公費は、後期高齢者医療財政の療養の給付等に占める国・県・市町村が負担する定率負担金等をいいます。この定率負担金等を占める割合を示すことをいいます。

『一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ』区分の被保険者については、5割が負担されるため『公費5割』と示します。(残り5割は、支援金4割、保険料1割で賄われています。)

『現役並み』区分は、支援金及び保険料のみで賄われているため、『公費0割』と示します。

例規集

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保険料（第3条－第20条）
- 第4章 保健事業（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 第6章 罰則（第23条－第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料

（保険料の賦課額）

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法第106条に規定する賦課期日）をいう。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方

税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得」と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

（1）第10条第3号に規定する所得割総額

（2）被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の被保険者均等割額）

第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。
(所得割率)

第7条 平成20年度及び平成21年度の所得割率は、100分の7.45とする。
(被保険者均等割額)

第8条 平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は、39,860円とする。
(保険料の賦課限度額)

第9条 第3条第1項の賦課額は、50万円を超えることができない。
(保険料の賦課総額)

第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。))の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の

額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合

には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。) 現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(1) の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第

313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

4 前3項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

- (3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。
- (4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。
- (1) 被保険者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。
- (保険料の減免)
- 第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。
- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。
- 2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であって、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。
- (1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。
- (2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

- (1) 被保険者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由
- 4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。
- (保険料に関する申告)
- 第17条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他の世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月1日神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。
- (保険料の納付)
- 第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。
- (関係市町村が徴収すべき保険料の額)
- 第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。
- 2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

(延滞金の納付)

第20条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第4章 保健事業
(保健事業)

第21条 広域連合は、法第125条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5章 雑則
(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第23条 法第54条第1項の規定による届出をしない被保険者(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。)又は虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処する。

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の写真に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者は、10万円以下の過料に処する。

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5

倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納税告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条」とあるのは「第12条若しくは第13条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成

2 1年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例）

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第19条の規定を適用する場合には、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」と、同条第4項中「属する月」とあるのは「属する月（当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。））」とする。

（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第7条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第4項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

（平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第8条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額（ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合

は、当該賦課額について第11条の規定により月割をもって算定した額とする。）から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額（ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第11条の規定に準じて月割をもって算定した額とする。）を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満である場合には、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第11条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則（平成20年7月18日一部改正）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月27日一部改正）

この条例は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成 21 年 6 月 17 日一部改正）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 7 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(被保険者証等の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第20条第1項、第21条、第62条第8項及び第67条第6項の規定により被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告するものとする。

(被保険者証等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証等は、無効とする。

(1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。

(2) 被保険者証等を亡失又は損傷したとき。

(3) 被保険者証等の検認又は更新を受けなかったとき。

(4) 被保険者証等の有効期限を経過したとき。

(5) 正当な理由がなく被保険者証等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

(1) 被保険者証の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は被保険者証の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

(2) 被保険者証の記載事項を訂正するため又は被保険者証の検認若しくは更新の

ため被保険者証を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に申請しなければならない。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半壊、半壊、床上浸水と同等若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもって行う保険料（以下「月割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き被保険者である者で前年度に6か月未満の月割保険料相当額の減免を受けた場

合は、6 から減免を受けた月数を控除した月割保険料相当額を限度とする。) を減免する。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至った場合 年間保険料額のうち給付制限を受ける日の属する月から給付制限を受けることがなくなつた日の属する月の前月までの月割保険料相当額を減免する。ただし、給付制限を受ける日の属する月に給付制限を受けることがなくなつた場合は、この限りでない。

2 条例第16条第2項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する当該世帯の合算額が1千万円以上の場合、この限りでない。

(1) 条例第16条第2項第1号に該当した場合 世帯主が死亡したことにより新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に賦課される保険料の額を控除して得た額を、12(当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。) で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(2) 条例第16条第2項第2号又は第3号に該当した場合 条例第16条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当することとなつた日の属する年の当該被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する他の被保険者の合計所得金額の見込額(以下「見込合計所得金額」という。))が、減免を受けようとする年度の賦課期日現在における所得とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、当該見込合計所得金額を基に賦課した保険料の額を控除して得た額を、12(当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。) で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(保険料減免の申請、取消し等)

第8条 条例第16条第3項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書を同条第1項に該当する者にあつては事由のやんだ日から60日以内に、同条第2項に該当する者にあつては減免を受けようとする月の末日までに広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の減免を決定するときは後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、却下するときは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免を取り消し、又は減免額を変更することができる。

(1) 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となつたとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき。

(3) 減免を受けた後に、減免の対象となる条例第3条の規定による保険料の賦課額(以下「保険料額」という。))が変更されたとき。

(4) 減免を受けた後に、条例第11条第2項に該当し、保険料額が変更されたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、減免を取り消し、又は減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の減免の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により、減免額の変更は、後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書によるものとする。

(公示送達の方法)

第9条 法第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(広域連合区域外に住所を変更する際の証明)

第10条 法第50条第2号の規定による障害の状態の認定又は高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。))第

第 1 4 条 第 5 項の規定により広域連合の認定を受けた被保険者又は法第 9 9 条第 2 項の被扶養者であった被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律／第 9 9 条第 2 項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書／による障害認定証明書／による特定疾病認定証明書／を交付することができる。ただし、法第 5 5 条第 1 項又は第 2 項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

(資格喪失等の証明)

第 1 1 条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったため又は省令第 8 条第 2 項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

(負担区分等の証明)

第 1 2 条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第 5 5 条第 1 項又は第 2 項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

(保健事業)

第 1 3 条 条例第 2 1 条第 1 号に規定する健康診査は、別表第 1 に定める健診項目によるものとする。

第 2 条 条例第 2 1 条第 2 号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年神奈川県指令市町第 4 号）第 2 条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が別表第 1 に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金交付事業

(2) 被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業

(3) 被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業

(様式)

第 1 4 条 法令及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(委任)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 5 月 1 8 日一部改正）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1（第13条関係）

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BM I（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BM I = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$
5	血圧の測定
6	血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、及びガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（γ-GTP）の検査
7	血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第2（第14条関係）

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書	省令第8条、第25条
第2号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得（変更・喪失）届出書	省令第10条、第11条、第12条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第10条、第11条、第12条
第3号様式	後期高齢者医療被保険者証（省令様式第2号）	省令第17条第1項
第4号様式	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書	省令第19条第1項、第21条、第62条第8項、第67条第6項
第5号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第4条
第6号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第32条
第7号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第33条第2項
第8号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第33条第2項
第9号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第33条第2項
第10号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第33条第2項
第11号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	省令第37条第2項、第42条第2項
第12号様式	第三者の行為による傷病届	省令第46条
第13号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	省令第47条第1項、第60条第1項
第14号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第62条第1項
第15号様式	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書	省令第67条第1項
第16号様式	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	省令第70条第1項
第17号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第5条

第1号様式

後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書

届出者名			本人との関係	
届出者住所			連絡先電話番号	

新規（変更・喪失）		変更前
フリガナ		
氏名		
生年月日		
住所		
申請区分		
申請事由		
所有手帳又は証書類		

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり関係書類を添えて（申請・届出）いたします。

年 月 日

申請者 住所 氏名 印

後期高齢者医療被保険者資格 取得（変更・喪失）届出書

被保険者番号										証種類	☐ 被保険者証	☐ 短期証	☐ 資格証
項目		内容(変更後)				変更前		異動事由					
ふりがな								事由 発生日		年 月 日			
被 保 険 者 本 人		氏 名											
生年月日		明・大・昭	・	性 別	男・女								
住 所													
世帯主との続柄													
資格取得、住所変更、世帯主変更の届出の場合に記入(世帯主が本人以外の場合)													
世 帯 主		ふりがな											
氏 名													
生年月日		明・大・昭	・	性 別	男・女								
資格取得の届出の場合に記入													
同世帯の被保険者		被保険者番号											
氏 名													
被保険者番号													
氏 名													
神奈川県後期高齢者医療広域連合長 (届出日) 年 月 日 上記のとおり届出いたします。 (届出人) 氏 名 被保険者との続柄 住 所 連絡先電話番号													

第3号様式

(裏面)

注意事項

1 この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。

2 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

3 被保険者の資格がなくなるときは、直ちに、この証を市区町村に提出してください。また、転出の届を出す際には、この証を添えてください。

4 この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、保険者（神奈川県後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市区町村に提出してください。

5 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市区町村に提出して、保険者の検認又は更新を受けてください。

6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。

(表面)

91mm

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
発 効 期 日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
一 部 負 担 金 の 割 合	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	神奈川県後期高齢者医療広域連合

128mm

後期高齢者医療被保険者受療証

この証で療養給付を受けることができる被保険者	被保険者証番号													
	氏名													
		現住所												
			生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女					
	一部負担金の割合	割												
発行理由		被保険者証の交付等手続き中のため												
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで													
保険者	名称	神奈川県後期高齢者医療広域連合												
	番号	<table border="1"><tr><td>3</td><td>9</td><td>1</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						3	9	1	4			
3	9	1	4											
		年 月 日												

・この受診証は、保険医診療機関等で受診する場合のみにお使いいただけます。被保険者証は後日郵送となりますが、お手元に届くまでの間に受診される時は、医療機関等窓口へご提示ください。

・被保険者証が届きましたら、この受診証を被保険者ご自身で破棄していただき、速やかに受診された保険医診療機関等窓口へ被保険者証のご提示をお願いします。

- ・この受療証は、被保険者証の交付申請中などによりまだ被保険者へ交付されていない場合に、被保険者資格を証明するものです。
- ・この受療証が提示された場合には、被保険者証と同様にお取扱いくださるようお願いいたします。

第 8 号様式

第 号		後期高齢者医療一部負担金減額証明書	
被 保 険 者 番 号			
被 住	所		
保 氏	名		
險 生	年 月 日	年 月 日	
減 額	割	円	
有 効 期 間	自	年 月 日	年 月 日
至			
上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の減額を行っている者であることを証明する。			
年 月 日			
神奈川県後期高齢者医療広域連合長			

第 9 号様式

第 号		後期高齢者医療一部負担金免除証明書	
被 保 険 者 番 号			
被 住	所		
保 氏	名		
險 生	年 月 日	年 月 日	
有 効 期 間	自	年 月 日	年 月 日
至			
上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の免除を行っている者であることを証明する。			
年 月 日			
神奈川県後期高齢者医療広域連合長			

後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書

医療機関コード		1		7		連番		1. 0406 2. 2者併用 3. 3者併用		13		区分コード		07. 高入9 08. 高外9 09. 高入7 00. 高外7		11					
都道府県番号		8		9		給付割合 090:9割 070:7割		10		12		保険種別				15					
保険者番号		16		3		9		1		4		療養を受けた被保険者氏名				23					
被保険者番号		24						31				生年月日		明治・大正・昭和		年 月 日					
公費負担者番号		32						39				診療年月		10		13		16			
公費受給者番号		47						83				点数表コード		1. 医科 3. 歯科		54		51. 食事標準負担差額		51	
診療を受けた医療機関名および所在地																					
入院日数		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで		日間 回															
入院日数		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで		日間 回															
入院日数		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで		日間 回															
食事標準負担額		1. () 円 × () 回 = () 円		2. () 円 × () 回 = () 円		1. () 円 × () 回 = () 円		2. () 円 × () 回 = () 円		決定額(支給金額)											
受付年月日		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76	
食事決定金額		67		72		73		74		75		76		77		78		79		80	
支給決定額		79		80		81		82		83		84		85		86		87		88	
振込先		銀行 信用金庫 信用組合 協同組合		支店 本店 出張所		支店コード		支店番号		口座番号		口座名義人(カナ)		預金種目		1. 普通預金 2. 当座預金					
振込先		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98	
振込先		109		110		111		112		113		114		115		116		117		118	
申請欄		年 月 日		上記のとおり関係書類を添えて申請します。		神奈川県後期高齢者医療広域連合長		〒		住所		申請者 氏名		電話		資格確認 負担割合確認 第三者行為等確認					
委任状		私は、次の者に療養費の受領に関する一切の権限を委任します。		受任者(口座名義人)		住所		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名					

第 号		後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	
被保険者番号			
住所			
氏名			
生年月日		年 月 日	
有効期間		自 年 月 日 至 年 月 日	
上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予を行っている者であることを証明する。		年 月 日	
		神奈川県後期高齢者医療広域連合長	

第12号様式

第三者の行為による傷病届

（届出先）

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

（届出者）

住所（居住地）

電話（連絡先）

氏名

3

9

1

4

被保険者番号

被保険者番号

（フリガナ）氏名

生年月日

住所（居住地）

電話

氏名

住所（居住地）

事業所名

住所又は所在地

使用主

業務中の場合に記入

相手方（本人）

代表者名

使用主

事故取扱者

住所又は所在地

電話

年

月

日

午前

午後

時

分

頃

負傷の日時および場所

発病の原因又は負傷時の状況

別紙「事故発生状況報告」のとおりに
1 年 月 日より使用
2 使用していない

当初

転移後

保険医療機関名

第 号

自賠責保険契約会社名

契約者住所

所有者住所

車台番号

任意保険（対人）の有無
※個人賠償責任保険等の場合も含む

有・無

有・無

担当者名

電話

が成立の有無

有・無

年

月

日

成立

受付印

損害賠償に関する交渉の経過

1 自動車ひき逃げ等

2 後日調査の必要がある

2 後日調査の必要がある

2 後日調査の必要がある

第13号様式

後期高齢者医療療養費支給申請書

医療機関等コード	1	レセプト管理番号	7	10	13	14	15
都道府県番号	8	9	090：9割 070：7割	12	13	14	15
保険者番号	16	17	18	19	20	21	22
被保険者番号	23	24	25	26	27	28	29
公費負担者番号	30	31	32	33	34	35	36
公費受給者番号	37	38	39	40	41	42	43
診療年	44	45	46	47	48	49	50
療養費区分コード	51	52	53	54	55	56	57
傷病名	58	59	60	61	62	63	64
発病又は負傷年月日	65	66	67	68	69	70	71
診療を受けた医療機関名および所在地	72	73	74	75	76	77	78
医師等の氏名	79	80	81	82	83	84	85
費用額	86	87	88	89	90	91	92
請求金額	93	94	95	96	97	98	99
負担金額	100	101	102	103	104	105	106
決定金額	107	108	109	110	111	112	113
支払先区分コード	114	115	116	117	118	119	120
支払先区分コード	121	122	123	124	125	126	127
支払先区分コード	128	129	130	131	132	133	134
支払先区分コード	135	136	137	138	139	140	141
支払先区分コード	142	143	144	145	146	147	148
支払先区分コード	149	150	151	152	153	154	155
支払先区分コード	156	157	158	159	160	161	162
支払先区分コード	163	164	165	166	167	168	169
支払先区分コード	170	171	172	173	174	175	176
支払先区分コード	177	178	179	180	181	182	183
支払先区分コード	184	185	186	187	188	189	190
支払先区分コード	191	192	193	194	195	196	197
支払先区分コード	198	199	200	201	202	203	204
支払先区分コード	205	206	207	208	209	210	211
支払先区分コード	212	213	214	215	216	217	218
支払先区分コード	219	220	221	222	223	224	225
支払先区分コード	226	227	228	229	230	231	232
支払先区分コード	233	234	235	236	237	238	239
支払先区分コード	240	241	242	243	244	245	246
支払先区分コード	247	248	249	250	251	252	253
支払先区分コード	254	255	256	257	258	259	260
支払先区分コード	261	262	263	264	265	266	267
支払先区分コード	268	269	270	271	272	273	274
支払先区分コード	275	276	277	278	279	280	281
支払先区分コード	282	283	284	285	286	287	288
支払先区分コード	289	290	291	292	293	294	295
支払先区分コード	296	297	298	299	300	301	302
支払先区分コード	303	304	305	306	307	308	309
支払先区分コード	310	311	312	313	314	315	316
支払先区分コード	317	318	319	320	321	322	323
支払先区分コード	324	325	326	327	328	329	330
支払先区分コード	331	332	333	334	335	336	337
支払先区分コード	338	339	340	341	342	343	344
支払先区分コード	345	346	347	348	349	350	351
支払先区分コード	352	353	354	355	356	357	358
支払先区分コード	359	360	361	362	363	364	365
支払先区分コード	366	367	368	369	370	371	372
支払先区分コード	373	374	375	376	377	378	379
支払先区分コード	380	381	382	383	384	385	386
支払先区分コード	387	388	389	390	391	392	393
支払先区分コード	394	395	396	397	398	399	400
支払先区分コード	401	402	403	404	405	406	407
支払先区分コード	408	409	410	411	412	413	414
支払先区分コード	415	416	417	418	419	420	421
支払先区分コード	422	423	424	425	426	427	428
支払先区分コード	429	430	431	432	433	434	435
支払先区分コード	436	437	438	439	440	441	442
支払先区分コード	443	444	445	446	447	448	449
支払先区分コード	450	451	452	453	454	455	456
支払先区分コード	457	458	459	460	461	462	463
支払先区分コード	464	465	466	467	468	469	470
支払先区分コード	471	472	473	474	475	476	477
支払先区分コード	478	479	480	481	482	483	484
支払先区分コード	485	486	487	488	489	490	491
支払先区分コード	492	493	494	495	496	497	498
支払先区分コード	499	500	501	502	503	504	505
支払先区分コード	506	507	508	509	510	511	512
支払先区分コード	513	514	515	516	517	518	519
支払先区分コード	520	521	522	523	524	525	526
支払先区分コード	527	528	529	530	531	532	533
支払先区分コード	534	535	536	537	538	539	540
支払先区分コード	541	542	543	544	545	546	547
支払先区分コード	548	549	550	551	552	553	554
支払先区分コード	555	556	557	558	559	560	561
支払先区分コード	562	563	564	565	566	567	568
支払先区分コード	569	570	571	572	573	574	575
支払先区分コード	576	577	578	579	580	581	582
支払先区分コード	583	584	585	586	587	588	589
支払先区分コード	590	591	592	593	594	595	596
支払先区分コード	597	598	599	600	601	602	603
支払先区分コード	604	605	606	607	608	609	610
支払先区分コード	611	612	613	614	615	616	617
支払先区分コード	618	619	620	621	622	623	624
支払先区分コード	625	626	627	628	629	630	631
支払先区分コード	632	633	634	635	636	637	638
支払先区分コード	639	640	641	642	643	644	645
支払先区分コード	646	647	648	649	650	651	652
支払先区分コード	653	654	655	656	657	658	659
支払先区分コード	660	661	662	663	664	665	666
支払先区分コード	667	668	669	670	671	672	673
支払先区分コード	674	675	676	677	678	679	680
支払先区分コード	681	682	683	684	685	686	687
支払先区分コード	688	689	690	691	692	693	694
支払先区分コード	695	696	697	698	699	700	701
支払先区分コード	702	703	704	705	706	707	708
支払先区分コード	709	710	711	712	713	714	715
支払先区分コード	716	717	718	719	720	721	722
支払先区分コード	723	724	725	726	727	728	729
支払先区分コード	730	731	732	733	734	735	736
支払先区分コード	737	738	739	740	741	742	743
支払先区分コード	744	745	746	747	748	749	750
支払先区分コード	751	752	753	754	755	756	757
支払先区分コード	758	759	760	761	762	763	764
支払先区分コード	765	766	767	768	769	770	771
支払先区分コード	772	773	774	775	776	777	778
支払先区分コード	779	780	781	782	783	784	785
支払先区分コード	786	787	788	789	790	791	792
支払先区分コード	793	794	795	796	797	798	799
支払先区分コード	800	801	802	803	804	805	806
支払先区分コード	807	808	809	810	811	812	813
支払先区分コード	814	815	816	817	818	819	820
支払先区分コード	821	822	823	824	825	826	827
支払先区分コード	828	829	830	831	832	833	834
支払先区分コード	835	836	837	838	839	840	841
支払先区分コード	842	843	844	845	846	847	848
支払先区分コード	849	850	851	852	853	854	855
支払先区分コード	856	857	858	859	860	861	862
支払先区分コード	863	864	865	866	867	868	869
支払先区分コード	870	871	872	873	874	875	876
支払先区分コード	877	878	879	880	881	882	883
支払先区分コード	884	885	886	887	888	889	890
支払先区分コード	891	892	893	894	895	896	897
支払先区分コード	898	899	900	901	902	903	904
支払先区分コード	905	906	907	908	909	910	911
支払先区分コード	912	913	914	915	916	917	918
支払先区分コード	919	920	921	922	923	924	925
支払先区分コード	926	927	928	929	930	931	932
支払先区分コード	933	934	935	936	937	938	939
支払先区分コード	940	941	942	943	944	945	946
支払先区分コード	947	948	949	950	951	952	953
支払先区分コード	954	955	956	957	958	959	960
支払先区分コード	961	962	963	964	965	966	967
支払先区分コード	968	969	970	971	972	973	974
支払先区分コード	975	976	977	978	979	980	981
支払先区分コード	982	983	984	985	986	987	988
支払先区分コード	989	990	991	992	993	994	995
支払先区分コード	996	997	998	999	1000	1001	1002
支払先区分コード	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009
支払先区分コード	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016
支払先区分コード	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023
支払先区分コード	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030
支払先区分コード	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037
支払先区分コード	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044
支払先区分コード	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051
支払先区分コード	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058
支払先区分コード	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065
支払先区分コード	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072
支払先区分コード	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079
支払先区分コード	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086
支払先区分コード	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093
支払先区分コード	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100
支払先区分コード	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107
支払先区分コード	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114
支払先区分コード	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121
支払先区分コード	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128
支払先区分コード	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135
支払先区分コード	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142
支払先区分コード	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149
支払先区分コード	1150	1151	1152	1153	1154		

後期高齢者医療特定疾病認定申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

被保険者番号	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
住所	

疾病の名称	
-------	--

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療特定疾病療養受療証の交付を申請します。

年 月 日
申請者 住所
氏名

印

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書

届出者名		本人との関係	
届出者住所		連絡先電話番号	

被保険者番号			
フリガナ		性別	
被氏名			
保生年月日			
険住所			
者			
長期入院			

ここから下は長期入院該当者のみ記入してください。		入院日数合計（ 日間）	
①	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 称 所 在 地	～	（ 日間）
②	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 称 所 在 地	～	（ 日間）
③	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 称 所 在 地	～	（ 日間）
④	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 称 所 在 地	～	（ 日間）
⑤	申請日の前1年間の入院日数 入院をした保険医療機関等 名 称 所 在 地	～	（ 日間）

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額の減額を申請します。

年 月 日
申請者 住所
氏名

印

後期高齢者医療高額療養費支給申請書

保 険 者 番 号	氏 名	
被 保 険 者 番 号		
生 年 月 日	電 話 番 号	

上記のとおり、高額療養費の支給を申請します。

神奈川県高齢者医療広域連合長

申請者 氏名 _____ 印 _____

私は、次の者に高額療養費の受領に関する一切の権限を委任します。

申請者

住所

氏名

印

受任者

住所

氏名

[illegible]

他の制度により自己負担額相当額またはその一部の支給を受けられるか否か

※ 原爆一般疾病医療費、特定疾患の治療研究に係る医療給付など、後期高齢者医療高細療養費制度以外の公費負担医療制度等により支給を受けられる場合に、ご記入ください。

制度名

※ 処理欄		支払金額		受 付	
	円				
	(備考)				

※処理欄には何も記載しないでください。

後期高齢者医療葬費支給申請書

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

住所

〒 □□ □□ — □□ □□ □□ □□

年 月 日

45

A dashed circle with a radius vector labeled r pointing from the center to the top of the circle.

申請者
(喪主)

電話 () ※ 日中に連絡がとれる番号

次のとおり葬祭費の支給を申請します。

保険者 番号	3	9	1	4					被保険者 番号										
死亡した 被保険者の 氏名									死亡した 被保険者の 生年月日	(明治・大正・昭和) 年 月 日				喪主と の関係 (続柄)					
死亡した日					年	月	日	葬祭日				年	月	日					
申請金額										¥50,000-									

[illegible]

委任状	私は、次の者に葬祭費の受領に関する一切の権限を委任します。
	受任者(口座名義人)
	住所
	氏名
	委任者(喪主)
	住所
	氏名
	印

市区町村	事実確認		葬祭日確認		窓口受付担当者		(備考)	
	☐ 住基確認済 ☐ 埋火葬許可 ☐ 受理証明書 ☐ 戸籍謄照会	☐ 喪主確認						
広域連合	受付日	決定日	支給日	氏名	続柄	連絡先		
☐ 住所 ☐ 葬祭日 ☐ 金融機関				預金科目	口座番号	口座名義		
※ 処理欄	受付印							

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

(広域連合保管用)

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療仮徴収額決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号						
決定年月日	平成	年	月	日	決定理由					
仮徴収額						円				

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる 所得金額	②所得割率 ①×②	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩保険料額 ⑨+⑩-⑪	⑪割合	仮徴収額 ⑩×⑪
					／

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎（終了年度のみ）

①均等割額	②均等割軽減額	③年保険料額 ①-②

＊ 後期高齢者医療仮徴収額は、高齢者の医療の確保に関する法律及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、前年度の保険料額より法令の割合で計算されたものです。

＊ 前年度保険料算出方法は以下のとおりです。
所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率（ /100） } 確定年保険料
均等割額＝ 円 [50万円を限度とする]
※1 賦課のもととなる所得金額＝ 年中の総所得金額＝33万円

＊ 均等割軽減
次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
総所得金額等が33万円以下
内、世帯内の被保険者全員が年収入80万円以下（その他各種所得がない） 均等割額… 円
総所得金額等が33万円＋（24.5万円×被保険者数（世帯主を除く））以下 均等割額… 円
総所得金額等が33万円＋（35万円×被保険者数）以下 均等割額… 円
所得割軽減
賦課のもととなる所得金額が58万円以下 所得割額…5割軽減

＊ 被用者保険の被扶養者であったものには、下記の保険料額が軽減
被用者保険の被扶養者であったものは、所得割がかからず、下記の保険料額が軽減されます。
均等割額… 円

＊ 不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

備考 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号						
決定年月日	平成	年	月	日	決定理由					
年度分の後期高齢者医療保険料額						円				

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる 所得金額	②所得割率 ①×②	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩保険料額 ⑨+⑩-⑪	⑪月割減額	⑫保険料額 ⑨+⑫-⑬

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎（終了年度のみ）

①均等割額	②均等割軽減額	③年保険料額 ①-②	月数	④月割減額

＊ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、 年 月 日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

＊ 保険料算出方法は以下のとおりです。
所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率（ /100） } 確定年保険料
均等割額＝ 円 [50万円を限度とする]
なお、 年 月 日以降に被保険者資格の取得及び喪失があるときは月割りにて算定します。
※1 賦課のもととなる所得金額＝ 年中の総所得金額＝33万円

＊ 均等割軽減
次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
総所得金額等が33万円以下
内、世帯内の被保険者全員が年収入80万円以下（その他各種所得がない） 均等割額… 円
総所得金額等が33万円＋（24.5万円×被保険者数（世帯主を除く））以下 均等割額… 円
総所得金額等が33万円＋（35万円×被保険者数）以下 均等割額… 円
所得割軽減
賦課のもととなる所得金額が58万円以下 所得割額…5割軽減

＊ 被用者保険の被扶養者であったものには、下記の保険料額が軽減
被用者保険の被扶養者であったものは、所得割がかからず、下記の保険料額が軽減されます。
均等割額… 円

＊ 不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

備考 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号									
決定年月日		決定理由									
変更前仮徴収額		円		変更後仮徴収額		円					
				仮徴収額		円					

* 不服申立て及び取消訴訟
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

備考 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができること。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号									
決定年月日		平成 年 月 日		決定理由							
				年度分の後期高齢者医療保険料額 円							

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
変更前					
変更後					
⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩月割減額	⑪月割減額	⑫保険料額 ⑨+⑩-⑪-⑫
変更前			月数		
変更後					

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎（終了年度のみ）

⑬均等割額	⑭均等割軽減額	⑮年間保険料額 ⑬-⑭	⑯月割減額
変更前			
変更後			

* 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、 年 月 日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

* 保険料算出方法は以下のとおりです。
所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率（ /100） } 確定年保険料
均等割額＝ 円 [50万円を限度とします]
なお、 年 月 日以降に被保険者資格の取得及び喪失があるときは月割りにて算定します。
※1 賦課のもととなる所得金額＝ 年中の総所得金額等－33万円

* 均等割軽減
次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。

総所得金額等が33万円以下
内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない） 均等割額… 円
総所得金額等が33万円＋〔24.5万円×被保険者数（世帯主を除く）〕以下 均等割額… 円
総所得金額等が33万円＋〔35万円×被保険者数〕以下 均等割額… 円

* 所得割軽減

賦課のもととなる所得金額が58万円以下 所得割額…5割軽減

* 被用者保険の被扶養者であったものに対する軽減

被用者保険の被扶養者であったものは、所得割がかからず、下記の保険料が軽減されます。

均等割額… 円

* 不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

備考 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができること。

後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書

申請者住所.....
申請者氏名.....
被保険者との関係.....

次のとおり関係書類を添えて後期高齢者医療保険料の徴収猶予を申請します。
の規定により、

1 被保険者等 記

氏名カナ			
氏 名			
住 所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			

2 保険料の額等

納 期	保険料額	徴収猶予期間	備 考
合 計			

3 申請理由

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書

さきに申請がありました 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

徴収猶予決定年月日	年 月 日
決定・却下 理 由	

納 期	保険料額	徴収猶予期間	備 考
合計			

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書

年 月 日付けで決定しました 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり取消しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号		
徴収猶予取消年月日		年 月 日		
取 消 理 由				
納 期	保険料額	取消前徴収猶予期間	取消後納期限	備 考
合計				

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

後期高齢者医療保険料減免申請書

申請者住所.....

申請者氏名.....⑤.....

被保険者との関係.....

次のとおり関係書類を添えて後期高齢者医療保険料の減免を申請します。

の規定により、

1 被保険者等					記	
氏名カナ						
氏 名						
住 所						
被保険者番号				電話番号		
世帯主氏名						
世帯主住所						
2 保険料の額等						
納 期	保険料額	納 期	保険料額			
					合計保険料	

3 申請理由

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定したので通知します。

氏 名			年 度 区 分		年 度
			被 保 険 者 番 号		
決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 減 免 額		円	
減免前保険料額	円	減免後保険料額		円	
減 免 理 由					

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下したので通知します。

氏 名			年 度 区 分		年 度
			被保険者番号		
決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 減 免 額	円		
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円		
減 免 却 下 理 由					

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり取消としたので通知します。

氏 名			年 度 区 分	年 度
			被 保 険 者 番 号	
決 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	決 定 減 免 額	円
減免前保険料額		円	減免後保険料額	円
減 免 取 消 理 由				

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書

年 月 日付けで決定しました後期高齢者医療保険料減免につきまして、次のとおり減免額を変更したので通知します。

氏 名			年 度 区 分	年 度
			被 保 険 者 番 号	
変更決定年月日	年 月 日	年 月 日		
変更前保険料額		円	変更前減免額	円
変更後保険料額		円	変更後減免額	円
減 免 額 変 更 理 由				

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県後期高齢者医療審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

年 月 日

年度分 後期高齢者医療簡易申告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 宛 年 月 日提出
この申告書は 年度後期高齢者医療保険料算定の基礎となります。

様分の

年 1月 1日から 年 12月 31日までの1年間の収入

氏 名	職 業	電 話
	(印)	
現 住 所	(生年月日) 年 月 日生 (世帯主の氏名及び続柄)	

① 所 得 金 額 等				収入がない方はこちらにご記入ください。⇒仕送り・被扶養者・その他 ()
所得の種類	④ 収入金額	⑤ 必要経費 (所得者給与額・控除額を含む)	⑥所得金額(④-⑤)	備 考
営 業	円	円	円	
不 動 産	円	円	円	
農 業	円	円	円	
専従者 控除				※営業、不動産、農業の 必要経費の内数
給 与	円			
専従者 給与	円			※給与収入額の内数
年 金	円			※遺族年金・障害年金等 非課税年金を除く
譲 渡	円	円	円	※下記②欄に必要事項を 記入してください。
そ の 他	円	円	円	
	円	円	円	

② 譲渡所得に関する事項			
資産の種類 (〇印を付してください。)	左の資産を取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等
1 土地建物等			交換買換・収用・居住用財産 その他 ()
2 その他の資産			

第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書
による障害認定証明書
高齢者の医療の確保に関する法律
による特定疾病認定証明書

被 保 険 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
認定 (該 当) の 状 況	被 扶 養 者	被 用 者 保 険 の 被 扶 養 者 で な く な っ た 日
	障 害	被 扶 養 者 で あ っ た 際 の 保 険 者 の 名 称
		認 定 年 月 日
	障 害 の 程 度	
	認 定 の 基 礎 と な っ た 書 類	
特 定 疾 病	認 定 年 月 日	
	疾 病 の 名 称	
	認 定 の 基 礎 と な っ た 書 類	

第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する
第50条第2号の障害認定を行った
施行令第14条第5項の特定疾病認定を行った
上記のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律
ことを証明する。

年	月	日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

第32号様式

後期高齢者医療負担区分等証明書						
氏名			減額区分		分	
1	該当する負担区分	一定以上負担区分	基準額未満	非課税	老福	基準額以下
		基準額以上				
2	氏名	一定以上負担区分				
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福	基準額以下
3	氏名	一定以上負担区分				
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福	基準額以下
4	氏名	一定以上負担区分				
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福	基準額以下
5	氏名	一定以上負担区分				
		基準額以上	基準額未満	非課税	老福	基準額以下
上記のとおり負担区分等の判定を行ったことを証明する。						
年 月 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合長						

第31号様式

後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書

被保険者番号										
被保険者氏名									性別	男 女
住 所									生年月日	明・大・昭 年 月 日
資格喪失等年月日	年 月 日									

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

	神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第7号 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 地方自治法第291条の4第3項の規定により、変更後の神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり公表する。 平成20年8月5日 神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 (広域連合の名称) 第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。 (広域連合を組織する地方公共団体) 第2条 広域連合は、神奈川県の区域内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。 (広域連合の区域) 第3条 広域連合の区域は、神奈川県との区域とする。 (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）で定める事務のほか、別表第1に規定する事務については、関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 (広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。 (広域連合の事務所) 第6条 広域連合の事務所は、横浜市内に置く。 (広域連合の議会の組織) 第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。 2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。 (広域連合議員の選挙の方法) 第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。 2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。 3 別表第2の5の項から8の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選
--	---	---

挙については、当該市町村の議会の議員の定数の総数の10分の1以上の者の推薦のあった者又は当該市町村の議会の議長が推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例により行うものとする。

4 前項の選挙における当選人は、同項に規定する市町村の議会における選挙において得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が関係市町村の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

（補助職員）

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員会は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な意見を有する者の中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて。

(1) 関係市町村の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び県の支出金

(4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

（運営協議会）

第18条 広域連合は、その運営に関する重要事項を審議するため、広域連合の条例で、運営協議会を置くものとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法第284条第3項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合議員の任期は、平成20年6月30日までとする。

4 第13条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合長及び副広域連合長の任期は、平成21年3月31日までとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第14条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

（検討）

6 広域連合は、平成21年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、別表第3の1の表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成19年7月25日神奈川県指令市町第6号）

この規約は、神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成20年8月1日神奈川県指令市町第4号）
この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく
神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

別表第1（第4条）

1	葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
2	保険料の額の通知書の引渡し
3	保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
4	保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
5	保険料の減免に係る申請書の提出の受付
6	保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
7	保険料に関する申告書の提出の受付
8	前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第8条）

区分	市町村	人数
1	横浜市	7人
2	川崎市	3人
3	横須賀市	1人
4	相模原市	1人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	2人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	2人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	2人
8	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町	2人

中井町	
大井町	
松田町	
山北町	
開成町	
箱根町	
真鶴町	
湯河原町	
愛川町	
清川村	

別表第3（第17条）

1 共通経費

項 等	項 目	負担割合
均	割	100分の10
被 保 険 者 数	割	100分の45
人 口	割	100分の45

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項 目	説 明
高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

(備考)

- 被保険者数割については、前年度の3月31日現在の被保険者の数（平成20年3月31日までにあっては、老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等の数）により計算する。
- 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口により計算する。

平成 21 年 10 月発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 9 階

電 話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：http://www.union.kanagawa.lg.jp/